

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

みよし市こども計画

【案】

令和7（2025）年2月

みよし市こども未来会議

目 次

第1章 計画策定に当たって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の法的根拠と位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象となるこども・若者	4
5 計画の策定体制	4
6 こどもまんなか社会の実現	6
7 こども大綱に沿った計画策定	7
8 SDGsとの関連	9
第2章 みよし市のこども・若者を取り巻く現状と課題	12
1 統計から見たみよし市の現状	12
2 子育て環境の現状	17
3 こどもの貧困を取り巻く現状	20
4 こども・若者を取り巻く現状	26
5 アンケート調査の結果から見える現状と課題	30
6 こども・若者の意見表明	52
第3章 計画の基本的な考え方	64
1 計画の基本理念	64
2 計画の基本目標	64
3 計画の数値目標	65
第4章 こども施策に関する重要施策	68
1 施策の体系	68
2 ライフステージを通した重要施策	70
3 ライフステージ別の取組	77
4 子育て当事者への支援に関する取組	82
5 こども・若者の社会参画・意見反映	84
6 こども施策の共通の基盤となる取組	85
第5章 子ども・子育て支援事業計画	88
1 教育・保育提供区域の設定	88
2 将来人口推計	88
3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	89
4 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	103
5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	103
6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保	104
第6章 計画の進行管理	106
1 計画の推進に向けて	106
資料編	108
1 みよし市こども未来会議要綱	108
2 みよし市こども未来会議委員名簿	110
3 みよし市こども計画策定経過	111

第1章

計画策定に当たって

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国では、少子化や家庭環境の多様化、共働き家庭の増加など、子育てを取り巻く社会環境が大きく変化しています。このような変化に伴い、地域における教育や保育、子育て支援の需要が多様化しており、これらのニーズに対応するため、国は、平成24（2012）年に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付等を盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定し、こどもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充、地域の子育て支援の充実を図るため、市町村毎に5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することを定めました。

近年では、こどもや子育てを取り巻く環境がさらに大きく変化し、子育て負担の増大、こどもの貧困や健康問題の多様化、ヤングケアラーの増加など、複雑化する問題（課題）に直面しています。また、ICTやデジタル技術が普及する現代社会では、新たなリスクへの対応も求められており、これらの環境変化に対応するためには、家庭、地域、行政、学校などが連携し、子育てを支える仕組みを整えることが重要で、こどもの健全な成長を支えるため、社会全体で柔軟かつ包括的な支援体制の構築が求められています。

このような背景の下、令和5（2023）年4月には、全てのこども達が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行するとともに、これまで内閣府や厚生労働省といった複数の省庁が担っていたこども・子育て支援を一元化するために「こども家庭庁」を発足させるなど、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施する体制が整えられました。

全てのこどもや若者が、自立した個人として等しく健やかに成長し、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、行政を始め地域社会全体で支援していくことが求められています。

本市では、令和2（2020）年度に策定した「みよし市児童育成計画（以下、「前計画」という）」において、「子どもたちが笑顔で成長するために、安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるまち」を基本理念として定め、子育て支援やこどもの成長を支援する取組を進めてきました。

前計画が令和6（2024）年度をもって計画期間を満了することに伴い、社会情勢の変化や国の法制度の改正、みよし市の現状を踏まえ、新たに「みよし市こども計画（以下、「本計画」という）」を策定します。本計画では、本市における切れ目のないこども・子育て支援の充実を図るとともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を推進していきます。

2 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」と位置付けます。

(2) 計画の性格

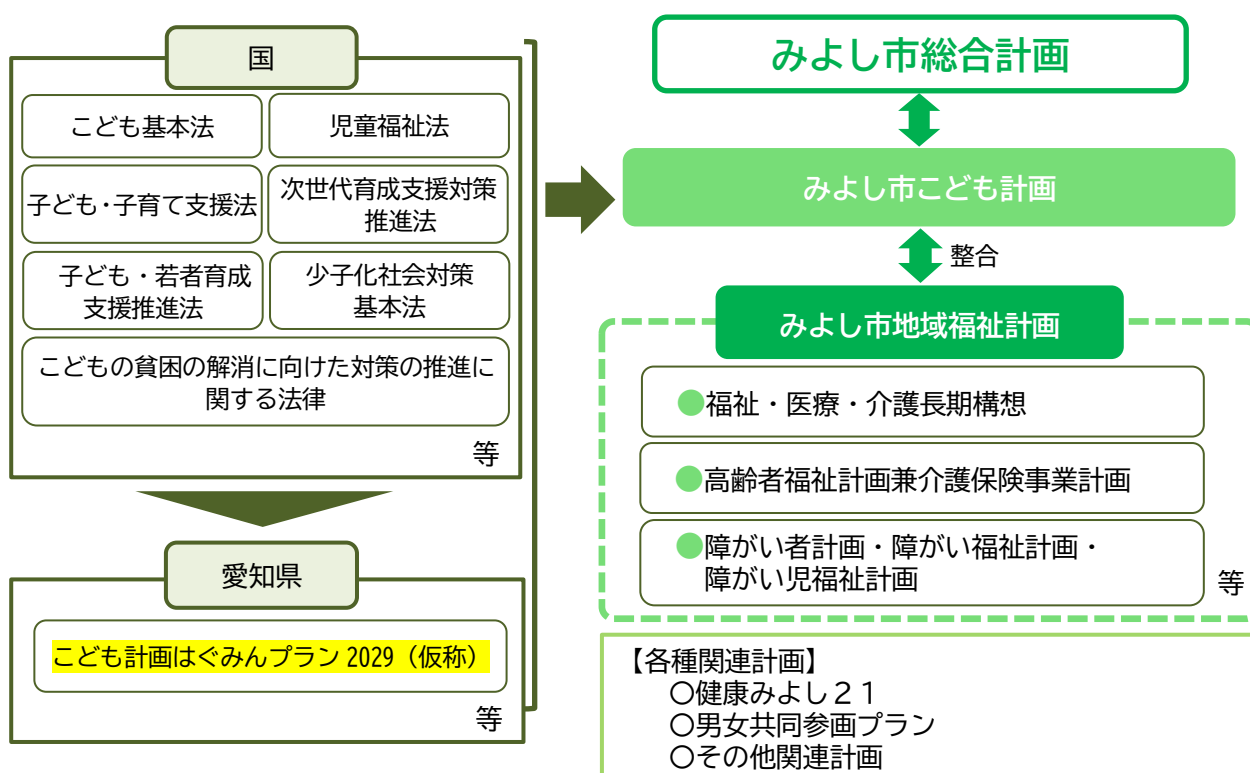
本計画は、こども大綱及び愛知県こども計画はぐみんプラン 2029（仮称）を勘案した、本市におけるこども施策についての計画です。

また、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定に基づく「こどもの貧困対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく「市町村行動計画」、少子化社会対策基本法第4条の規定に基づく「少子化に対処するための施策」を含めます。

さらに、国の「こども未来戦略」の基本理念を踏まえ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできるまち、こども達が笑顔で暮らせるまちの実現を目指します。

(3) 関連諸計画との関係

本計画は、「みよし市総合計画」を最上位の計画とし、「みよし市地域福祉計画」やその他の各種関連計画との整合性を勘案して策定したものです。



3 計画の期間

こども基本法においては市町村こども計画の計画期間が定められていませんが、本計画に内包する子ども・子育て支援事業計画は5年毎に見直しを行うこととなっているため、本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化を見極めながら、柔軟に取り組みます。

なお、国の法制度の改正等があれば、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
みよし市児童育成計画					第1期みよし市こども計画				

4 計画の対象となる子ども・若者

本計画の対象とする子ども・若者の年齢は、必要な施策毎に対象者を定めることとします。

なお、本計画における子ども・若者の範囲は、0歳から概ね30歳未満とし、「乳児期（0歳から5歳）」、「学童期（6歳から12歳）」、「思春期（13歳から18歳）」、「青年期（19歳から29歳）」と区分しますが、施策によっては「ポスト青年期（30歳から39歳）」の者も対象とします。

5 計画の策定体制

（1）計画策定の体制

本計画の内容検討に当たっては、学識経験者や、関係機関・関係団体の代表者、教育関係者、子育ての当事者などから構成される「みよし市こども未来会議」において審議を行いました。

（2）計画策定の方法

① 子育て中の保護者の現状、意向の把握

教育・保育サービスなどの子育て支援サービスの利用状況やニーズを把握し、計画策定のための基礎資料とするため、就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象として、令和6（2024）年に「こども・子育て支援ニーズ調査」を行いました。

② こどもの貧困状況の把握

子育て家庭の日頃の生活や子育ての実態を把握し、こどもの貧困対策のあり方を考えるとともに、安心して子育てをするために必要な取組を検討するための基礎資料とするため、小学校と中学校に通う全児童・生徒とその保護者を対象として、令和6（2024）年に「こどもの生活状況調査」を行いました。

③ こども・若者を取り巻く現状の把握

こどもや若者が抱える不安や悩み、将来に関する考え、市へのニーズなどを把握することでこどもや若者の生活に関わる市の取組などの方向性や施策のあり方を検討するための基礎資料とするため、市内在住の15歳から39歳までの市民の中から無作為に抽出した5,000人を対象として、令和6（2024）年に「こども・若者の意識と生活に関する調査」を行いました。

④ こども・若者、子育て当事者からの意見聴取・意見募集

本計画の策定に当たっては、こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえた実効性のある計画とするため、計画の対象となるこども・若者、子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させることが必要です。

こども政策決定過程において、各種ニーズ調査を始め、こども会議、こども（児童館等）インタビュー、市のホームページや公式SNSを用いた意見募集など、意見聴取の取組や意見募集を行い、本計画に反映させるよう努めました。

⑤ パブリックコメントの実施

計画は広く市民の意見が反映されたものにしていくことが重要です。そのため、パブリックコメントの実施を通じて広く市民の意見を集め、計画への反映に努めました。

※アンケート調査及び意見聴取等の概要は第2章に掲載しています。

6 こどもまんなか社会の実現

(1) こどもまんなか社会の実現

本計画は、「こども大綱」を勘案し、本市における施策や地域資源、こども・若者や子育て当事者等の意見を反映し作成するものです。地域が抱える課題やこども施策を取り巻く状況は様々であるため、本市の状況に応じた目的設定をすることが必要です。

こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

こどもまんなか社会とは、具体的には以下のことを指します。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ❖ 心身ともに健やかに成長すること。
- ❖ 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）こと、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活を送ること。
- ❖ 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ること。
- ❖ 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くこと。
- ❖ 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げること。
- ❖ 自らの意見を持つための様々な支援を受け、その意見を表明し、社会に参画すること。
- ❖ 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすること。
- ❖ 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすこと。
- ❖ 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つこと。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ❖ 自分らしく社会生活を送ること、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つこと。
- ❖ 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍すること。
- ❖ それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めること。
- ❖ 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うこと、子育てに伴う喜びを実感すること。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つこと。

7 こども大綱に沿った計画策定

(1) こども施策に関する基本的な方針

こども大綱では、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱をこども施策の基本的な方針としています。本計画においても、以下の6つをこども施策に関する基本的な方針として位置付けます。

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(2) ライフステージを通じた重要事項

施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらがこどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえるとともに、特定のライフステージのみでなくライフステージ全体を通して対処すべき課題があるとの認識の下で取り組んでいくことが重要です。本計画においても、次の重要事項に取り組めます。

- ❖ こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ❖ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ❖ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ❖ こどもの貧困対策
- ❖ 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- ❖ 外国にルーツのあるこどもへの支援
- ❖ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ❖ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

(3) ライフステージ別の重要事項

ライフステージを通して横断的に実施する重要事項に加え、ライフステージ別に次の重要事項に取り組みます。

こどもの誕生前から幼児期まで

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

学童期・思春期

- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・誰もが安心して過ごし、学ぶことのできる質の高い公教育の充実
- ・こどもの人権尊重とこども主体の教育の充実
- ・いじめ防止・いじめ問題への対応
- ・不登校のこどもへの支援
- ・社会人になる前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

青年期

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ・結婚を希望する者への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(4) 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが重要です。本計画においても、次の重要事項に取り組みます。

- ❖ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ❖ 地域子育て支援、家庭教育支援
- ❖ 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画への促進・拡大
- ❖ ひとり親家庭への支援

8 SDGsとの関連

SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで、国連加盟国193か国全ての国の合意により採択されたもので、令和12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指すため、貧困撲滅、自然環境、経済成長、不平等の解消などの17の目標（ゴール）と、169の具体的な活動（ターゲット）により構成されています。

SDGsは、先進国・途上国共通の目標であり、「誰一人取り残さない」という理念の下、全ての国において、行政、企業、教育機関などのあらゆるステークホルダー（関係者）が役割を重視し、経済、社会、環境をめぐる課題に統合的に取り組むこととして合意された普遍的なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

本市においても、関連する以下の11の開発目標について、本計画の各施策を推進していきます。

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに
3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
5 ジェンダー平等を実現しよう	8 働きがいも経済成長も
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう
11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に
17 パートナリシップで目標を達成しよう	

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章

みよし市のこども・若者
を取り巻く現状と課題

第2章 みよし市のこども・若者を取り巻く現状と課題

1 統計から見たみよし市の現状

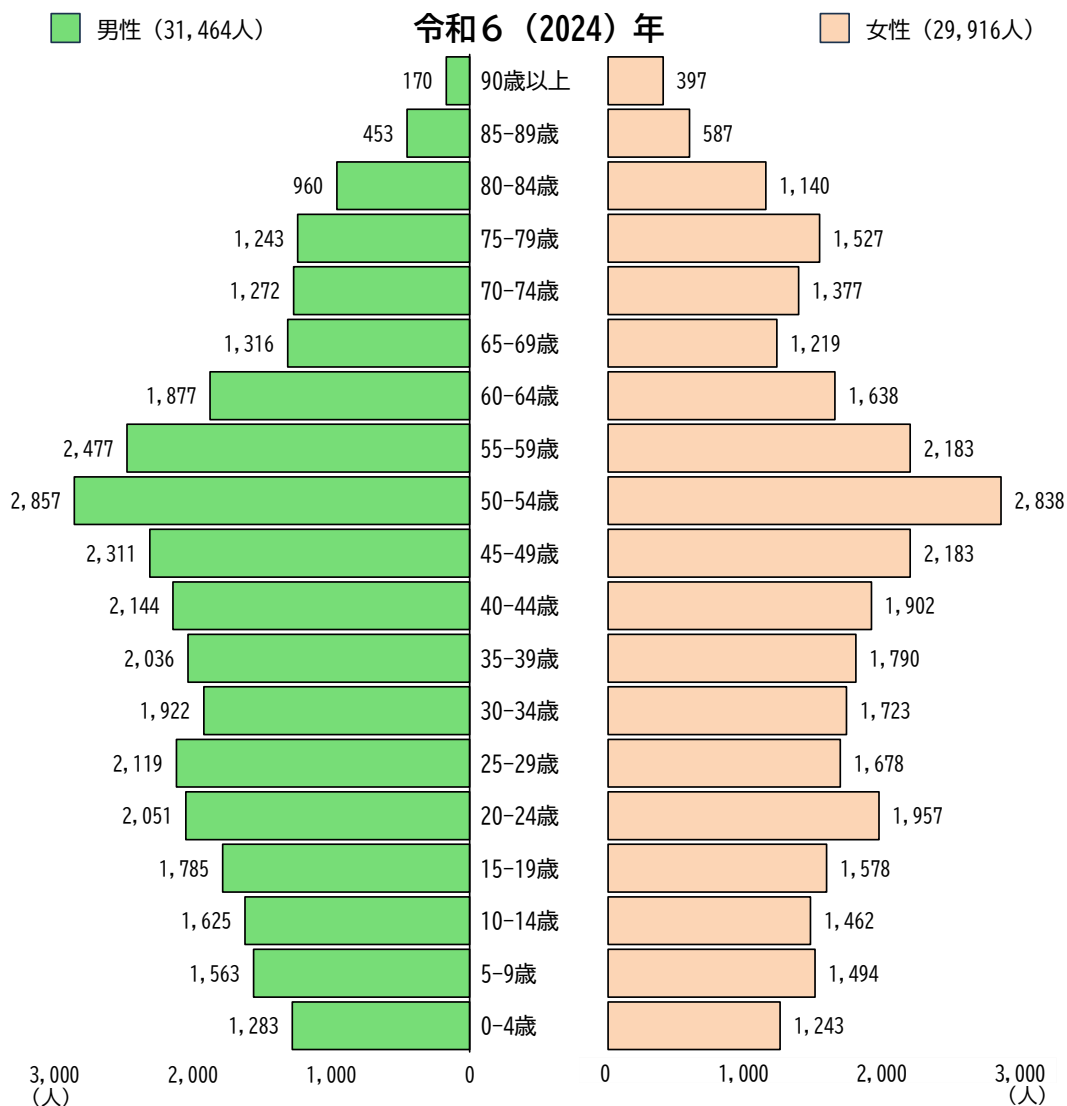
(1) 人口や世帯の状況

① 人口ピラミッド

本市の総人口は、令和6（2024）年4月1日時点で61,380人となっています。

男女別年齢5歳階級別人口を見ると、男女ともに「団塊ジュニア世代」を含む50歳から54歳の人口が最も多くなっており、4歳以下の人口が「団塊ジュニア世代」と比べて半分弱となっています。

【図表1 人口ピラミッド】



資料：住民記録（令和6（2024）年4月1日）

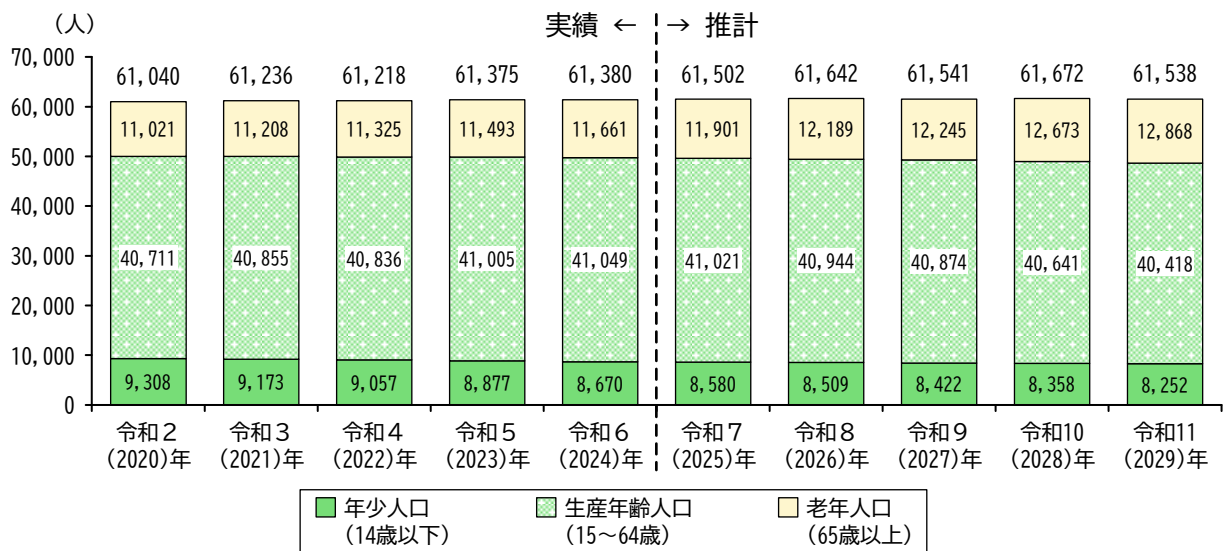
② 人口の推移・推計

本市の総人口は、令和6（2024）年まで増加傾向となっており、それ以降は増減を繰り返し、令和11（2029）年には61,538人になると予想されています。

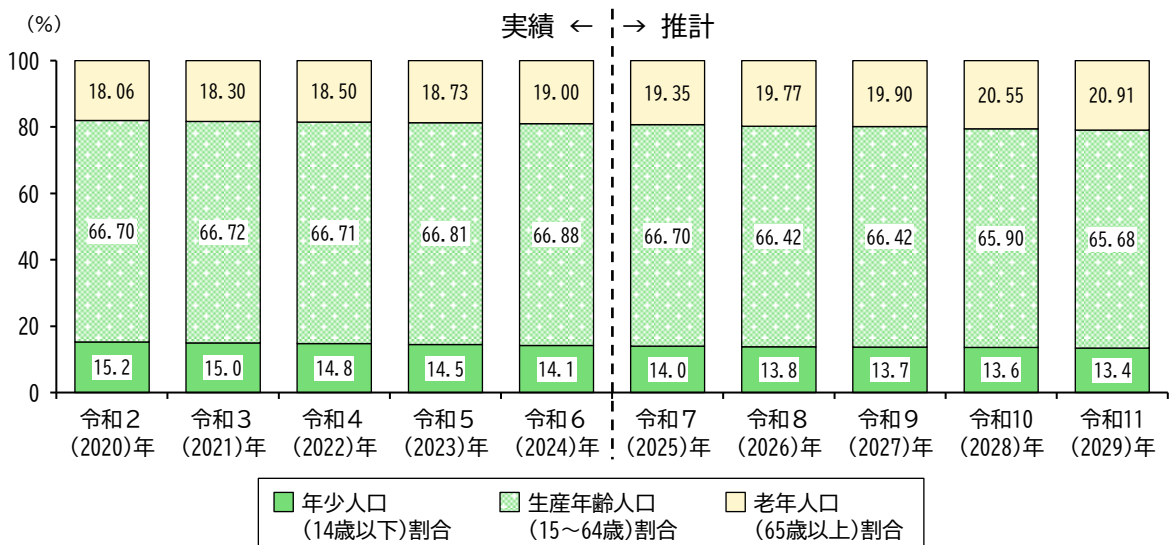
年齢3区分別の年少人口は、令和6（2024）年まで減少が続き、それ以降も同様の傾向が続くと予想されています。生産年齢人口は、令和6（2024）年まで増加傾向となっていました、それ以降、減少が続くと予想されます。老年人口は令和6（2024）年まで増加が続き、それ以降も同様の傾向が続くと予想されます。

また、年齢3区分別人口の割合を見ると、年少人口割合と生産年齢人口割合は年々減少傾向、老年人口割合は年々増加で推移しています。

【図表2 年齢3区分別人口の推移・推計】



【図表3 年齢3区分別人口割合の推移・推計】



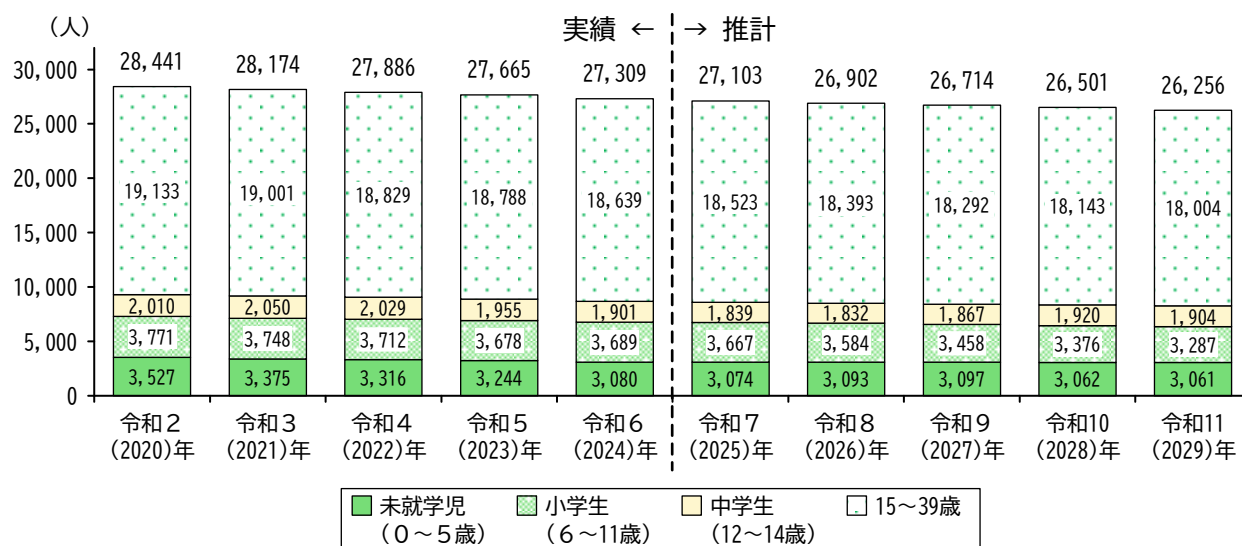
※令和7（2025）年以降はコーホート変化率法による推計とする

資料：住民記録（各年4月1日）

③ こども・若者人口の推移・推計

本市のこども・若者の人口は、令和6（2024）年まで減少が続いており、さらに、令和7（2025）年以降も減少が続く見込みであり、令和11（2029）年には26,256人、令和6（2024）年と比較すると3.9パーセント減になると予測されます。

【図表4 こども・若者人口の推移・推計】



※令和7（2025）年以降はコーホート変化率法による推計とする

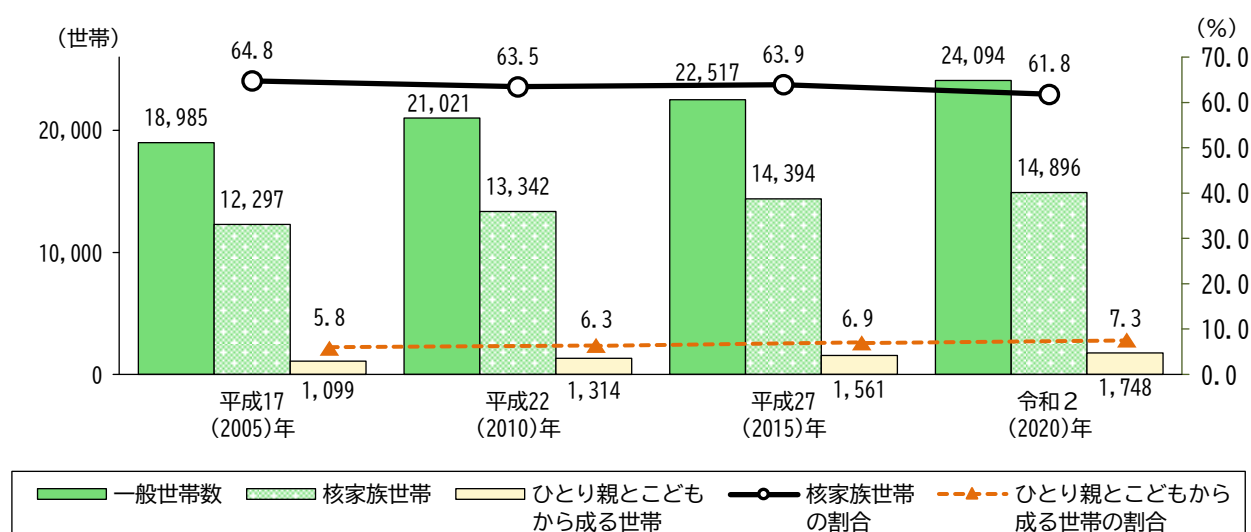
資料：住民記録（各年4月1日）

④ 世帯の状況

本市の一般世帯数は、平成17（2005）年以降、増加が続き、令和2（2020）年には24,094世帯となっています。

世帯の内訳を見ると、核家族世帯数とひとり親とこどもから成る世帯数は増加、核家族世帯の割合は減少傾向、ひとり親とこどもから成る世帯の割合は増加で推移しています。

【図表5 世帯の状況】

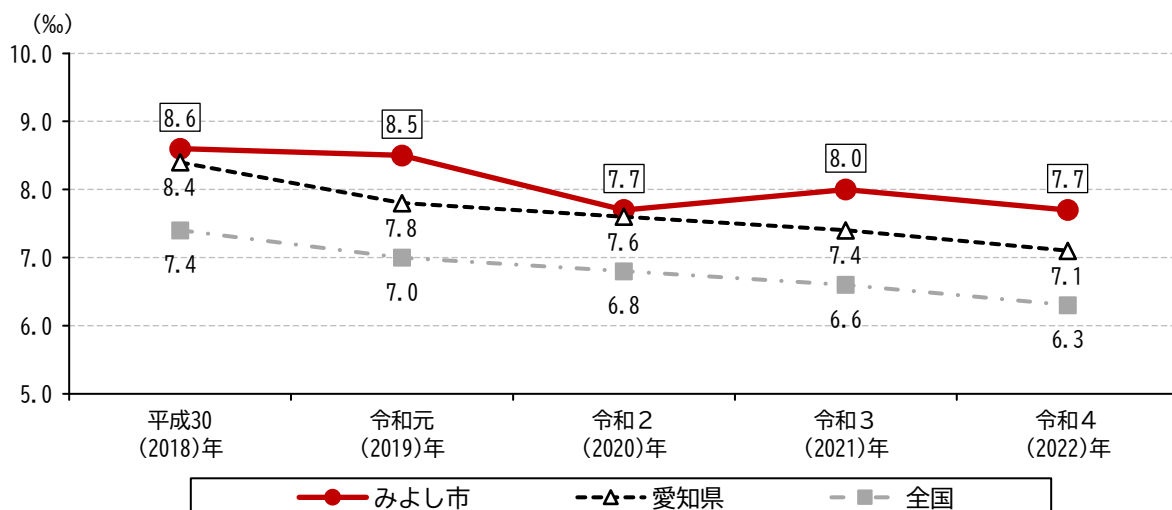


資料：国勢調査（各年10月1日）

⑤ 出生率の推移

本市の出生率は、平成30（2018）年以降、低下傾向となっており、令和4（2022）年には7.7%となっています。愛知県や全国と比較すると、高い水準が続いています。

【図表6 出生率の推移】



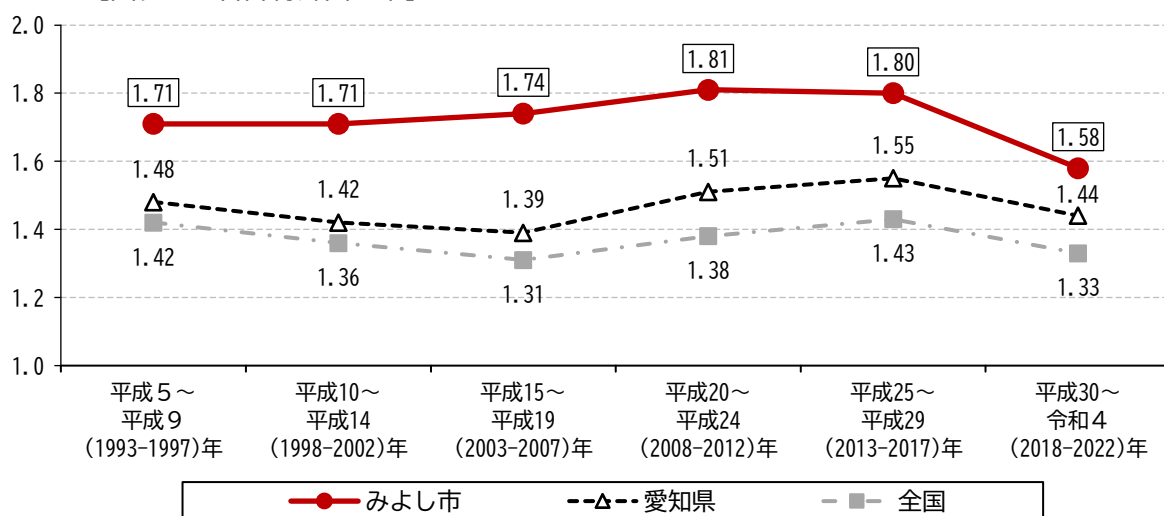
※出生率とは、人口千人に対する出生数の割合をいう。

資料：人口動態調査、愛知衛生年報

⑥ 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、平成30～令和4（2018-2022）年に大きく低下し、1.58となっています。愛知県や全国と比較すると、高い水準で推移していますが、人口置換水準2.07を大きく下回っています。

【図表7 合計特殊出生率】



※合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものをいう。

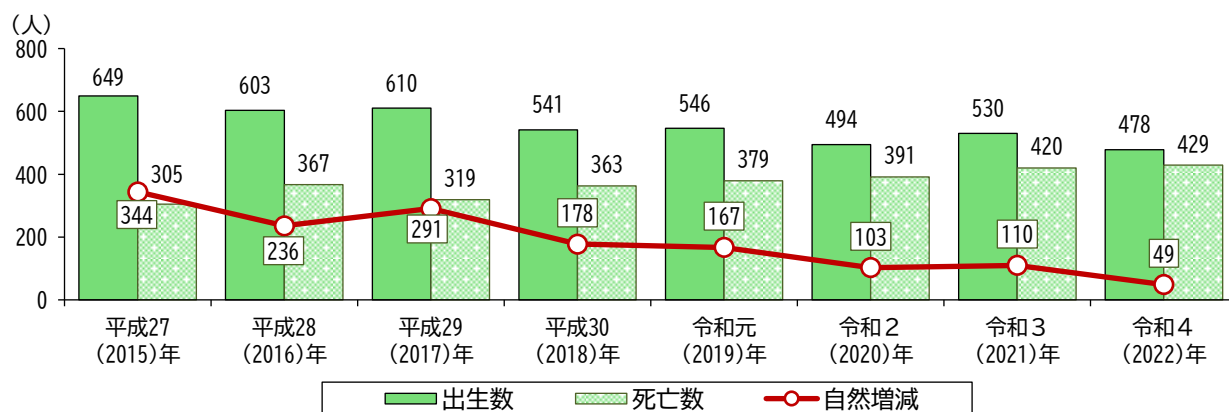
※人口置換水準とは、人口が長期的に増えも減りもせず一定となる出生の水準のことをいう。

資料：人口動態保健所・市区町村別統計

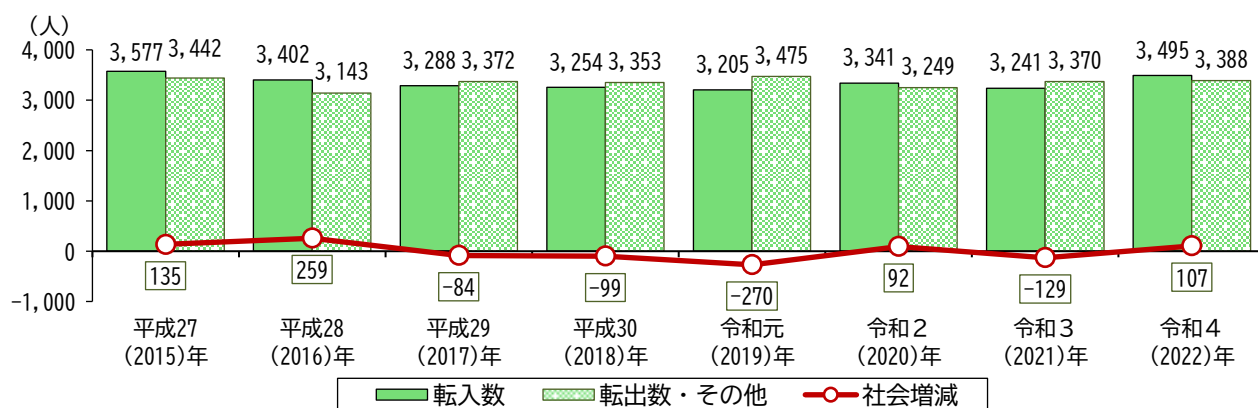
⑦ 人口動態

本市の人口動態は、出生数が減少を続ける中で死亡数が増加を続け、自然増が年々減少しています。一方で、大きな転入や転出がありつつも、社会増減は概ね横ばいで推移しています。結果、総人口は概ね増加で推移していますが、増加幅は小さくなりつつあります。

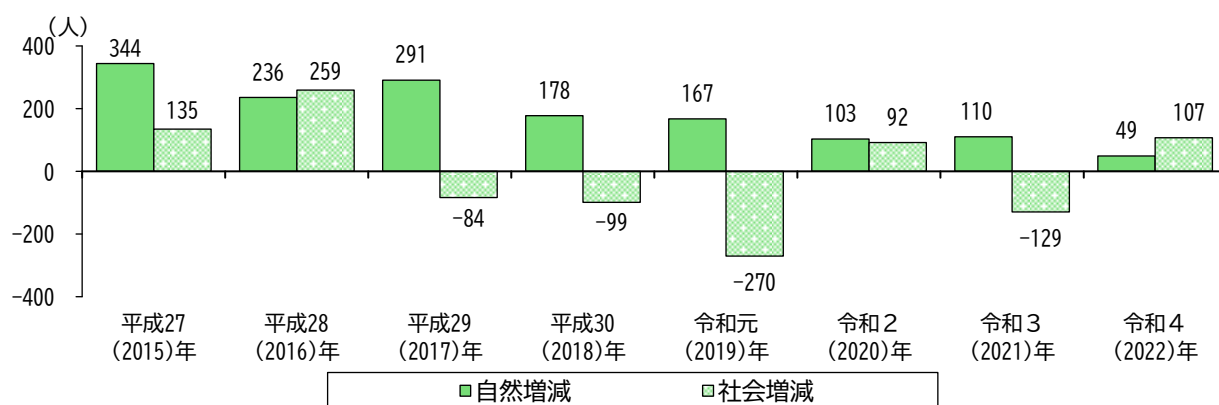
【図表8 自然増減】



【図表9 社会増減】



【図表10 人口動態】



資料：みよしの統計（各年4月1日～3月31日）

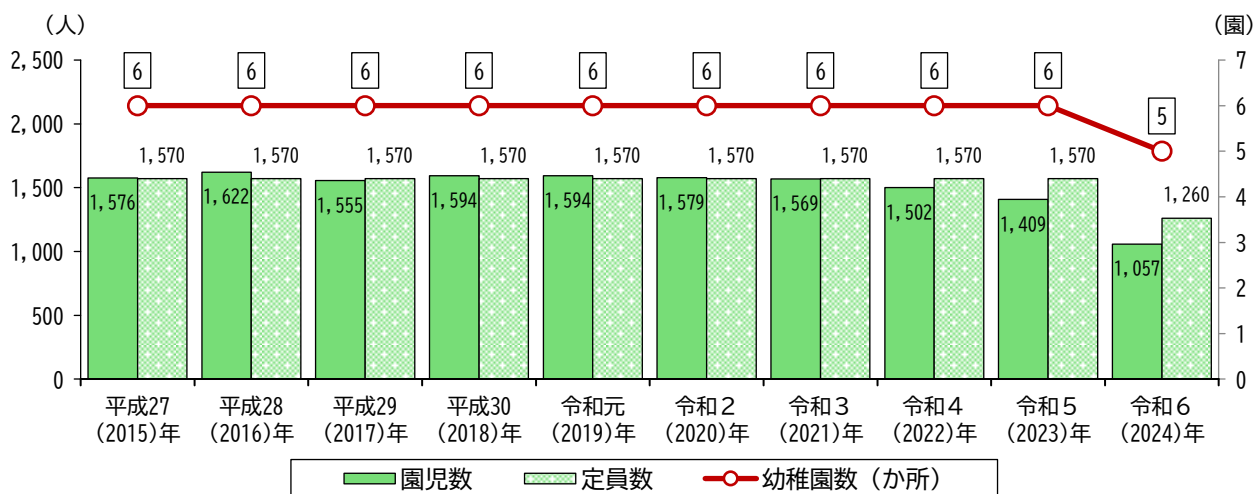
2 子育て環境の現状

(1) 保育所の整備と待機児童の状況

① 幼稚園の状況

本市の幼稚園数は、令和6（2024）年時点で5園、定員総数は1,260人、入所園児数は1,057人となっており、平成30（2018）年以降、入所園児数は減少傾向となっています。

【図表 11 幼稚園の状況】

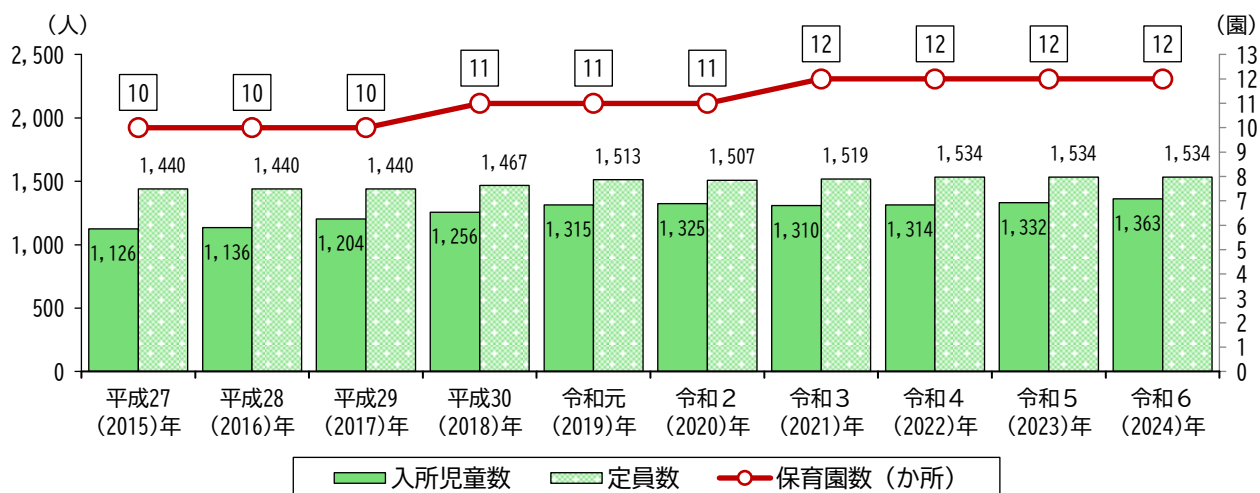


資料：みよしの統計 学校基本調査（各年5月1日）

② 認可保育園等の状況

本市の認可保育園数は、令和6（2024）年時点で12園、定員総数は1,534人、入所児童数は1,363人となっており、平成27（2015）年以降、入所児童数は増加傾向となっています。

【図表 12 認可保育園の状況】



資料：みよしの統計 保育課（各年4月1日）

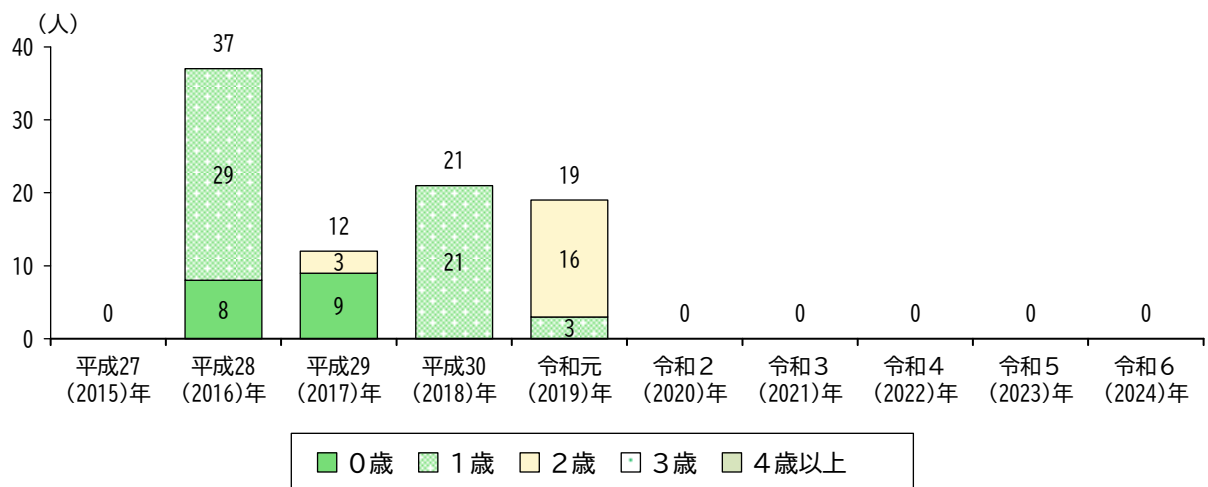
③ こども園の状況

幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行があり、本市のこども園は、令和6（2024）年4月時点で1園、定員総数は266人、入所園児数は244人となっています。

④ 待機児童の内訳

本市の待機児童数は、平成28（2016）年の37人をピークに、以降は減少し、令和2（2020）年以降の直近5年間は待機児童なしで推移しています。

【図表 13 保育園入所待機児童数の推移】



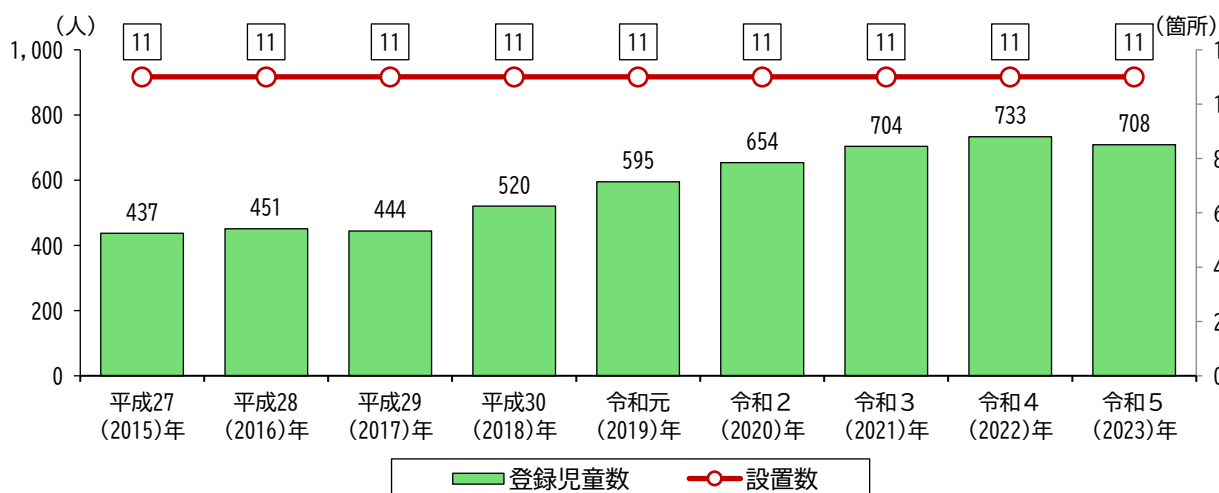
資料：保育課（各年4月1日）

(2) 放課後児童クラブ待機児童の状況

① 放課後児童クラブの設置数及び登録児童数

本市の放課後児童クラブの設置数は、令和5（2023）年時点で11箇所、登録児童数は708人となっており、平成27（2015）年以降、登録児童数は増加傾向となっています。

【図表 14 放課後児童クラブの設置数及び登録児童数】

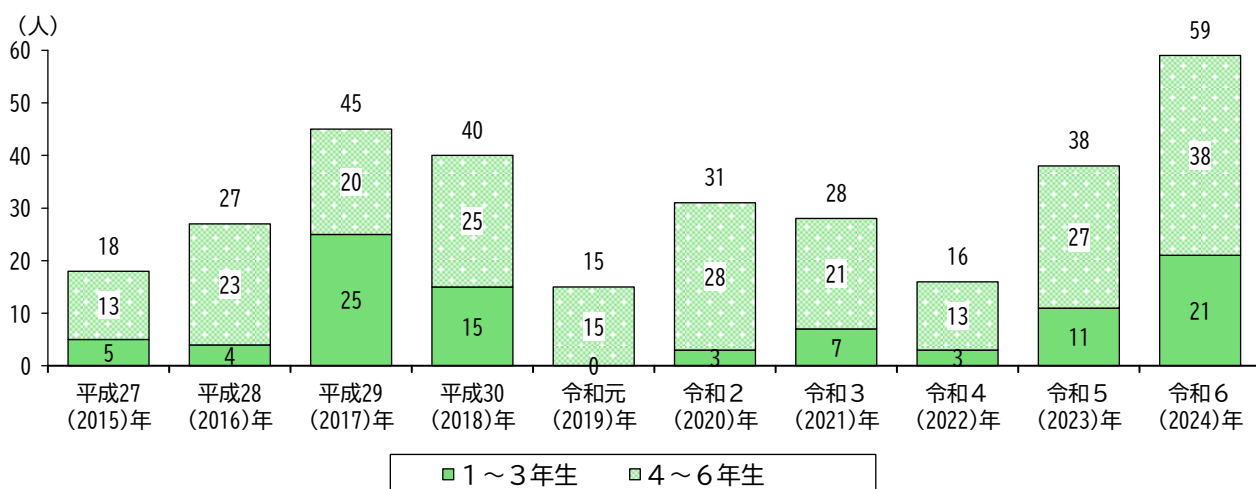


資料：みよしの統計 学校教育課（各年4月1日）

② 放課後児童クラブ待機児童数の推移

本市の放課後児童クラブ待機児童数は、令和6（2024）年時点で低学年（1～3年生）は21人、高学年（4～6年生）は38人、合計59人となっており、過去10年間で最も多くなっています。

【図表 15 放課後児童クラブの待機児童の推移】



資料：学校教育課・こども政策課（各年4月1日）

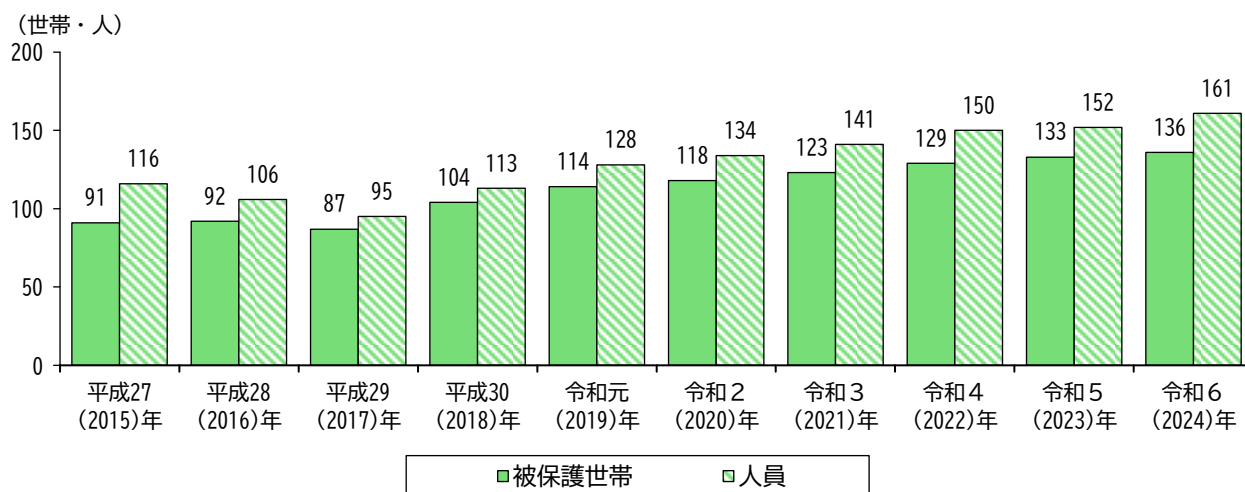
3 こどもの貧困を取り巻く現状

(1) 要保護世帯の状況

① 生活保護世帯の推移

本市の生活保護世帯は、令和6（2024）年時点で136世帯、生活保護人員は161人となっており、平成27（2015）年以降、ともに増加傾向となっています。

【図表 16 生活保護世帯の推移】

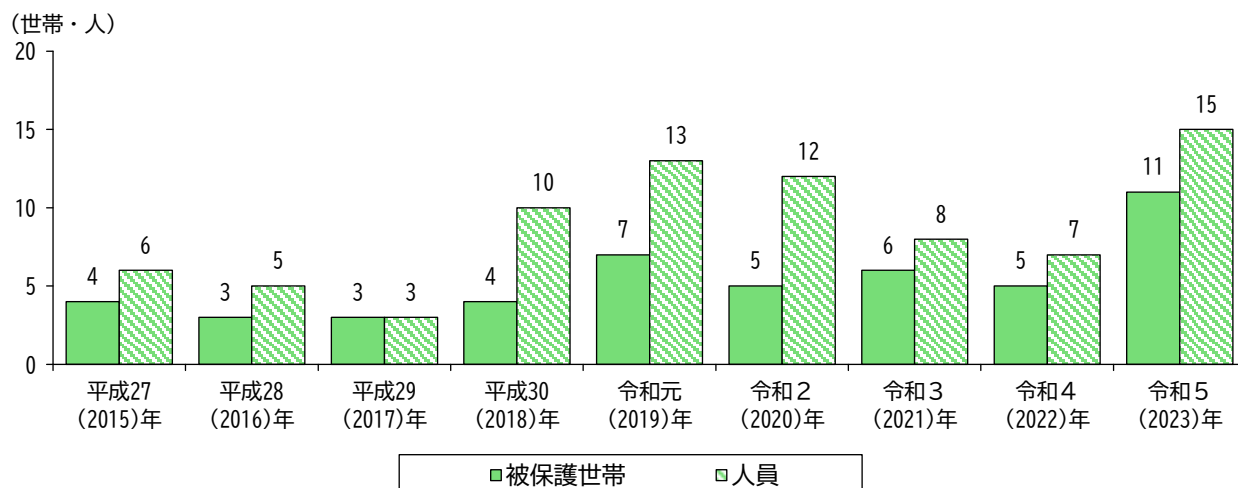


資料：福祉課（各年4月1日）

② こどものいる生活保護世帯の推移

本市のこどものいる生活保護世帯は、令和5（2023）年時点で11世帯、生活保護人員は15人となっており、平成27（2015）年と比較すると、生活保護世帯は2.75倍、生活保護人員は2.5倍となっています。

【図表 17 こどものいる生活保護世帯の推移】

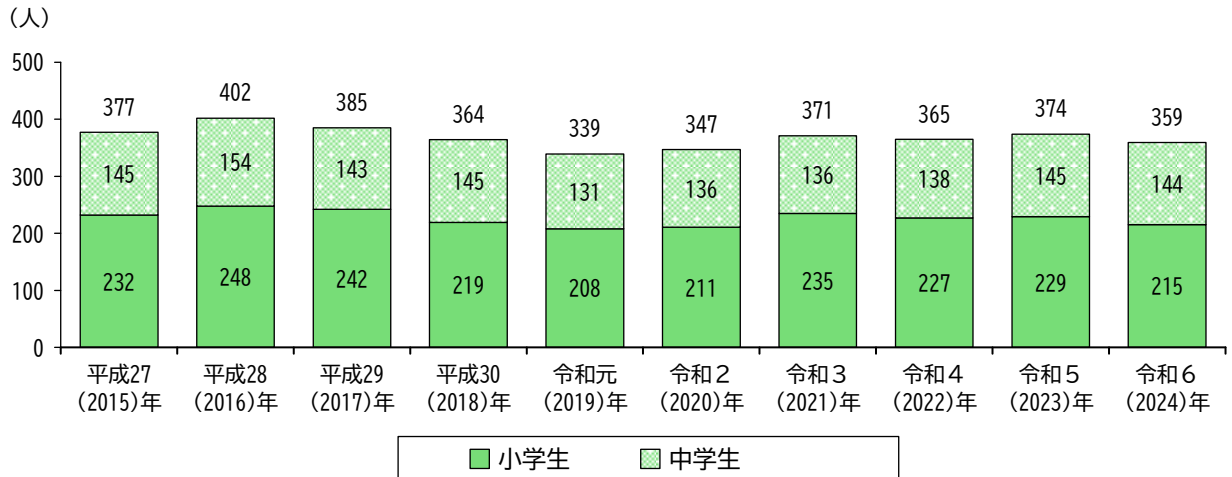


資料：福祉課（各年4月1日～3月31日）

③ 就学援助を受けた児童生徒の推移

本市の就学援助を受けた児童生徒数は、令和6（2024）年時点で小学生は215人、中学生は144人、合計359人となっています。過去10年間で増減はあるものの、概ね一定の水準で推移しています。

【図表 18 就学援助を受けた児童生徒の推移】

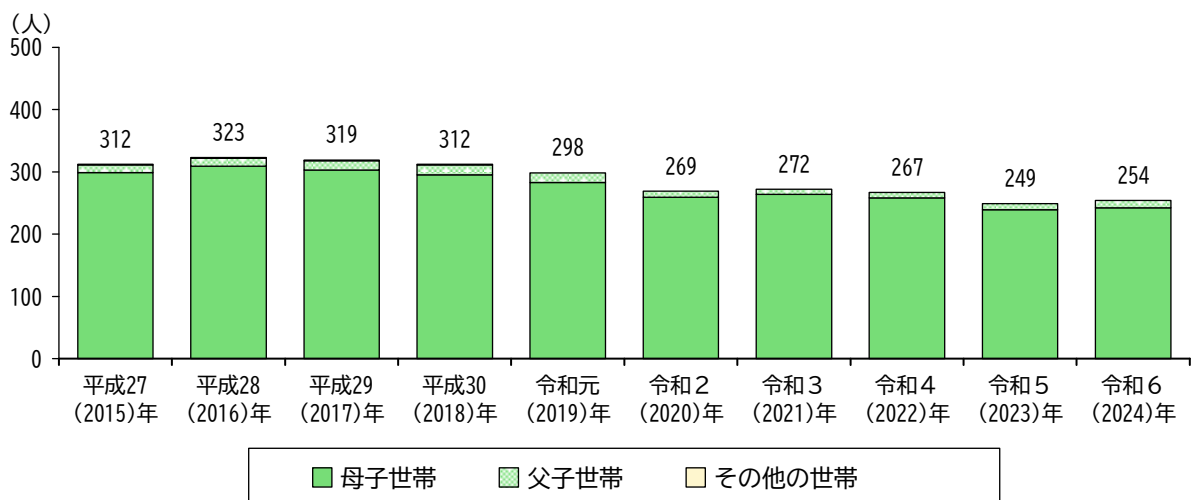


資料：学校教育課（各年3月、令和6年のみ7月）

④ 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数は、令和6（2024）年時点で254人となっており、平成27（2015）年以降、受給者数は、概ね減少傾向となっています。また、過去10年間は母子世帯の受給が中心となっています。

【図表 19 児童扶養手当受給者数の推移】



資料：福祉行政報告例第61（各年3月31日）

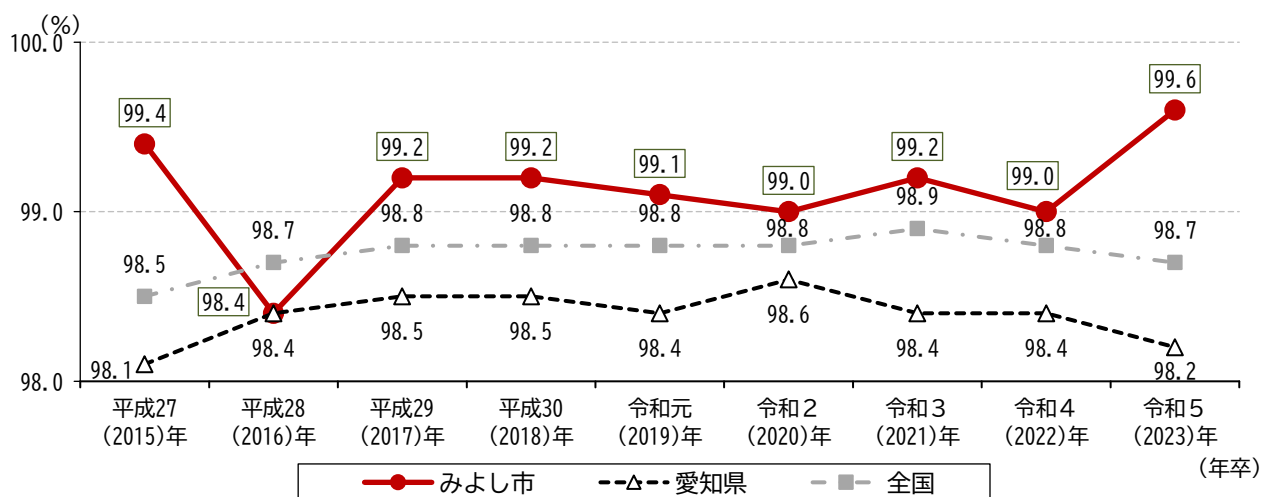
(2) 進学状況

① 進学率の推移

本市の高等学校等進学率は、平成27（2015）年以降、高低を繰り返し、令和5（2023）年には99.6%となっています。愛知県や全国と比較すると、高い水準で推移しています。

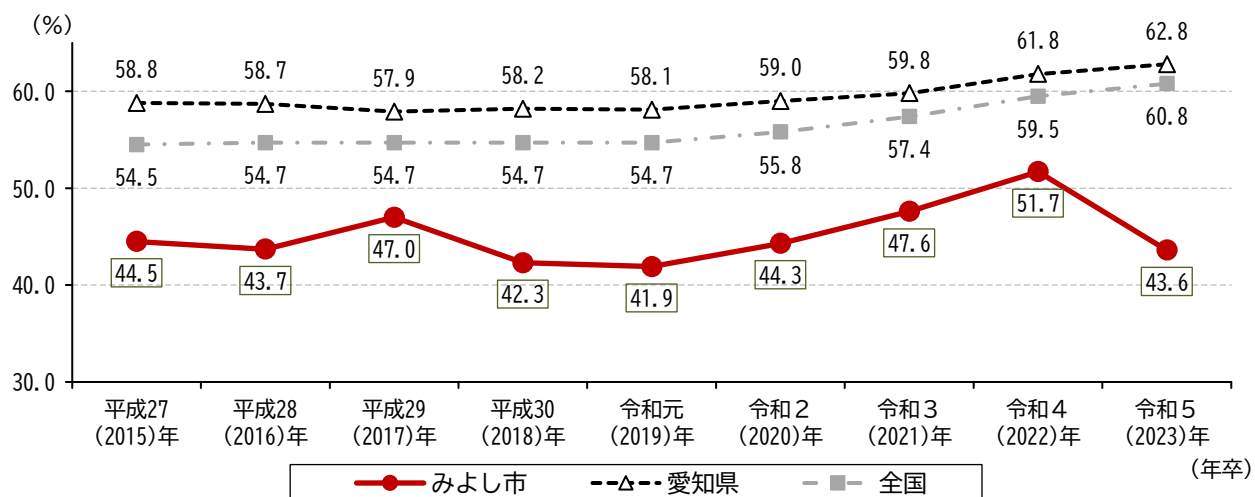
一方で、大学等進学率は、平成27（2015）年以降、高低を繰り返し、令和5（2023）年には43.6%となっています。愛知県や全国と比較すると、低い水準で推移しています。

【図表 20 高等学校等進学率】



資料：学校基本調査（各年3月31日）

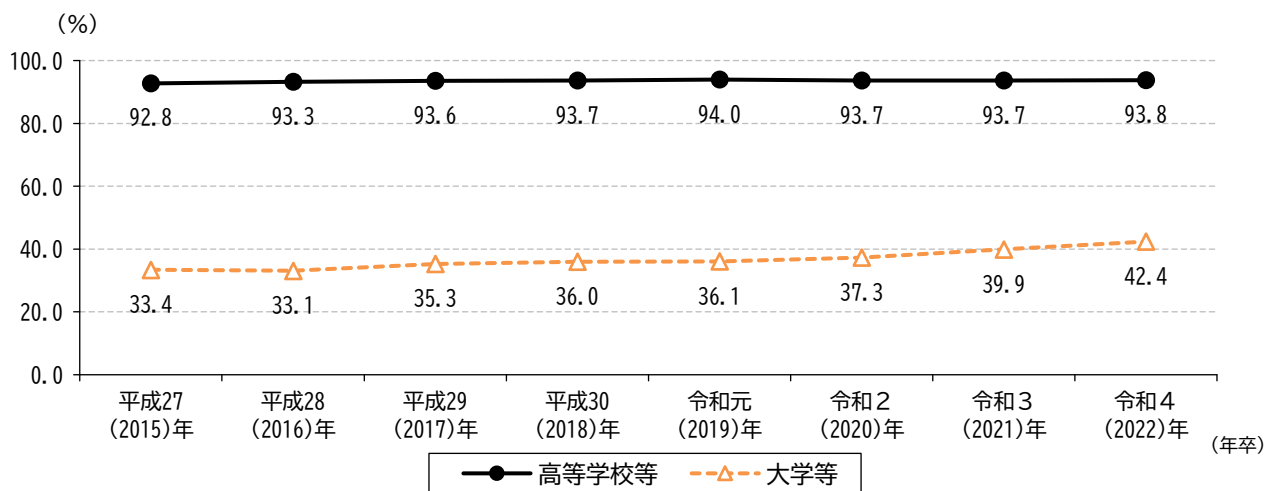
【図表 21 大学等進学率】



資料：学校基本調査（各年3月31日）

参考情報

【図表 22 生活保護世帯に属するこどもの進学率（国）】



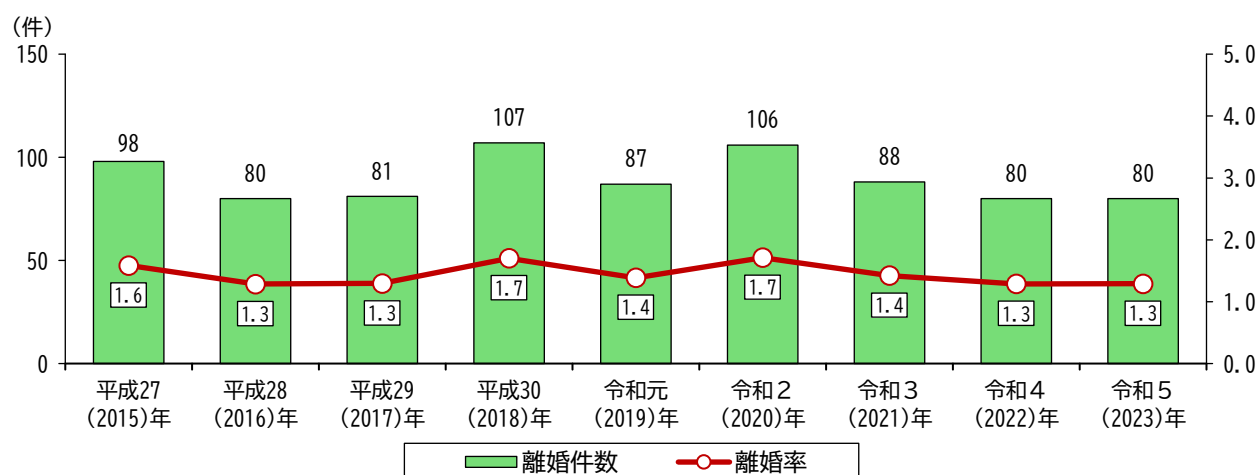
資料：厚生労働省社会・援護局保護課調べ

(3) 養育環境

① 離婚の状況

本市の離婚件数は、令和5（2023）年時点で80件、離婚率は1.3となっており、平成27（2015）年以降、離婚率は1.5前後で推移しています。

【図表 23 離婚件数と離婚率】



資料：国勢調査（各年10月1日）

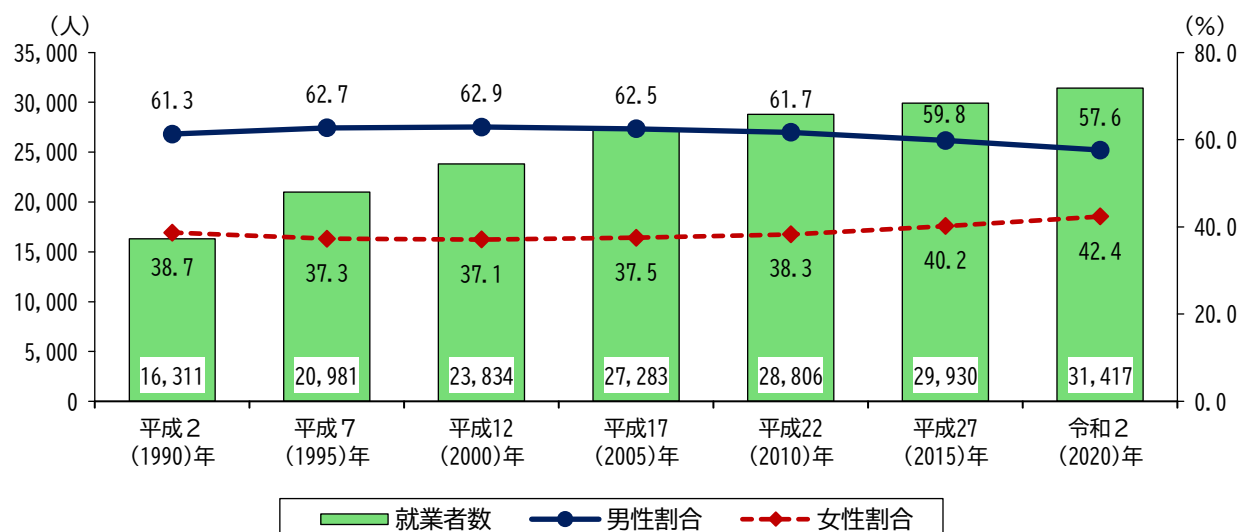
(4) 就労等の状況

① 就業状況

本市の就業者数は、令和2（2020）年時点で31,417人となっています。

男女別就業者割合を見ると、平成2（1990）年以降、男性は60%前後、女性は40%前後で推移しています。

【図表 24 就業者数の推移】

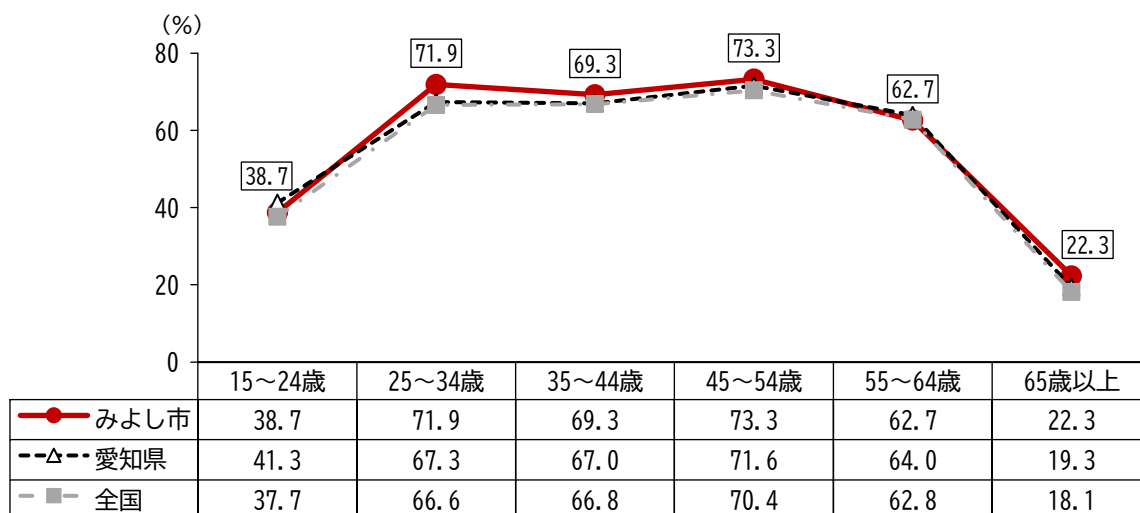


資料：国勢調査（各年10月1日）

② 女性の年齢別就業率

本市の女性の年齢別就業率は、45～54歳で73.3%と最も高く、25～54歳では70%前後で推移しています。愛知県や全国と同水準となっています。

【図表 25 女性の年齢別就業率】

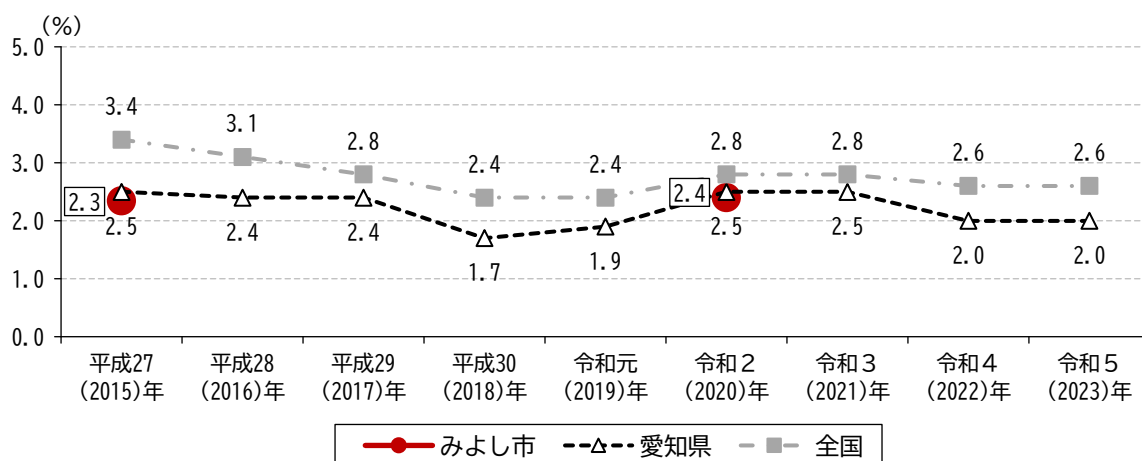


資料：国勢調査（令和2年10月1日）

③ 完全失業率

本市の完全失業率は、平成27（2015）年時点で2.3%、令和2（2020）年時点で2.4%となっています。愛知県と同水準、全国より低い水準で推移しています。

【図表 26 完全失業率】



資料：労働力調査

4 こども・若者を取り巻く現状

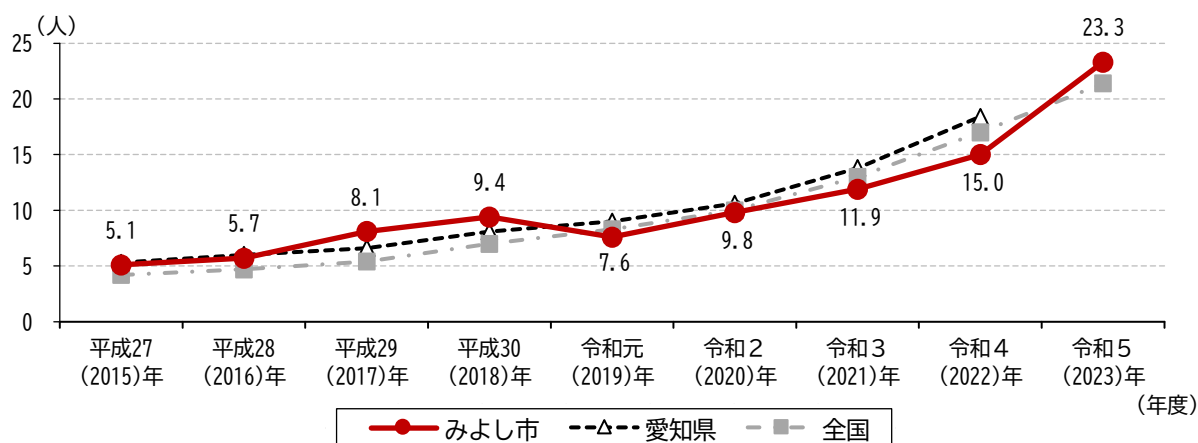
(1) 困難を抱えるこども・若者の状況

① 不登校児童生徒数の推移

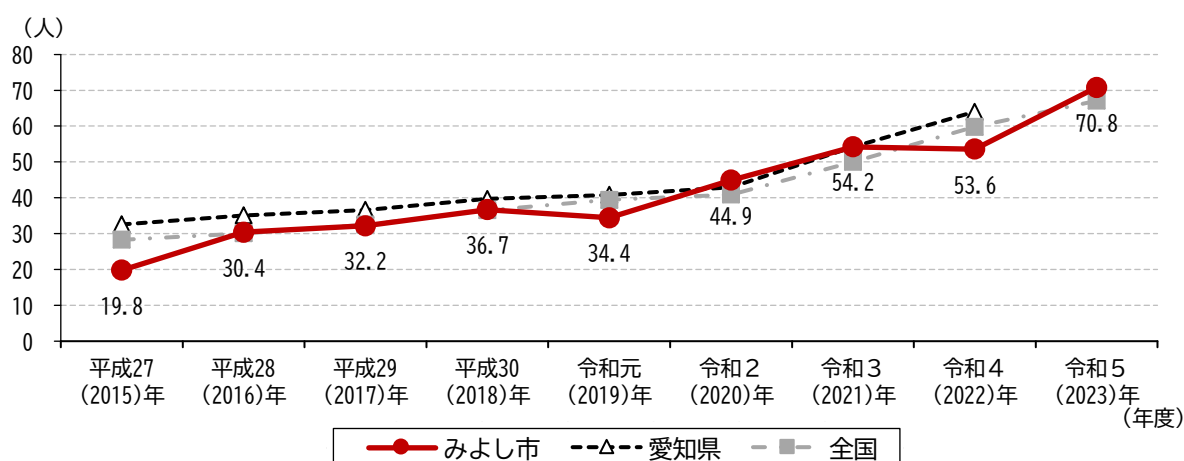
本市の小学校及び中学校の不登校児童数は、平成27（2015）年以降、ともに増加傾向で推移しており、中でも、小学校の不登校児童数は、令和4（2022）年から令和5（2023）年で約1.6倍となっています。

愛知県や全国と比較すると、小学校及び中学校の不登校児童数は、概ね同水準で推移しています。

【図表 27 児童千人当たりの不登校児童数（小学校）】



【図表 28 生徒千人当たりの不登校生徒数（中学校）】



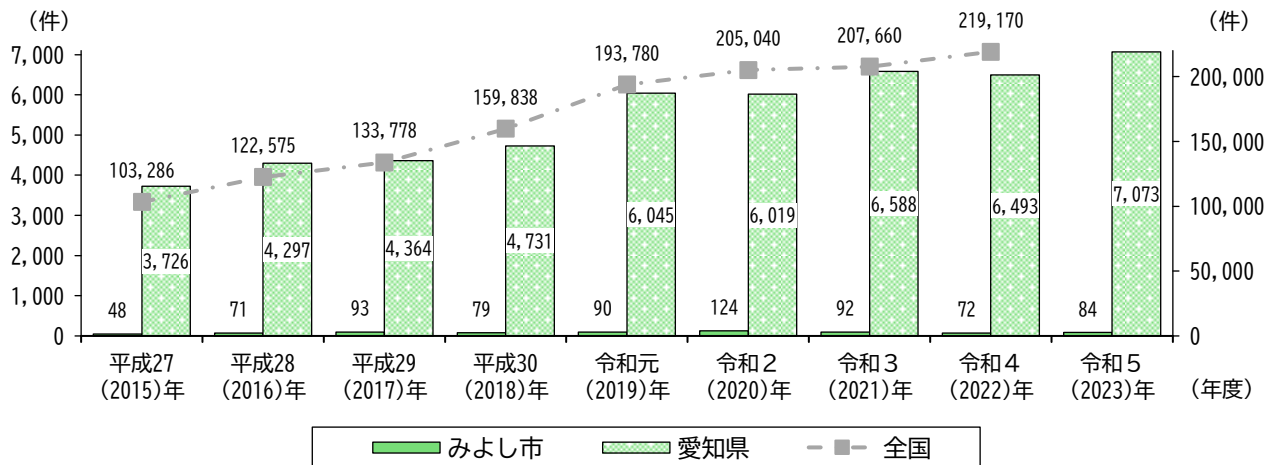
資料：【みよし市】学校教育課

【全国・愛知県】生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）
／令和5（2023）年全国データ未公開

② 児童虐待相談対応件数

本市の児童虐待相談対応件数は、令和5（2023）年時点で84件となっており、平成27（2015）年と比較すると約1.8倍となっています。

【図表 29 児童虐待相談対応件数】



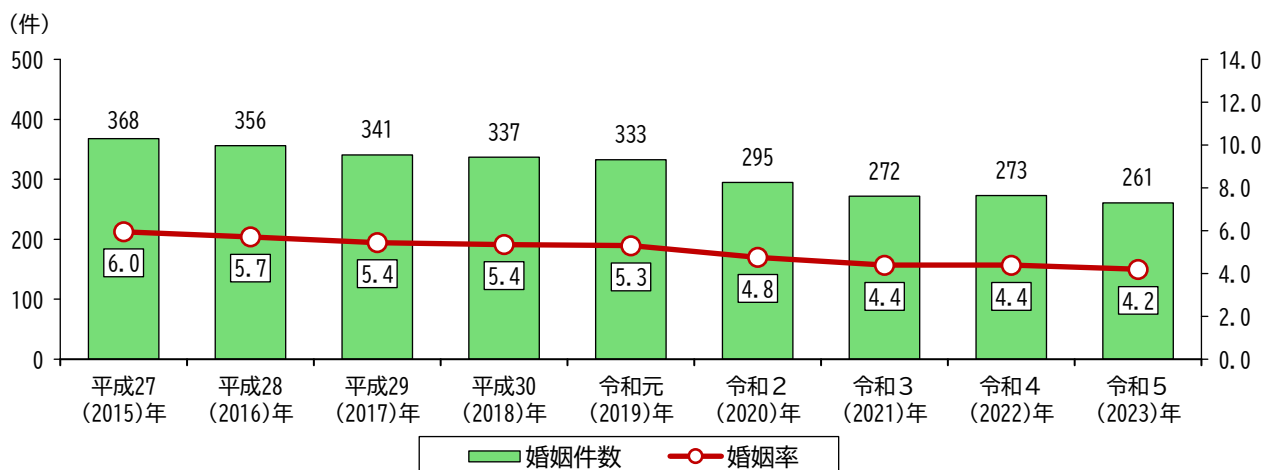
資料：福祉行政報告例（厚生労働省）／令和5（2023）年全国データ未公開

(2) 婚姻の状況

① 婚姻件数と婚姻率の推移

本市の婚姻件数は、令和5（2023）年時点で261件、婚姻率は4.2となっており、平成27（2015）年以降、婚姻率は減少傾向となっています。

【図表 30 婚姻件数と婚姻率の推移】



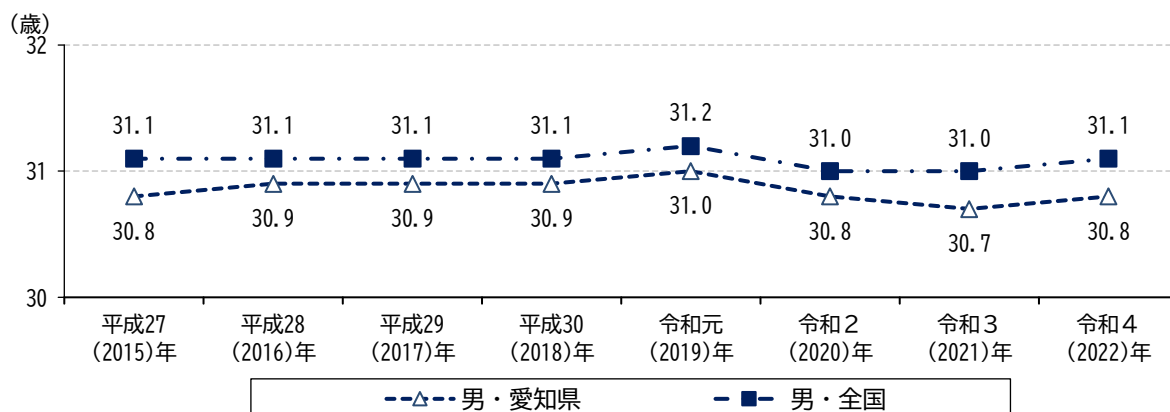
資料：愛知衛生年報（各年1月1日～12月31日）

② 初婚年齢の推移

初婚年齢に関する本市の統計情報はないため、愛知県と全国を記載します。

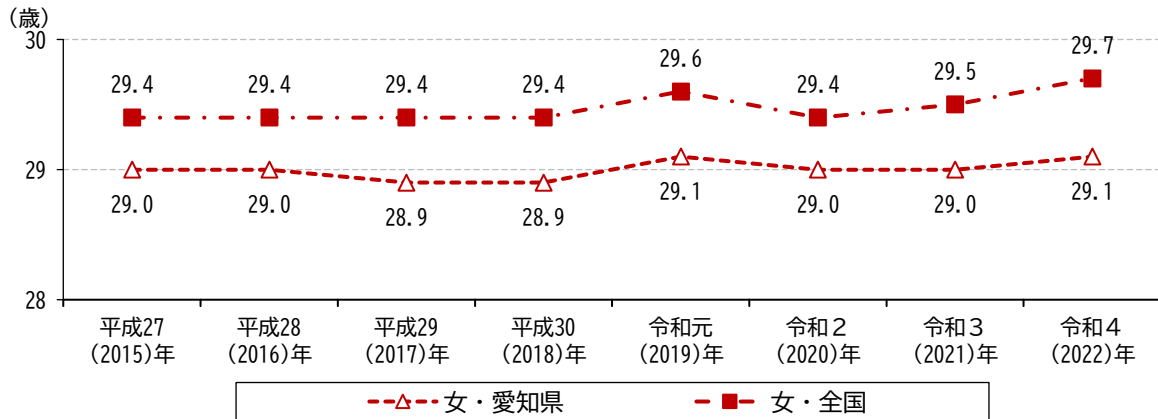
愛知県及び全国の男性の平均初婚年齢は、平成27（2015）年以降、ともに31歳前後、女性の平均初婚年齢は、29歳前後で推移しています。

【図表 31 平均初婚年齢の推移（男性）】



資料：人口動態調査、愛知県衛生年報

【図表 32 平均初婚年齢の推移（女性）】

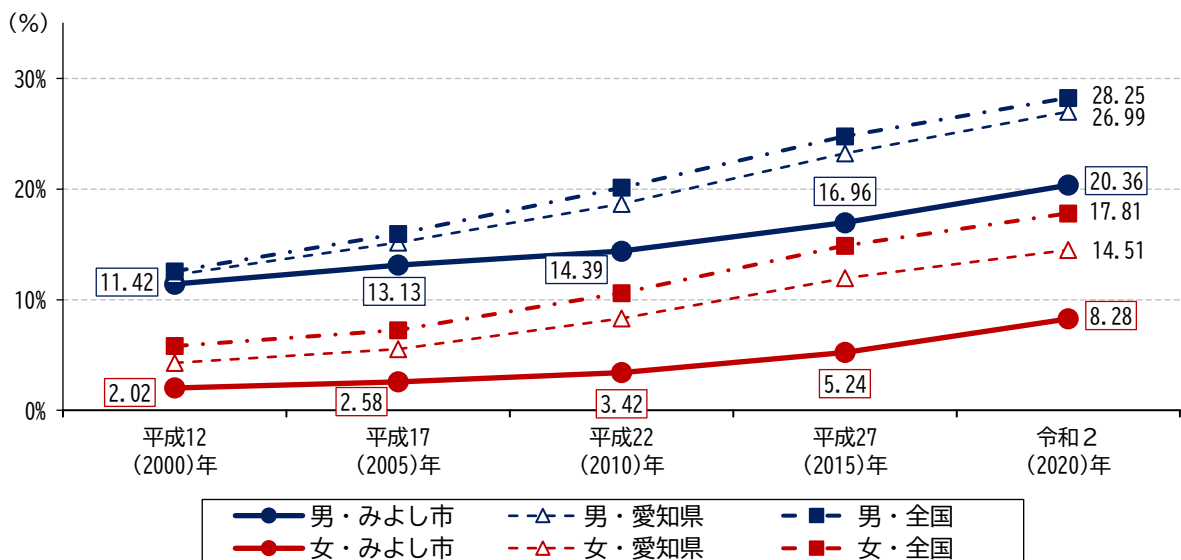


資料：人口動態調査、愛知県衛生年報

③ 生涯未婚率の推移

本市の生涯未婚率は、令和2（2020）年時点で、男性が20.36%、女性が8.28%となっており、平成12（2000）年以降、男女ともに上昇を続けています。愛知県や全国と比較すると、低い水準で推移しています。

【図表 33 生涯未婚率の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

5 アンケート調査の結果から見える現状と課題

(1) 調査の概要

① こども・子育て支援ニーズ調査概要

本計画策定に係る基礎資料として、就学前児童・小学生児童の保護者を対象に、教育・保育サービス及び子育て支援サービスの利用状況や希望などを把握するために、「こども・子育て支援ニーズ調査」を実施しました。

■ 調査の実施概要

① 就学前児童保護者向け調査	
調査対象者	市内在住の就学前児童の保護者全員
案内文配布数	3,096件
調査期間	令和6(2024)年2月28日～令和6(2024)年3月17日 ※0歳児の保護者は、令和6(2024)年5月7日～令和6(2024)年5月19日に調査を実施
調査方法	郵送により案内文を配布、Webアンケートにより回答
回答数	1,075件
回答率	34.7%
② 小学生児童保護者向け調査	
調査対象者	市内の小学校に通う小学2年生・5年生児童の保護者全員
案内文配布数	1,189件
調査期間	令和6(2024)年2月28日～令和6(2024)年3月17日
調査方法	学校を通じて案内文を配布、Webアンケートにより回答
回答数	324件
回答率	27.2%

② こどもの生活状況調査概要

本計画策定に当たり、子育て家庭の日頃の生活や子育ての実態を把握し、こどもの貧困対策のあり方を考えるとともに、安心して子育てをするために必要な取組を検討することを目的として、「こどもの生活状況調査」を実施しました。

■ 調査の実施概要

① 小学生児童	
調査対象者	市内の小学校に通う全児童
案内文配布数	3,646件
調査期間	令和6(2024)年2月28日～令和6(2024)年3月17日
調査方法	学校を通じて案内文を配布、Webアンケートにより回答
回答数	861件
回答率	23.6%
② 中学生生徒	
調査対象者	市内の中学校に通う全生徒
案内文配布数	1,855件
調査期間	令和6(2024)年2月28日～令和6(2024)年3月17日
調査方法	学校を通じて案内文を配布、Webアンケートにより回答
回答数	1,337件 ※中学1年生・2年生生徒は学校で回答
回答率	72.1%
③ 小学生児童の保護者	
調査対象者	市内の小学校に通う児童の保護者
案内文配布数	3,646件
調査期間	令和6(2024)年2月28日～令和6(2024)年3月17日
調査方法	学校を通じて案内文を配布、Webアンケートにより回答
回答数	912件
回答率	25.0%
④ 中学生生徒の保護者	
調査対象者	市内の中学校に通う生徒の保護者
案内文配布数	1,855件
調査期間	令和6(2024)年2月28日～令和6(2024)年3月17日
調査方法	学校を通じて案内文を配布、Webアンケートにより回答
回答数	439件
回答率	23.7%

※親子のマッチングは926件

③ こども・若者の意識と生活に関する調査概要

本計画策定に当たり、こどもや若者が抱える不安や悩み、将来に関する考え、市へのニーズなどを把握し、こどもや若者の生活に関わる取組などの方向性や施策のあり方を検討することを目的として、「こども・若者の意識と生活に関する調査」を実施しました。

■ 調査の実施概要

調査対象者	市内在住の15歳から39歳の市民
案内文配布数	5,000件 ※令和6(2024)年1月30日現在、市内在住の15歳から39歳の市民の中から無作為に抽出
調査期間	令和6(2024)年3月12日～令和6(2024)年3月29日
調査方法	郵送により案内文を配布、Webアンケートにより回答
回答数	896件
回答率	17.9%

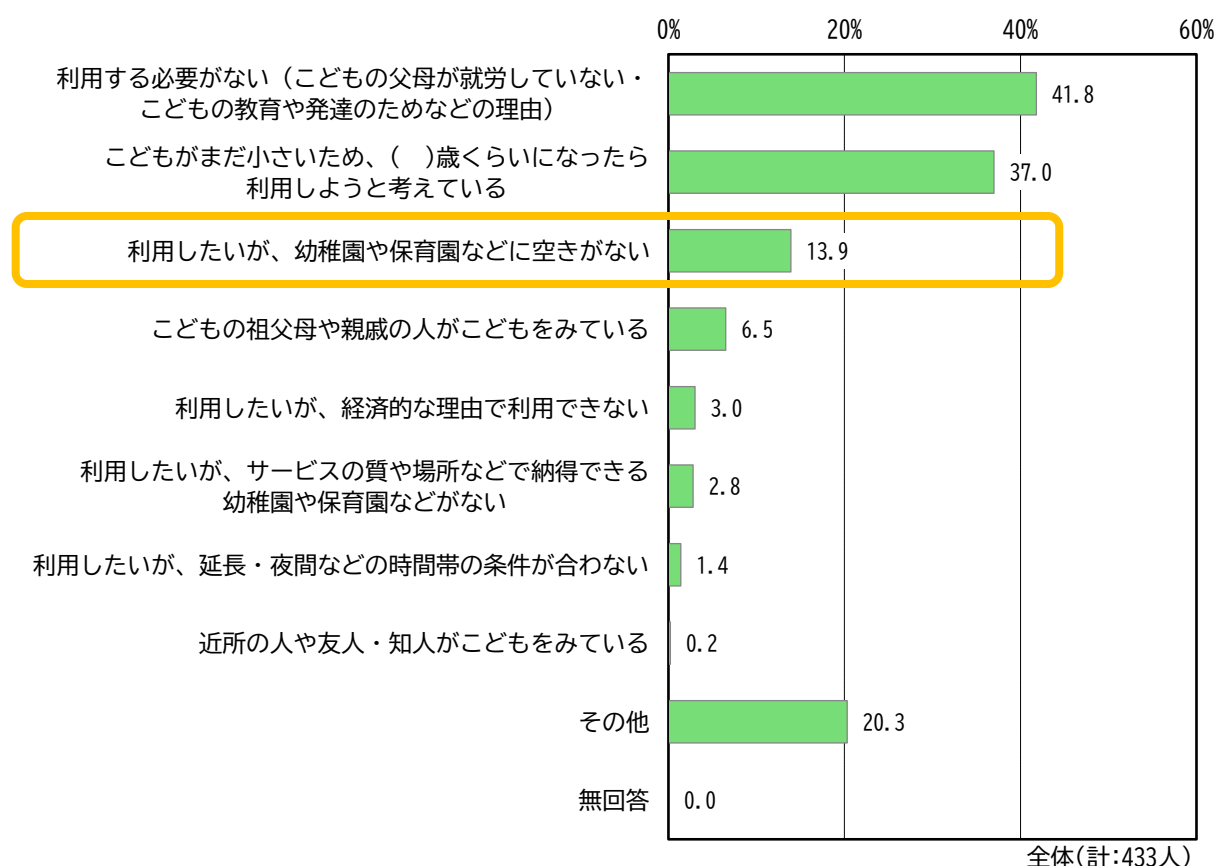
(2) 子育て環境の現状と課題

① 待機児童の数

「こども・子育て支援ニーズ調査（就学前児童家庭）」で、「平日に、幼稚園や保育所などのこどもを預かる施設やサービスを利用していない」と回答した人に利用していない理由を尋ねたところ、「利用したいが、幼稚園や保育園などに空きがない」と回答した人の割合が13.9%となっています。

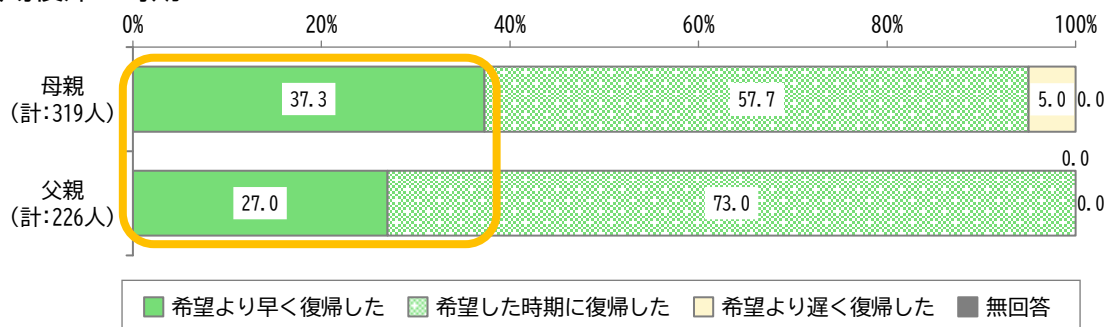
表面化している待機児童は解消されつつあるものの、まだまだ潜在的ニーズがあり、注視していく必要があると考えます。

■ 幼稚園や保育所などのこどもを預かる施設やサービスを利用していない理由

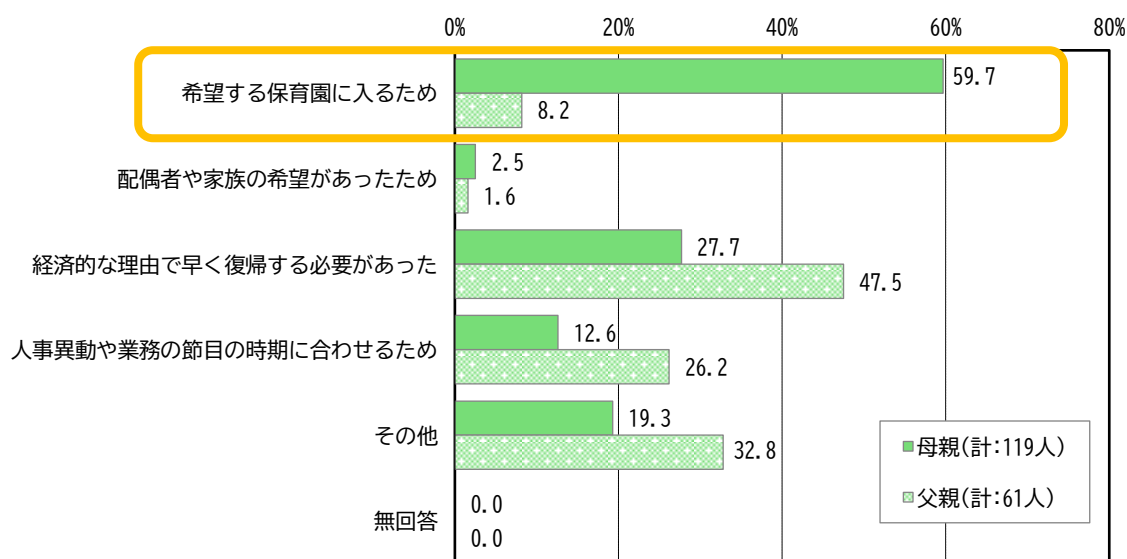


また、「育児休業取得後に職場に復帰した」と回答した人のうち、「希望より早く復帰した」と回答した母親の割合が37.3%、父親の割合が27.0%となっています。続いて、「希望の時期に職場復帰しなかった理由」を尋ねたところ、「希望する保育園に入るため」と回答した母親の割合が59.7%、父親の割合が8.2%となっています。希望する園にこどもを入園させるため、保護者は希望している時期より早く職場復帰をしており、仮に、希望通りに職場復帰をした場合、0～2歳児で入園時期が重なることによる更なる潜在的ニーズの発生があることを考慮し、注視していく必要があると考えます。

■ 職場復帰の時期



■ 希望より早く復帰した理由



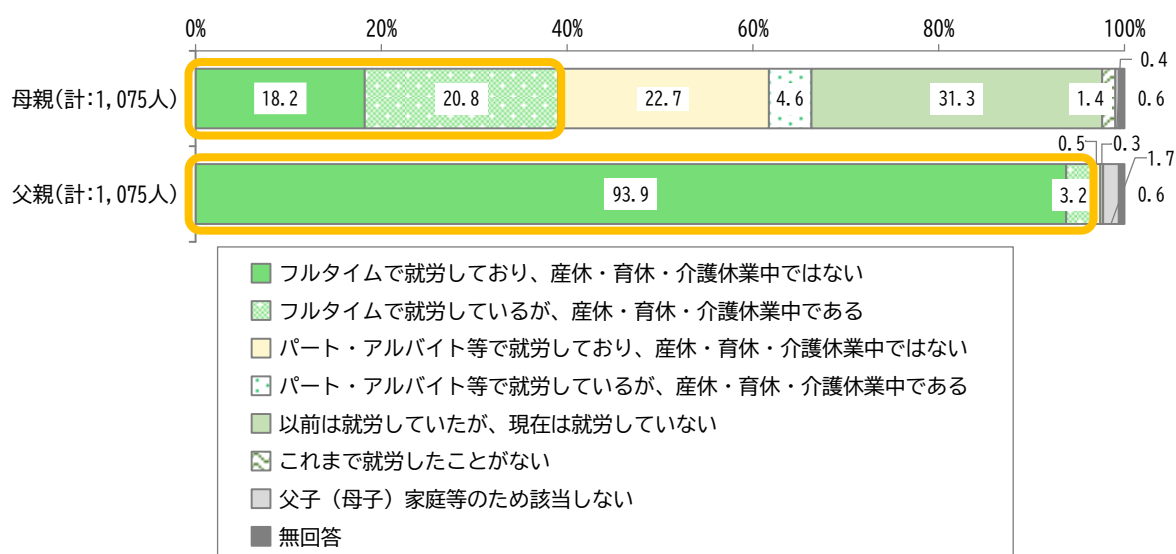
② 保護者の就業率

「こども・子育て支援ニーズ調査（就学前・小学生児童家庭）」で、「保護者の現在の就労状況」について尋ねたところ、フルタイムで就労している（「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」＋「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」）と回答した就学前児童の母親の割合が39.0%、父親の割合が97.1%、小学生児童の母親の割合が24.0%、父親の割合が96.3%となっています。

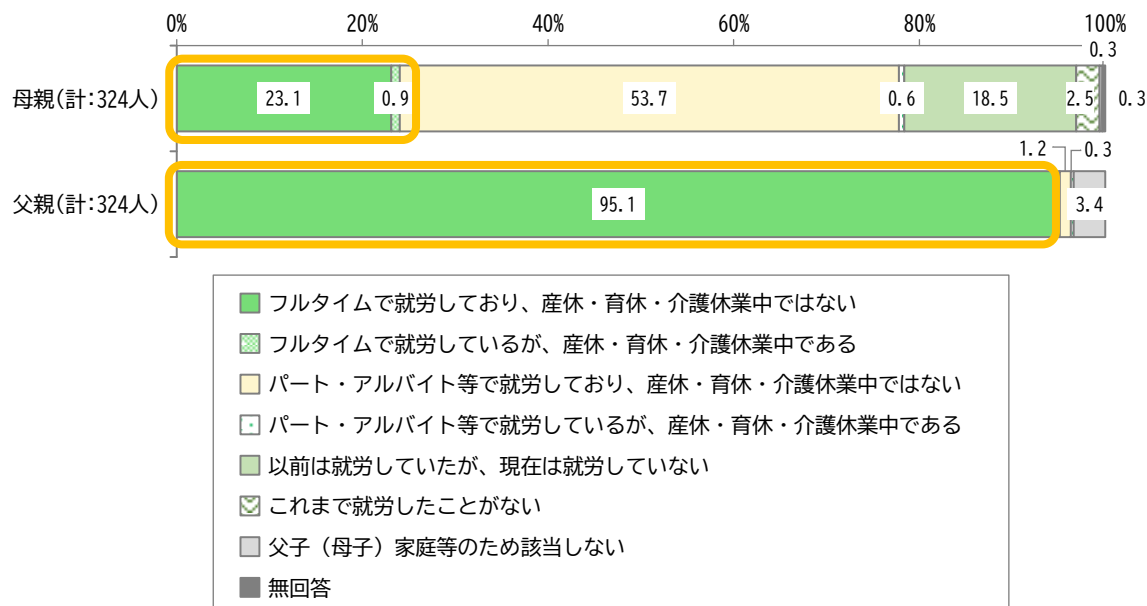
また、両親ともにフルタイムで就労している家庭の割合が最も高く38.6%、次いで、専業主婦（主夫）の家庭が32.7%となっています。

両親ともに就労している家庭も増えており、子育て当事者の負担は益々増えていっている状況です。子育て当事者の精神的負担を軽減できるよう、子育て世帯への訪問相談等、サポート体制拡充の必要があると考えます。

■就学前児童保護者の就労状況



■小学生児童保護者の就労状況



■就労環境（現在の家庭類型）の比較

	世帯（％）			
	0歳	1～2歳	3～5歳	総計
ひとり親家庭	2 (1.3%)	9 (2.5%)	15 (2.9%)	26 (2.5%)
フルタイム×フルタイム	94 (60.3%)	150 (41.0%)	159 (30.5%)	403 (38.6%)
フルタイム×パート	16 (10.3%)	75 (20.5%)	179 (34.3%)	270 (25.9%)
専業主婦（主夫）	44 (28.2%)	131 (35.8%)	166 (31.8%)	341 (32.7%)
パート×パート	0 (0.0%)	1 (0.3%)	2 (0.4%)	3 (0.3%)
無業×無業	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	1 (0.1%)
総計	156 (100.0%)	366 (100.0%)	522 (100.0%)	1,044 (100.0%)

③ 母親中心の育児環境

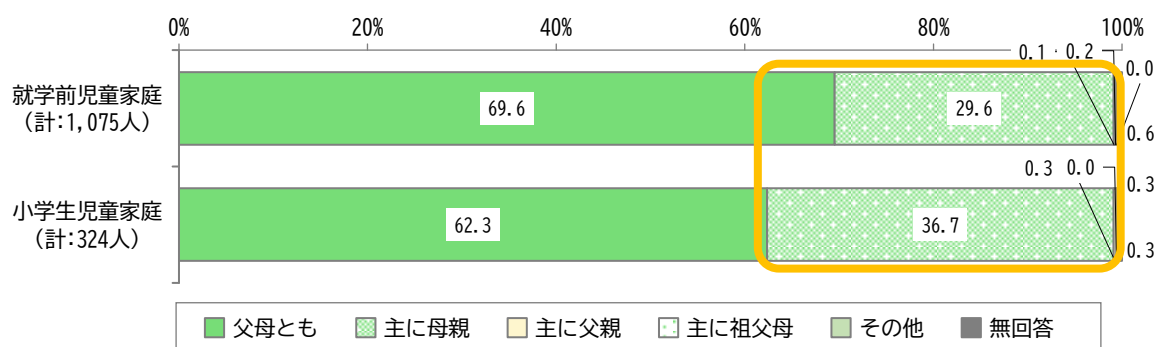
「こども・子育て支援ニーズ調査（就学前・小学生児童家庭）」で、「対象のお子さんの子育てや教育は、主にどなたが行っていますか」と尋ねたところ、「父母とも」に行っていると回答した人の割合が就学前児童家庭で69.6%、小学生児童家庭で62.3%となっています。

一方で、約30%の家庭では母親中心の子育て状況にあります。

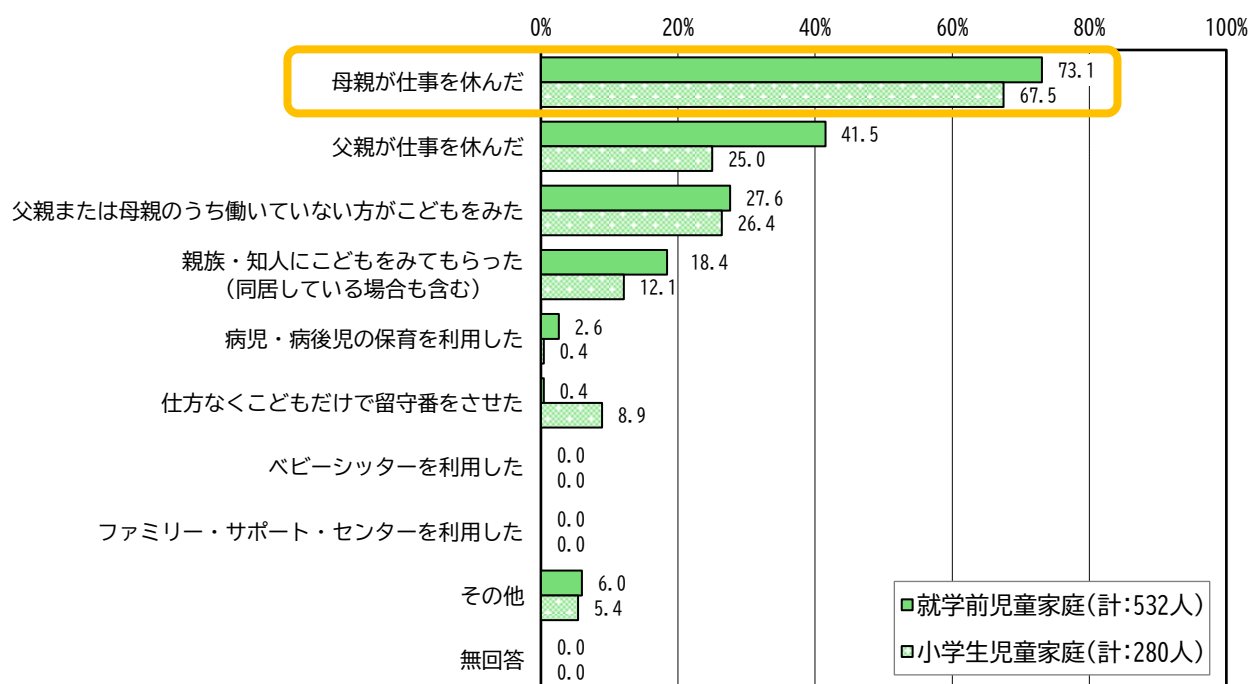
また、「この1年で、お子さんが病気やけがで幼稚園や保育園などを利用できなかった場合の対処方法」について尋ねたところ「母親が仕事を休んだ」と回答した人の割合が就学前児童家庭で73.1%、小学生児童家庭で67.5%となっています。

「育児の中心は母親」という性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を防ぐことが、固定的性別役割分担意識の解消につながるため、意識啓発等に努める必要があると考えます。

■主に子育て・教育を主に行っている方



■病気になったときの対応

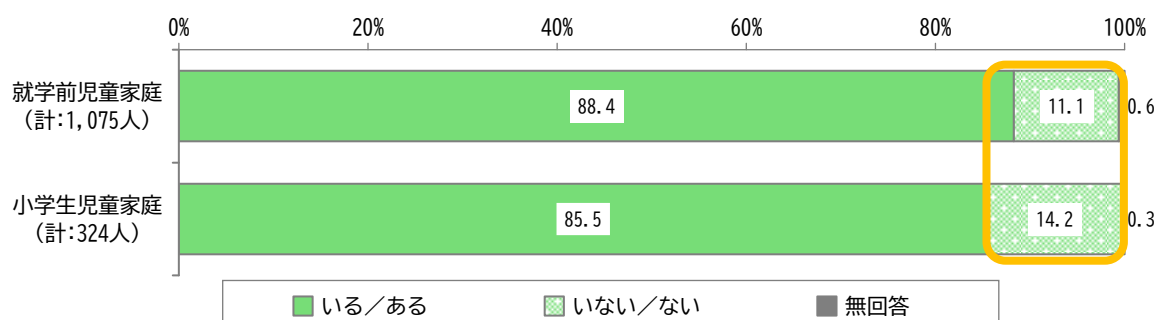


④ 気軽に相談できる人や場所の有無

「こども・子育て支援ニーズ調査（就学前・小学生児童家庭）」で、「お子さんの子育てや教育について、気軽に相談できる人または場所がありますか」と尋ねたところ、「いない／ない」と回答した人が就学前児童家庭では11.1%、小学生児童家庭では14.2%となっています。

日頃から気軽に相談できる人や気軽に相談できる場所への繋ぎの支援が必要であると考えます。

■ 気軽に相談できる人や場所の有無

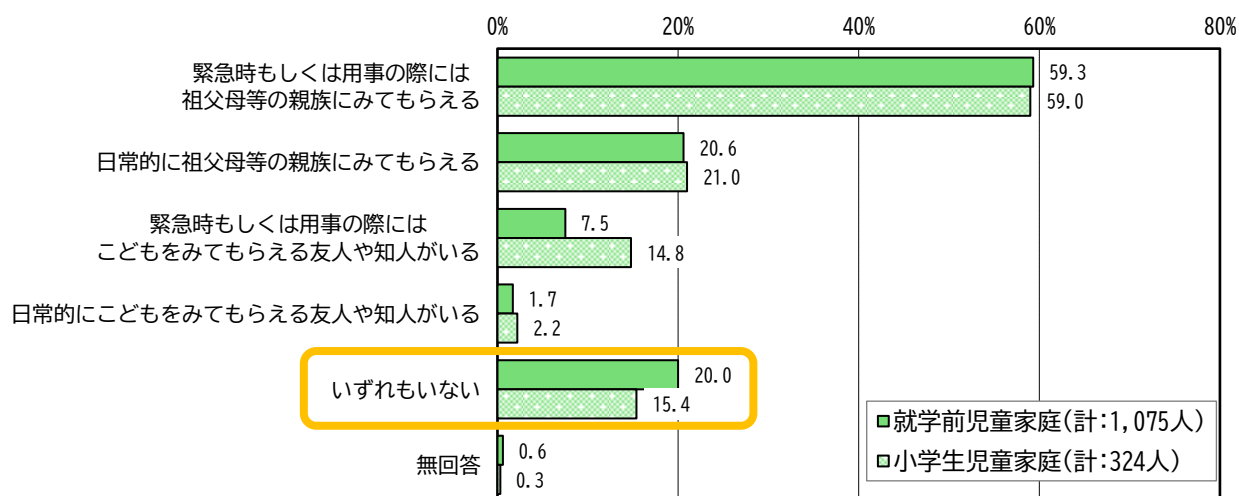


⑤ こどもの面倒を見られないときの対応

「こども・子育て支援ニーズ調査（就学前・小学生児童家庭）」で、「保護者がお子さんの世話ができないときに、お子さんの面倒はどなたにみてもらえますか」と尋ねたところ、「いずれもない」と回答した人が就学前児童家庭では20.0%、小学生児童家庭では15.4%となっています。

一時預かりなどの公共サービスの充実を図る必要があると考えます。

■ こどもの面倒を見られないときの対応



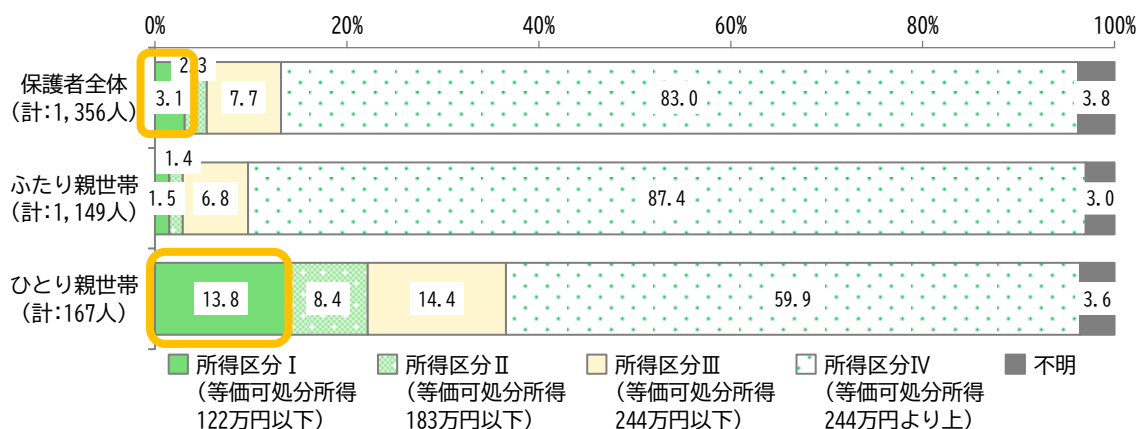
(3) こどもの貧困の現状と課題

① 困窮家庭の状況

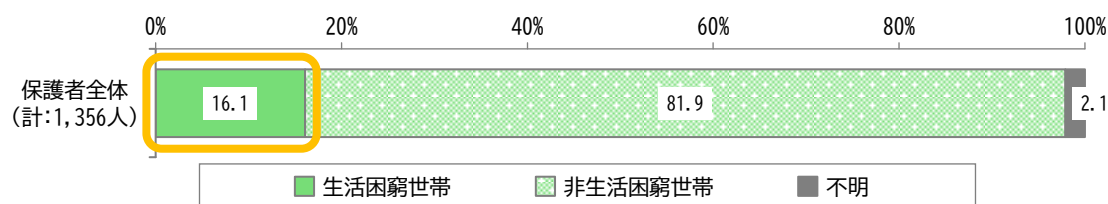
「相対的貧困」の考え方は経済的困窮のみに着目しているため、貧困の実態を必ずしも十分に捉えられていません。そこで、経済的理由で必要な「食料」や「衣服」が購入できなかったり、「公共料金」の支払いができなかったりした世帯を「生活困難世帯」と定義し、分析軸に加えました。また、特に困窮世帯が多いと言われている「ひとり親世帯」についても独自指標として分析軸に加え、生活困窮の状況についてより多面的な把握に努めました。

「こどもの生活状況調査（保護者票）」において所得状況を見たところ、相対的貧困（所得区分Ⅰ）の割合は3.1%、ひとり親世帯の相対的貧困の割合は13.8%と高い水準になっています。生活困窮世帯の割合は16.1%、ひとり親世帯の割合は12.3%となっています。

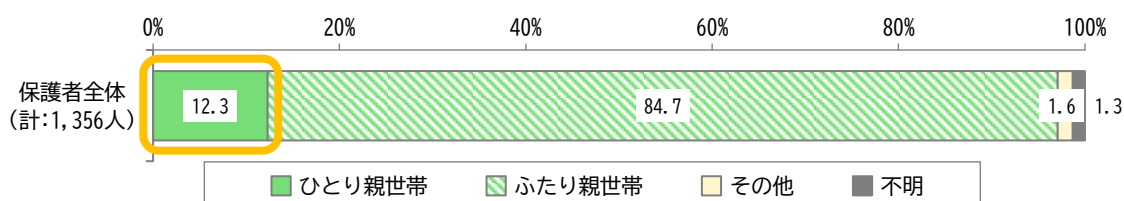
■ 所得区分（相対的貧困）



■ 生活困窮世帯



■ ひとり親世帯



※「生活困窮世帯」とは、剥奪指標（必要な食料や衣服が購入できない、電気料金やガス料金などの公共料金の支払いができない）の1つ以上に該当した場合を指します。

※愛知県の貧困線をベースにし、所得区分Ⅰを相対的貧困家庭と定義しています。

※世帯収入と生計をともにしている人数を用いて等価可処分所得を算出しています。

② 病院や歯医者を受診状況

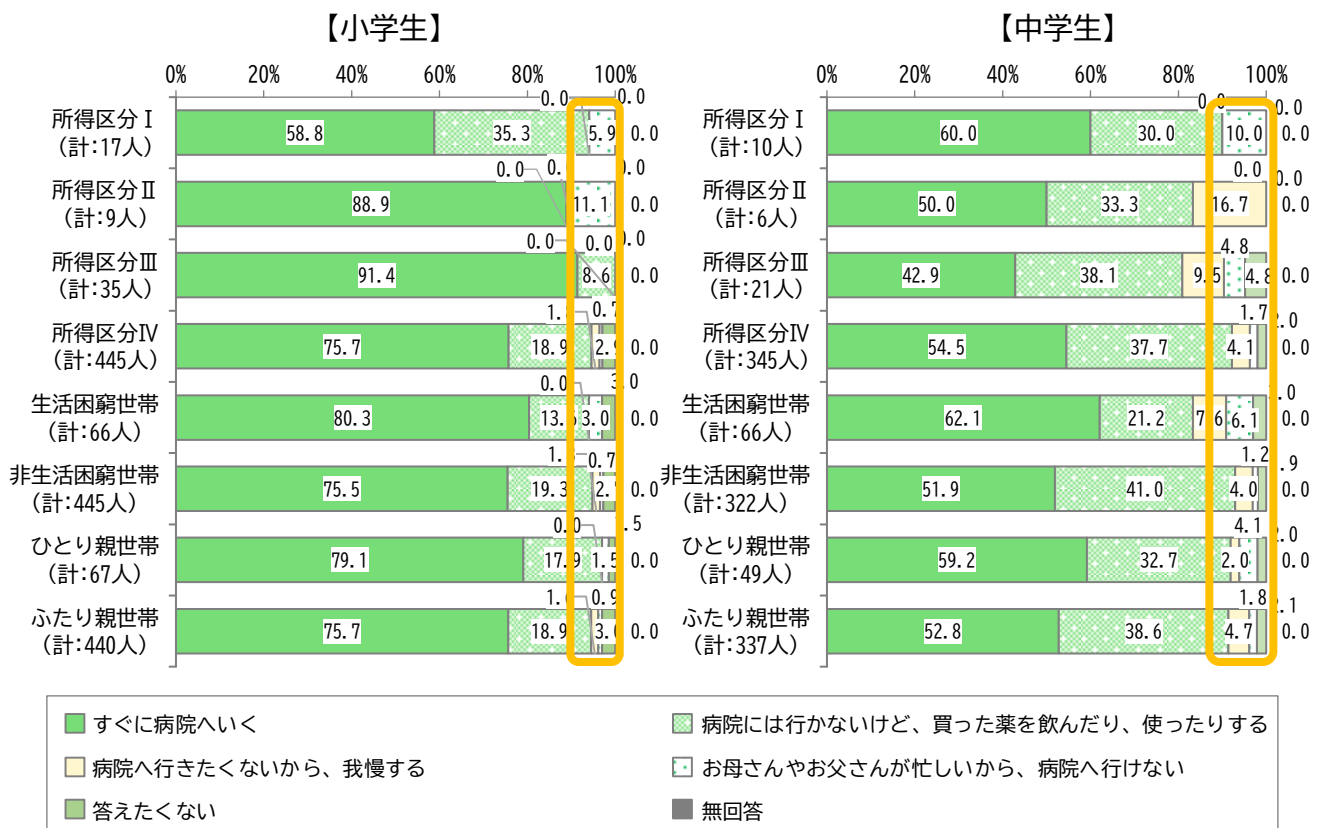
「こどもの生活状況調査（こども票）」において、「熱がでたり、歯がいたいとき、どうしているか」と尋ねたところ、所得区分Ⅰ、生活困窮世帯、ひとり親世帯で「お母さんやお父さんが忙しいから、病院へ行けない」と回答した児童生徒の割合が高くなっています。

また、「こどもの生活状況調査（大人票）」において、「過去1年間に医療機関でお子さんを受診させた方が良かったと思ったが、実際は受診させなかったことがありましたか」と尋ねたところ、所得区分Ⅰ、生活困窮世帯、ひとり親世帯で「受診させなかった経験があった」と回答した人の割合が高くなっています。

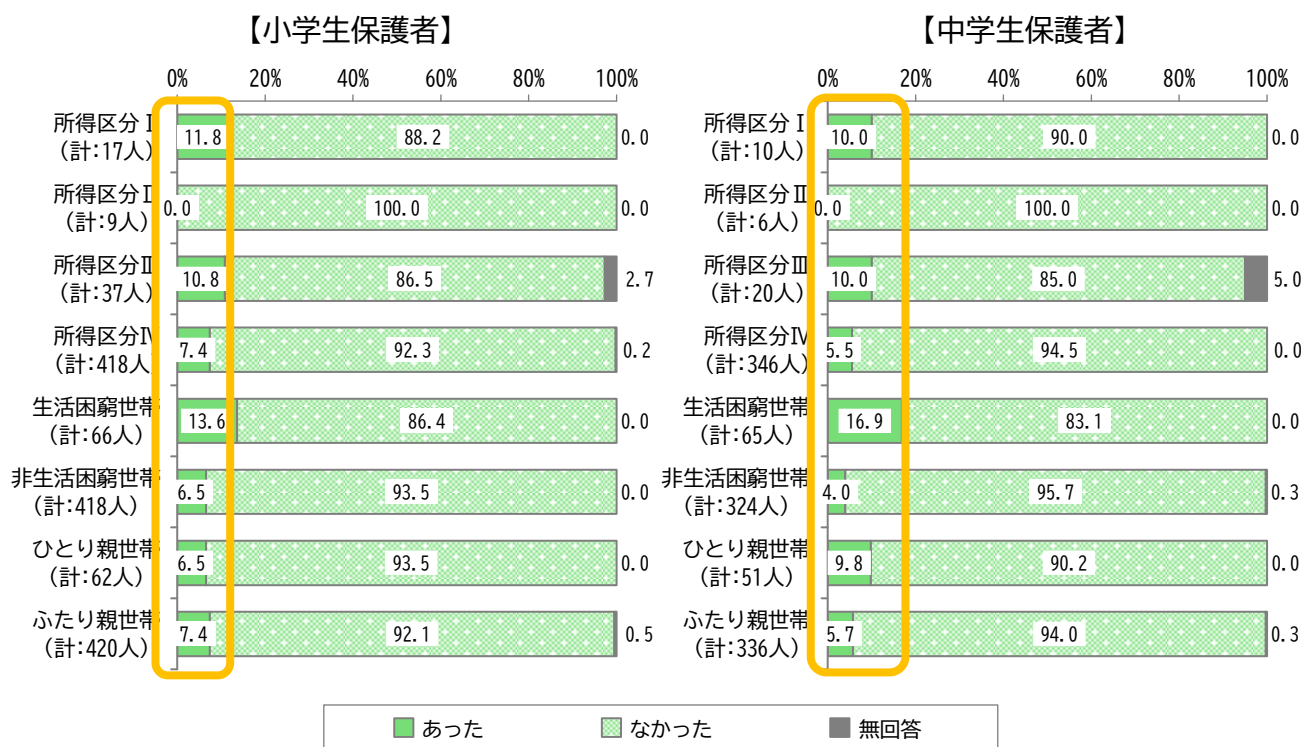
さらに、「医療機関でお子さんを受診させた方が良かったと思ったが、実際には受診させなかった経験があった人」に受診させなかった理由を尋ねたところ、「最初は受診させようと思ったが、お子さんの様子を見て受診させなくてもよいと判断したため」と回答した人の割合が最も高く、次いで、「多忙で、医療機関に連れて行く時間がなかったため」と回答した人の割合も高くなっています。

こどもの健康を守るためにも、子育て世帯への緊急時サポート体制の整備や家庭の経済状況による健康格差の縮小のための取組が必要であると考えます。

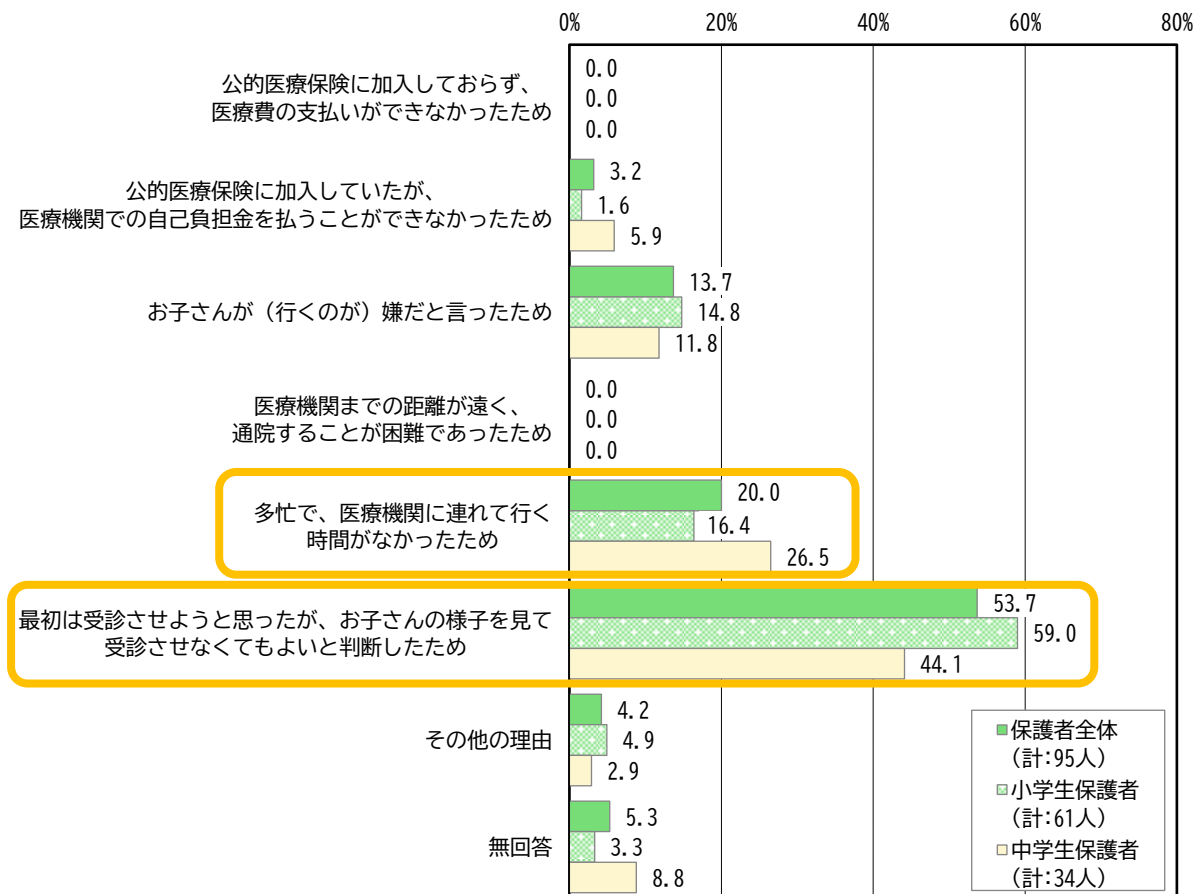
■ 熱がでたり、歯がいたいときの対処方法（こども）



■病院や歯医者を受診させなかった経験（保護者）



■病院や歯医者を受診させなかった理由（保護者）



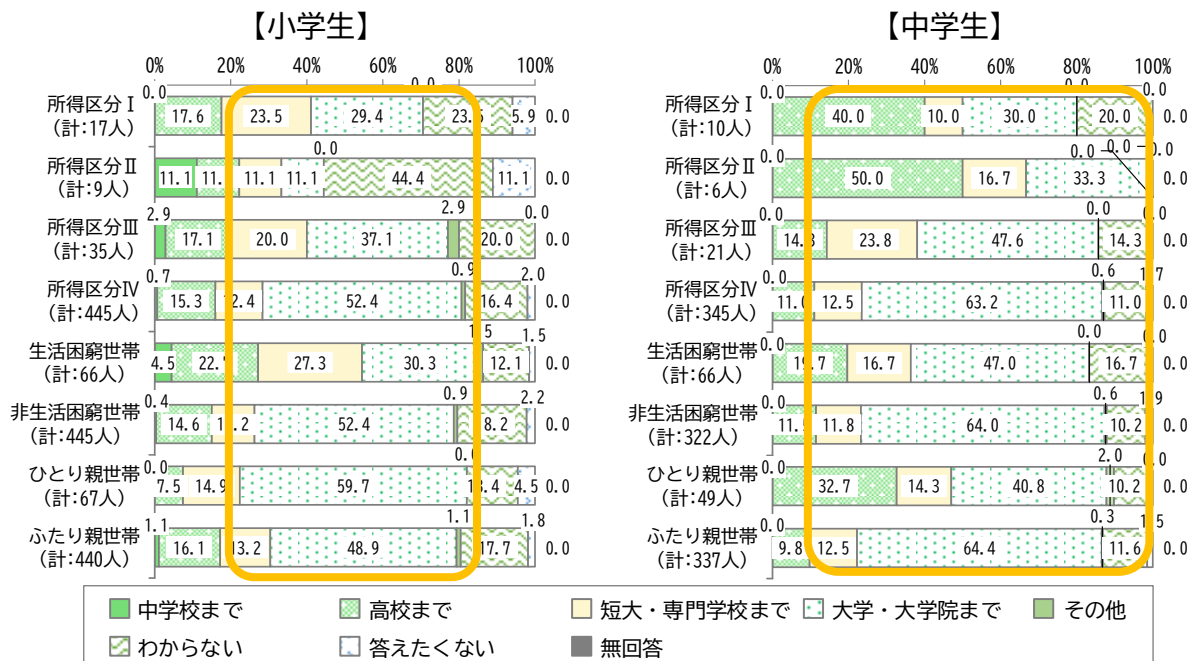
③ 大学進学への希望

「こどもの生活状況調査（こども票）」において、「あなたは、将来どの学校まで行きたいですか」と尋ねたところ、所得区分Ⅰ・Ⅱ、生活困窮世帯、ひとり親世帯で「大学・大学院まで」と回答した児童生徒の割合が低くなる傾向があります。

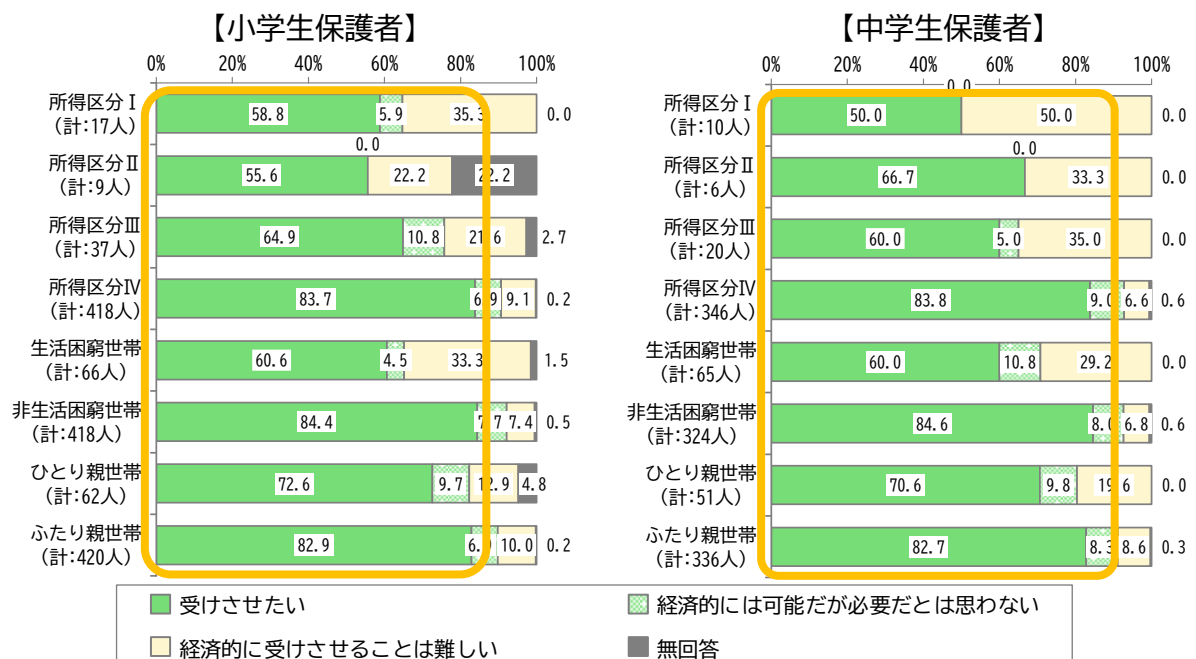
また、「こどもの生活状況調査（保護者票）」において、「お子さんにどの段階までの教育を受けさせたいですか」と尋ねたところ、所得区分Ⅰ、生活困窮世帯、ひとり親世帯で、大学・大学院までの教育を「受けさせたい」と回答した人の割合が低くなる傾向があり、「経済的に受けさせることは難しい」と回答した人の割合が高くなっています。

こどもの学習機会や学習意欲の向上のためにも、家庭の経済状況による教育格差の是正のための取組が必要と考えます。

■ 進学先の希望（こども）



■ 大学・大学院までの教育（保護者）



④ ヤングケアラーの状況

「こどもの生活状況調査（こども票）」において、「あなたは、家で週に1回以上、お手伝いをしているか」と尋ねたところ、お手伝いをしていると回答した児童生徒の割合が高くなっています。

家族の手伝いは大変有意義なことですが、学校生活に支障が出たり、友達と遊びたいなどの理由があったりしても、その手伝いを「やらない」という選択ができない場合は、ヤングケアラーかもしれませんので、引き続き、実態把握に努める必要があると考えます。

年齢や成長に見合わない重い責任や負担を負うこどもを早期に発見し、適切な支援に繋げるため、関係機関と連携し、状況等に応じた必要な支援に取り組む必要があると考えます。

■家で週1回以上、お手伝いしていること（こども）

（％）		食事の 買い物	食事 づくり	片食 づけ 後の 食器 の	食器 洗い	風呂 掃除	トイレ 掃除	自分の 掃除 の部屋 以外	世き よう だいの 世話	洗濯 物を 干す	洗濯 物を たたむ	その他	何も して いない	答え たくない	無回 答
小学生	所得区分Ⅰ (計:17人)	17.6	17.6	52.9	41.2	29.4	11.8	23.5	23.5	5.9	41.2	11.8	5.9	11.8	0.0
	所得区分Ⅱ (計:9人)	33.3	11.1	22.2	0.0	44.4	0.0	22.2	33.3	22.2	0.0	33.3	0.0	11.1	0.0
	所得区分Ⅲ (計:35人)	14.3	28.6	45.7	11.4	31.4	2.9	14.3	28.6	14.3	31.4	2.9	17.1	0.0	0.0
	所得区分Ⅳ (計:445人)	14.2	21.1	52.6	13.7	31.5	4.0	13.0	23.6	15.1	33.7	18.7	10.1	1.3	0.2
	生活困窮世帯 (計:66人)	21.2	24.2	68.2	19.7	36.4	7.6	16.7	24.2	19.7	42.4	10.6	1.5	4.5	1.5
	非生活困窮世帯 (計:445人)	13.3	20.7	48.5	13.7	31.2	3.6	13.5	24.0	13.9	31.7	18.4	11.9	1.3	0.0
	ひとり親世帯 (計:67人)	17.9	17.9	44.8	13.4	32.8	3.0	17.9	22.4	13.4	26.9	10.4	9.0	4.5	0.0
	ふたり親世帯 (計:440人)	14.1	21.8	51.8	14.5	31.6	4.3	13.6	25.0	14.5	34.5	18.4	10.9	1.4	0.2
（％）		食事の 買い物	食事 づくり	片食 づけ 後の 食器 の	食器 洗い	風呂 掃除	トイレ 掃除	自分の 掃除 の部屋 以外	世き よう だいの 世話	洗濯 物を 干す	洗濯 物を たたむ	その他	何も して いない	答え たくない	無回 答
中学生	所得区分Ⅰ (計:10人)	10.0	20.0	30.0	10.0	20.0	20.0	20.0	60.0	20.0	30.0	10.0	10.0	0.0	0.0
	所得区分Ⅱ (計:6人)	16.7	16.7	50.0	0.0	16.7	0.0	16.7	16.7	33.3	16.7	0.0	33.3	0.0	0.0
	所得区分Ⅲ (計:21人)	23.8	33.3	38.1	33.3	42.9	9.5	28.6	9.5	38.1	38.1	9.5	23.8	9.5	0.0
	所得区分Ⅳ (計:345人)	19.1	18.6	53.0	24.9	38.3	3.8	20.6	15.7	27.2	40.3	13.6	11.9	2.6	0.6
	生活困窮世帯 (計:66人)	24.2	18.2	56.1	21.2	40.9	3.0	18.2	21.2	24.2	43.9	10.6	12.1	1.5	1.5
	非生活困窮世帯 (計:322人)	18.3	19.6	50.3	25.5	36.6	4.7	21.1	15.2	28.0	39.4	13.4	12.7	3.1	0.3
	ひとり親世帯 (計:49人)	22.4	16.3	44.9	20.4	26.5	12.2	24.5	24.5	22.4	32.7	12.2	12.2	4.1	0.0
	ふたり親世帯 (計:337人)	19.0	20.2	52.5	25.8	40.1	3.3	20.2	15.4	28.8	41.2	12.8	12.8	2.7	0.6

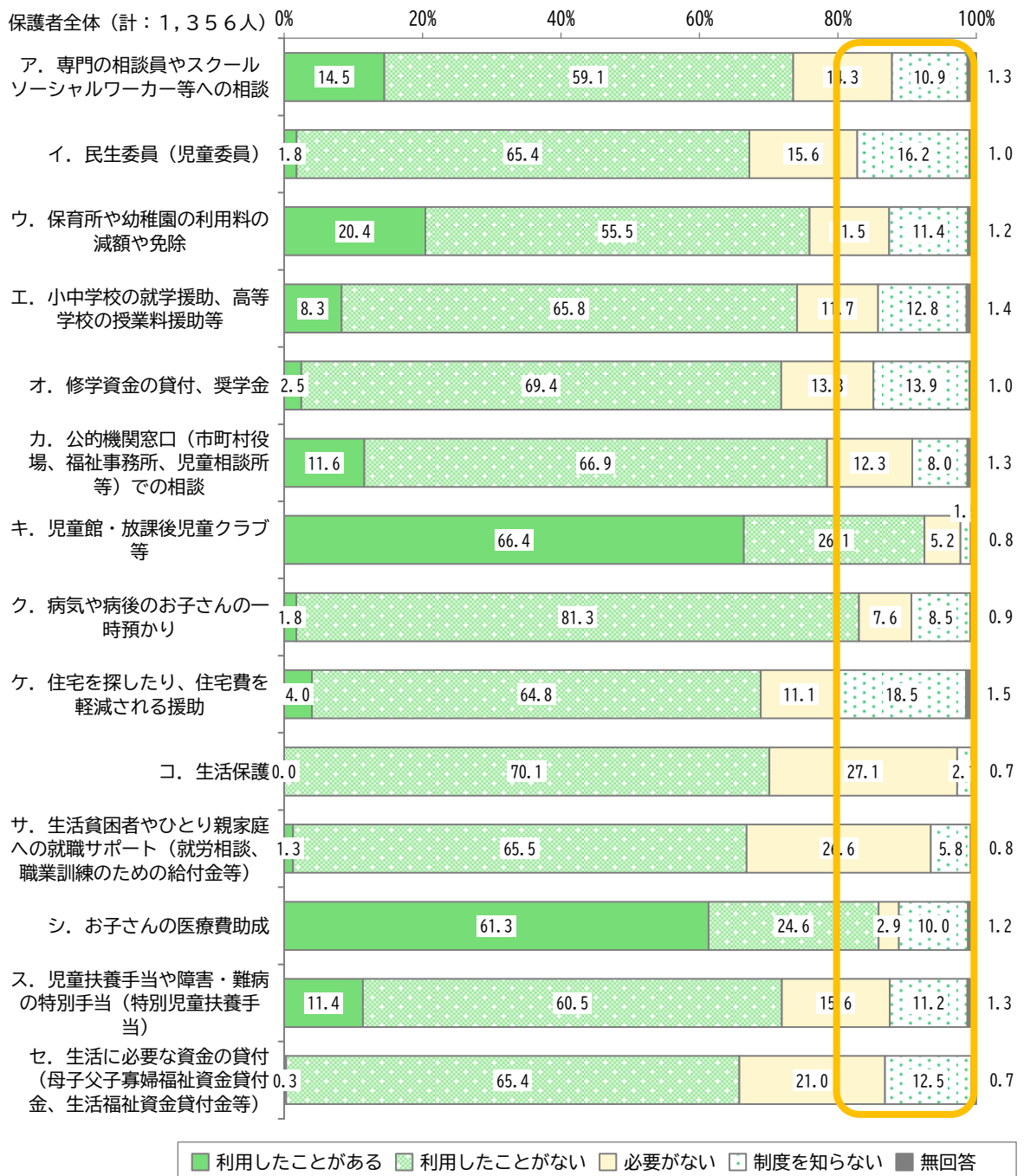
※それぞれの所得区分で、お手伝いの割合が高い上位3つに色付けしています。

⑤ 支援制度の利用状況

「こどもの生活状況調査（大人票）」において、「あなたは、支援制度を利用したことがありますか」と尋ねたところ、「キ. 児童館・放課後児童クラブ等」及び「シ. お子さんの医療費助成」を除き「利用したことがない」と回答した人の割合が高くなっています。また、「制度を知らない」と回答した人の割合は、高いもので18.5%となっています。

支援が必要な人へ適切な支援を届けるためにも、支援制度の普及啓発や利用促進を図っていく必要があると考えます。

■ 支援制度の利用状況（保護者）



(4) こども・若者を取り巻く現状と課題

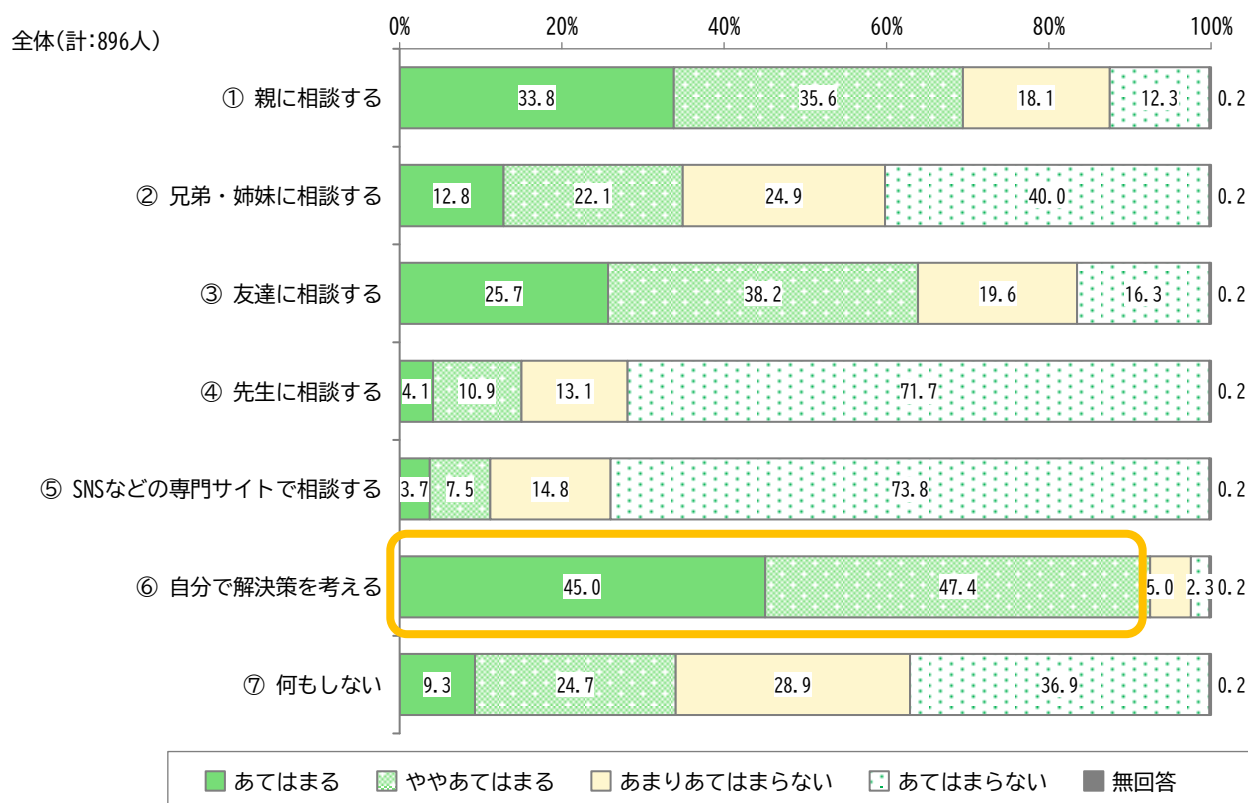
① 困ったときの相談先

「こども・若者の意識と生活に関する調査」において、「あなたは何か困ったとき、どのように対応しますか」と尋ねたところ、「自分で解決策を考える（「当てはまる」＋「ややあてはまる」）」と回答した若者の割合が最も高くなっています。

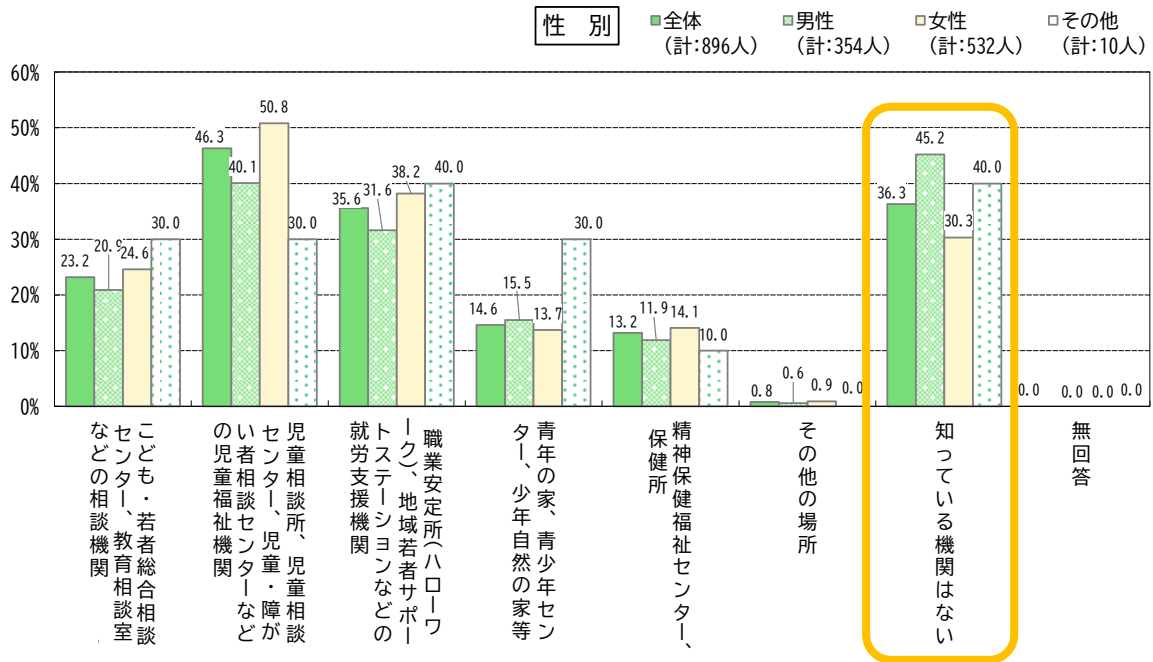
また、「こども・若者を対象とした育成支援機関等を知っているか」と尋ねたところ、「知っている機関はない」と回答した若者の割合が高くなっています。

多くの人が、ひとりで解決したり、より身近な人に相談したりする傾向がありますが、悩みや不安の内容によっては身近な人に相談しづらいこともあります。悩みや不安を抱えて困っている時、気軽に相談できる場所や相談窓口が整備されていることを改めて周知する必要があります。

■ 困ったときの相談先



■育成支援機関等の認知度

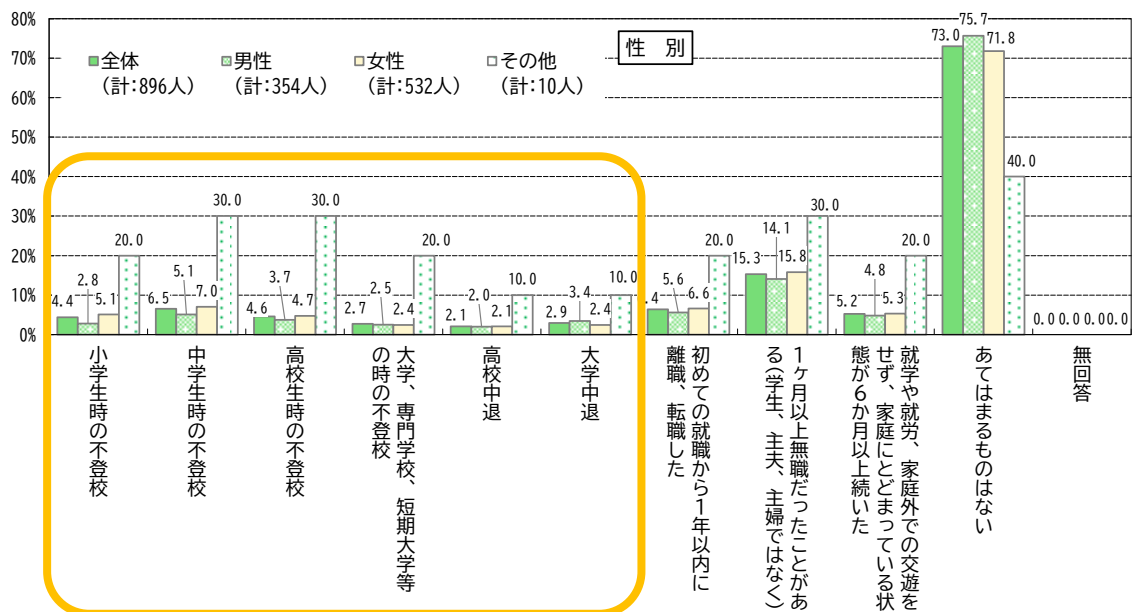


② 不登校や中退の経験

「こども・若者の意識と生活に関する調査」において、「学生時代や社会人になってからの経験」について尋ねたところ、「不登校や中退の経験がある」と回答した若者がいます。

不登校の児童生徒が安心して過ごせる居場所の拡充や専門家や専門機関との連携を図り、不登校生徒への効果的な支援に取り組む必要があると考えます。

■不登校や中退などの経験



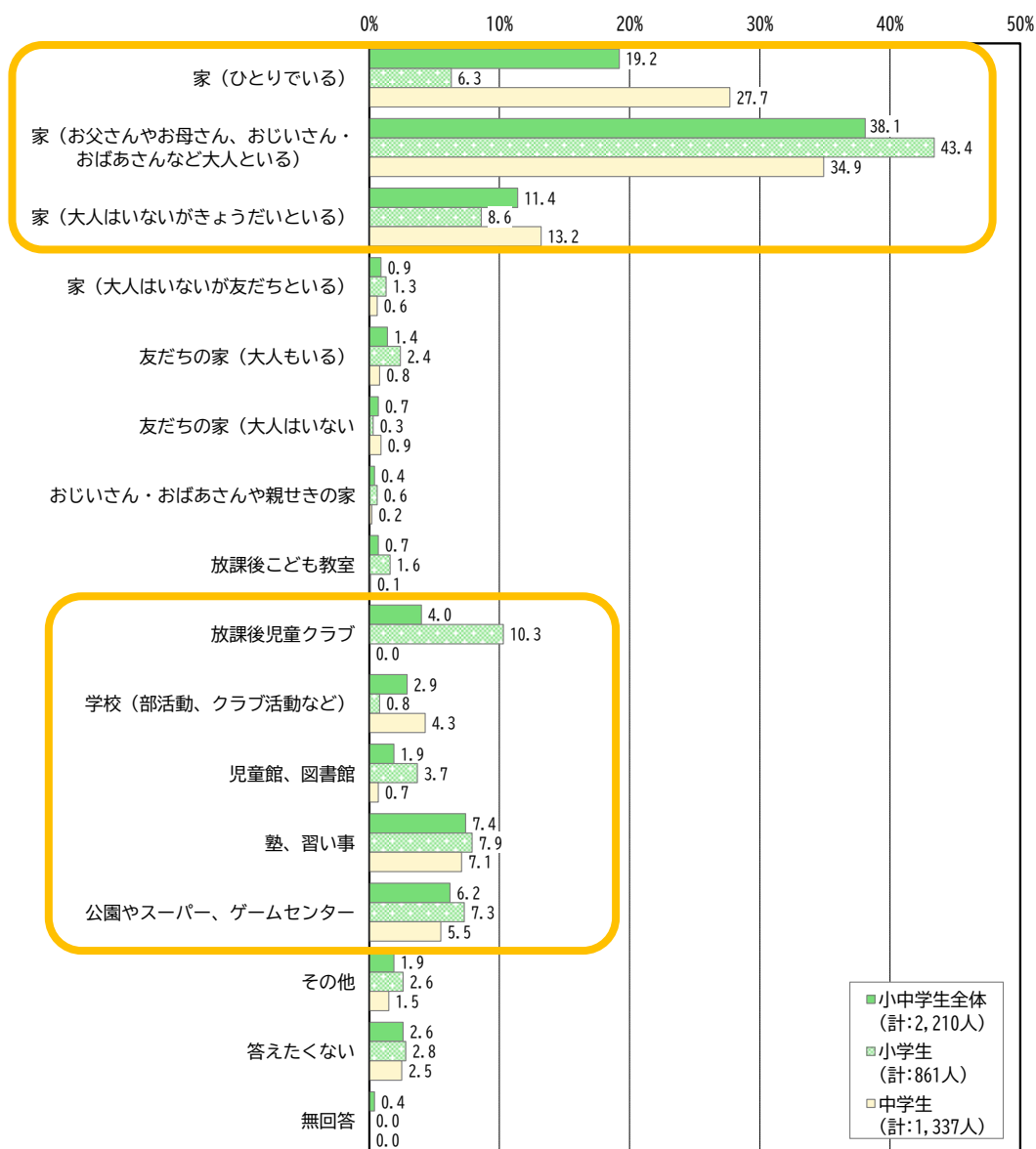
③ 居場所について

「こどもの生活状況調査（こども票）」において、「あなたは、学校のある日の放課後、どこにいたことが多いですか」と尋ねたところ、「家（「ひとりである」＋「お父さんやお母さん、おじいさん・おばあさんなど大人という」＋「大人はいないがきょうだいという）」と回答した児童生徒の割合が高くなっています。次いで、「放課後児童クラブ」や「学校（部活動、クラブ活動など）」、「児童館、図書館」、「塾、習い事」、「公園やスーパー、ゲームセンター」となっています。

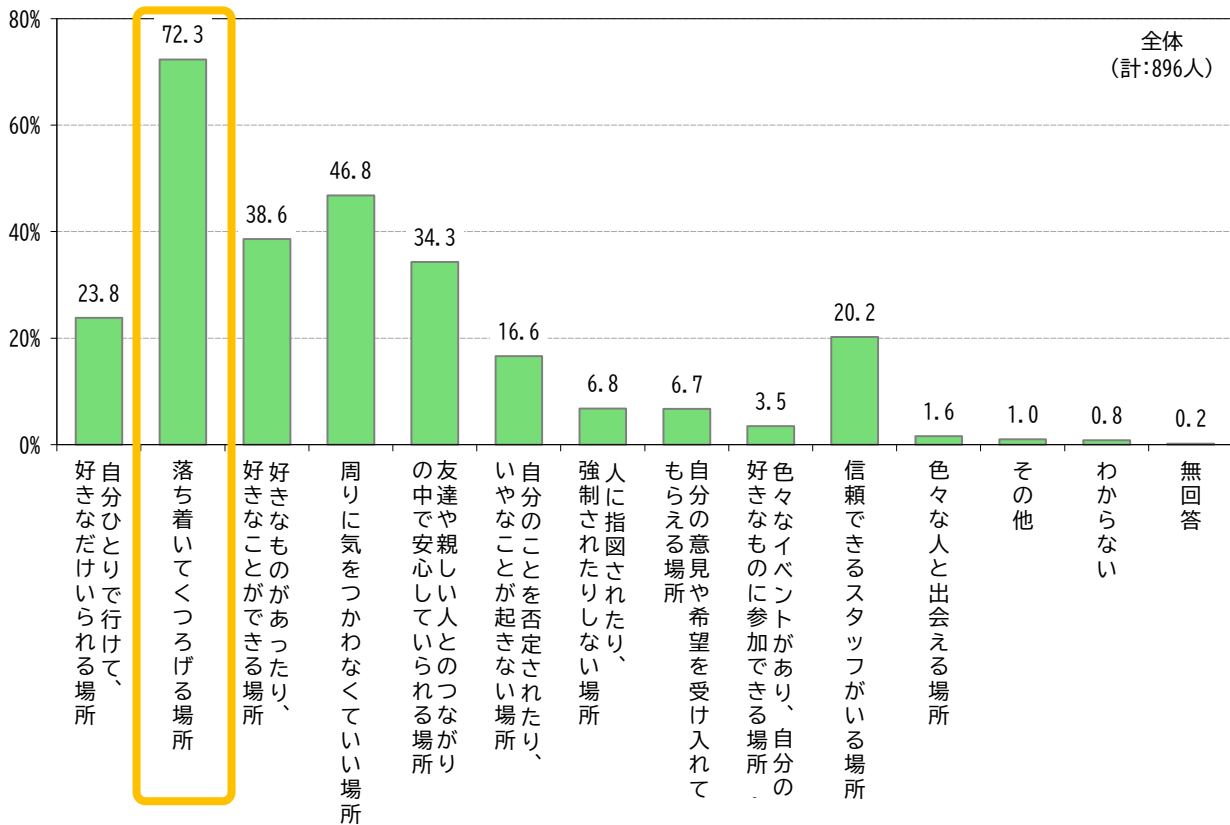
また、「こども・若者の意識と生活に関する調査」において、「あなたにとって、居場所とはどんなところだと思いますか」と尋ねたところ、「落ち着いてくつろげる場所」、続いて、「あなたにとっての居場所はどこですか」と尋ねたところ、「自分の部屋」、「家族が集まる場所（リビング・親族の家など）」と回答した人の割合が高くなっています。

こどもや若者が自分らしく過ごせるような「居場所づくり」の拡充に取り組む必要があると考えます。

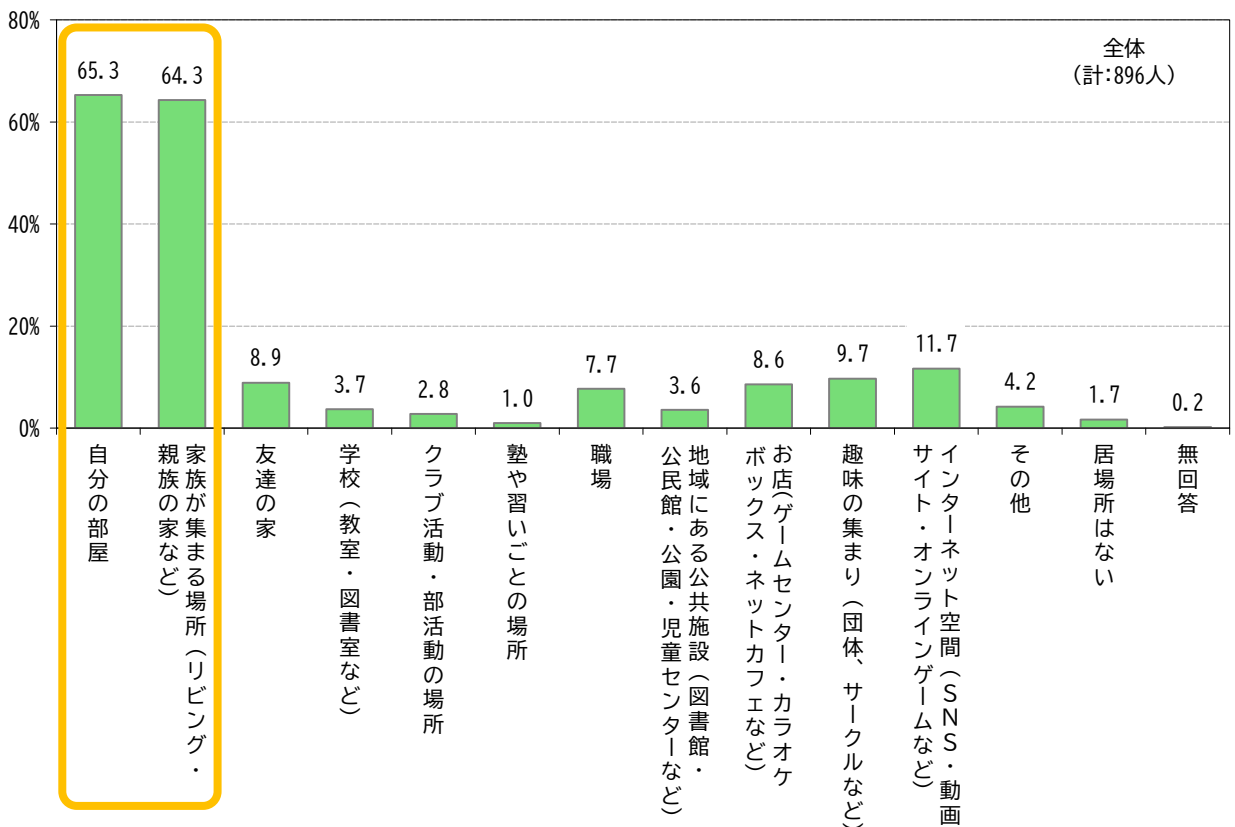
■ 学校のある日の放課後の居場所（こども）



■あなたにとっての「居場所」とはどんなところですか（若者）



■あなたにとっての「居場所」はどこですか（若者）



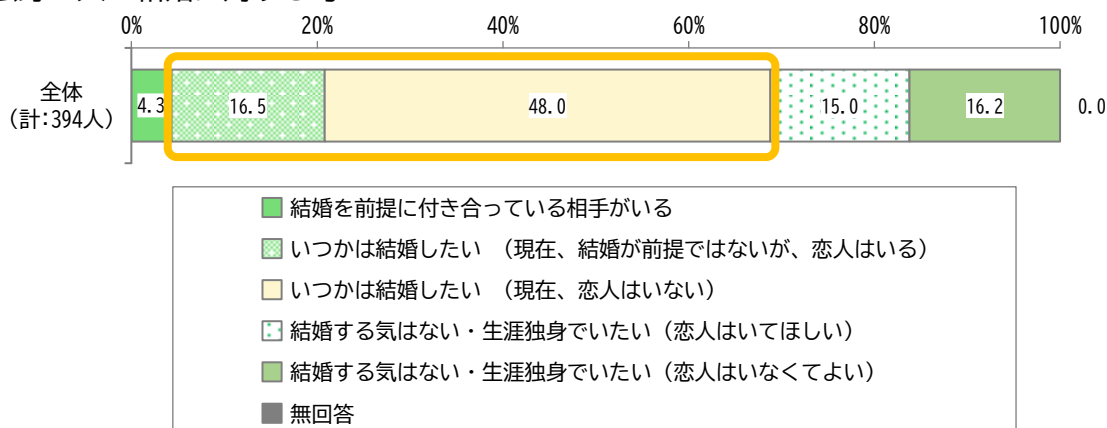
④ 結婚への意欲

「こども・若者の意識と生活に関する調査」において、独身の人に「結婚したいと思いますか」と尋ねたところ、「いつかは結婚したい」と回答した若者の割合が64.5%、一方で、「結婚する気はない・生涯独身でいたい」と回答した割合が31.2%となっています。

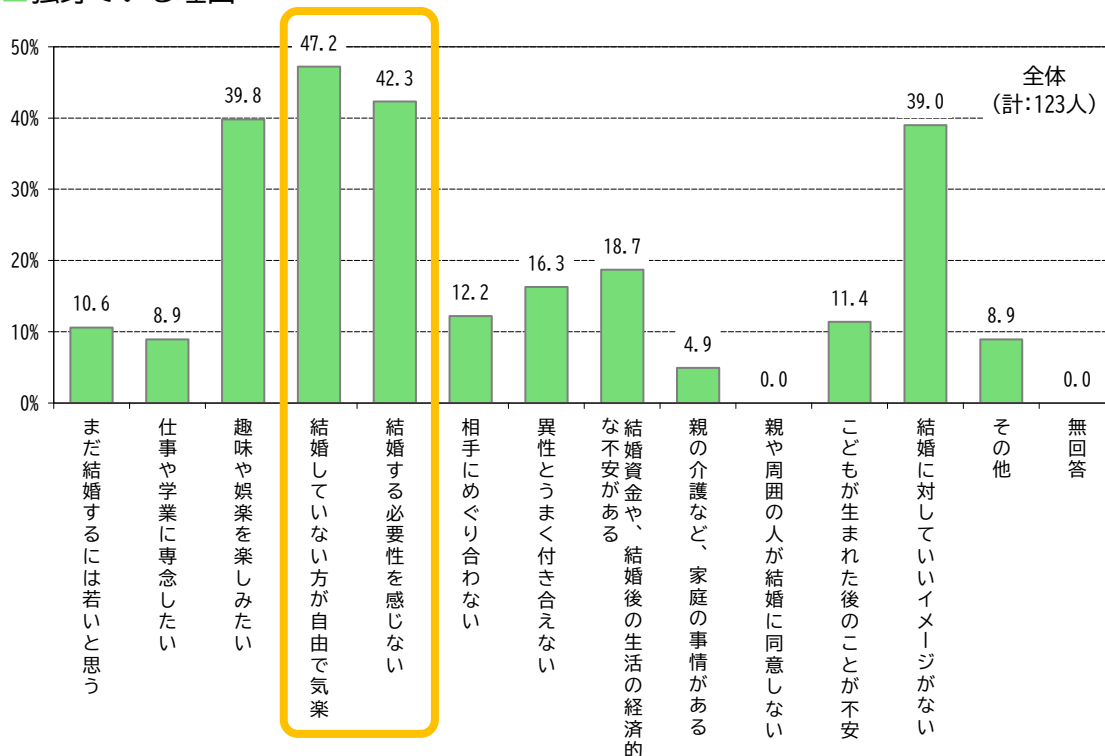
また、結婚せず生涯独身でいる理由について尋ねたところ、「結婚していない方が自由で気楽」、「結婚する必要性を感じない」と回答した若者の割合が高くなっています。

非婚化や晩婚化が進行する中、「いつかは結婚したい」と考えている若者も多く、結婚を希望する人が結婚できる環境づくりや結婚に対する多様な価値観や考え方を尊重しつつ、若い世代に家庭を築くことの意義や喜びを伝えたり、ライフデザインを構築する機会を設けたりすることが重要であると考えます。

独身の人への結婚に対する考え



独身でいる理由

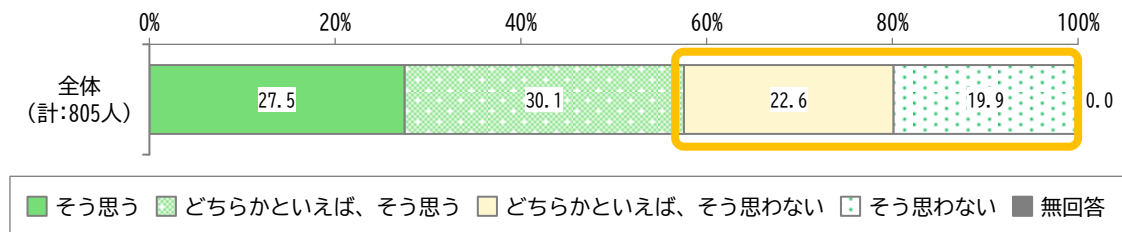


⑤ 理想とすることどもの数

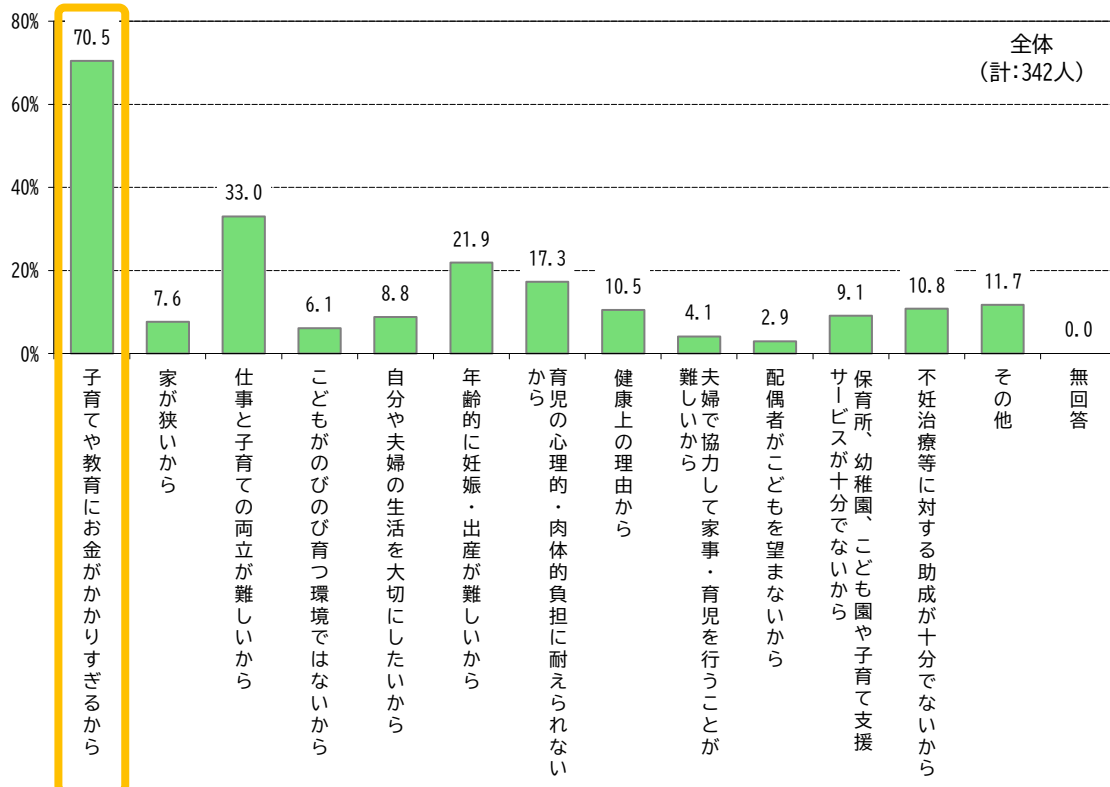
「こども・若者の意識と生活に関する調査」において、「理想とする（可能なら授かりたいと思う）こどもの人数を将来的に実現できそうだと思いますか」と尋ねたところ、そう思う（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）と回答した若者の割合が57.6%、そう思わない（「どちらかといえば、そう思わない」＋「そう思わない」）と回答した割合が42.5%となっています。さらに、理想とすることどもの人数を実現できそうにないと回答した人にその理由を尋ねたところ、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答した若者の割合が70.5%となっています。

若者の不安定就労問題や物価高騰による経済的な影響に加えて、こどもの大学進学を希望することによる教育費の増大など、子育て世帯の経済的な不安と負担が大きくなっています。理想とすることどもの人数を将来的に実現できるよう、保護者の就労の支援、生活の支援、経済的な支援など、適切な支援を持続的に進めていくことが必要であると考えます。

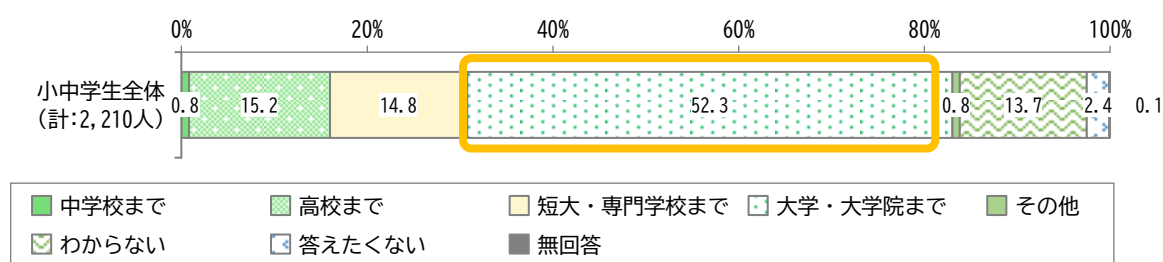
■理想とすることどもの数の実現について



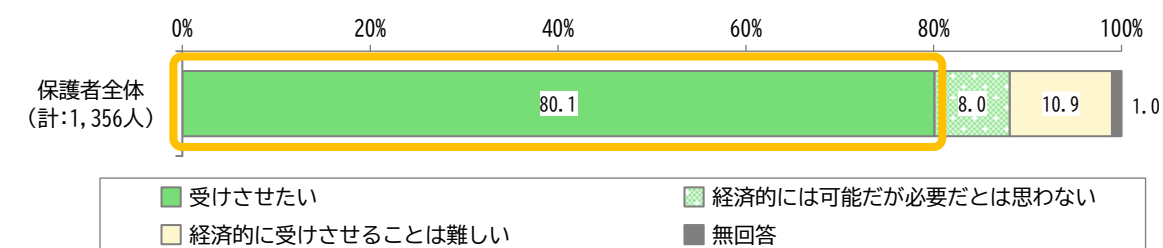
■理想とすることどもの数の実現について



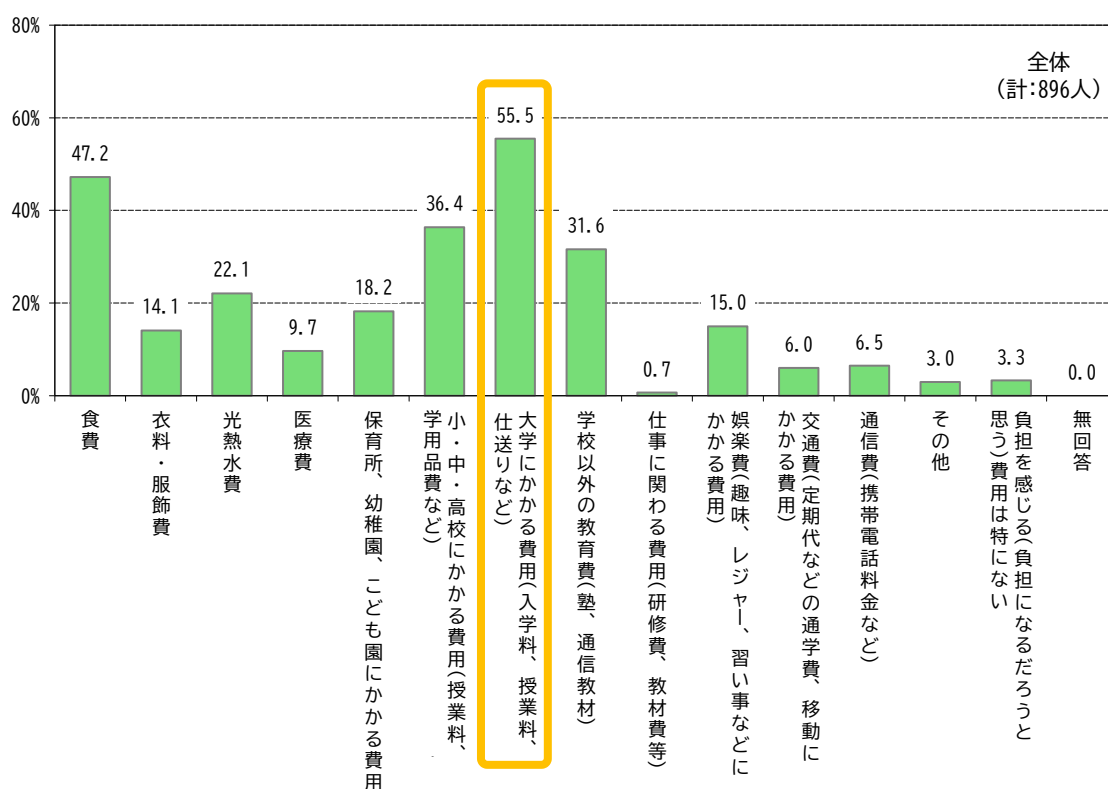
こどもの進学希望



こどもに対する保護者の進学希望（大学・大学院までの教育）



負担を感じている（負担になるだろうと思う）費用について（若者）



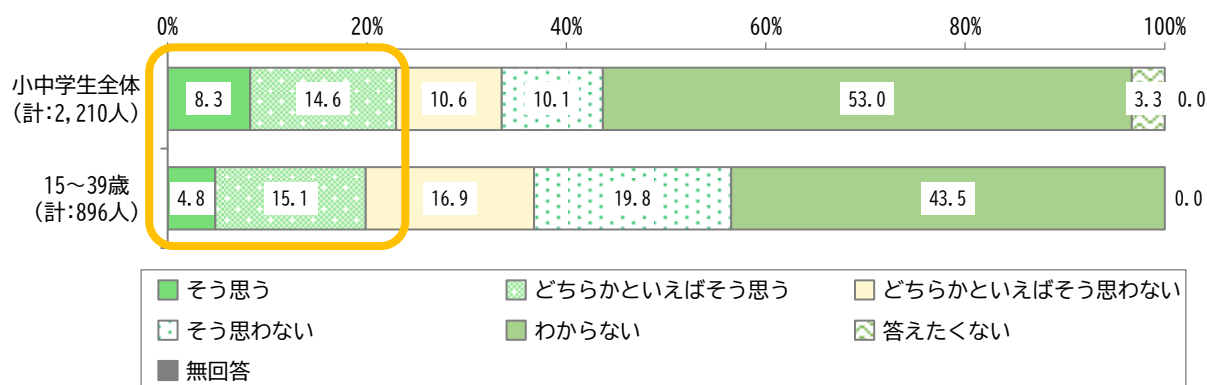
(5) こどもの意見聴取

「こどもの生活状況調査（こども票）」において、「こども政策に関して意見を聞いてもらえているか」と尋ねたところ、「そう思う（そう思う＋どちらかといえばそう思う）」と回答した児童生徒の割合が22.9%、「わからない」と回答した児童生徒の割合が53.0%となっています。

また、「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、「そう思う（そう思う＋どちらかといえばそう思う）」と回答した人の割合が19.9%、「わからない」と回答した人の割合が43.5%となっています。

「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実を図っていく必要があると考えます。

■ こども政策に関して意見を聞いてもらえていると思う



6 こども・若者の意見表明

(1) こども会議

令和6（2024）年8月に実施した「みよし市こども会議」において、「こどもの権利」、「こどもの居場所」、「全てのこどもが意見を言える社会の実現」についてディスカッションをしました。

① こどもの権利について

「こどもの権利」をテーマにこどもの考えや想いを聴きました。身近な学校や家族について、また、自分の名前や健康、差別などに関する意見がありました。

こどもが権利の主体であることをこども自らが理解し、理解を深めるために、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容についての理解促進や普及啓発、情報提供に努める必要があると考えます。

カテゴリー		詳細内容
学校	多様な意見	・ 多様な意見、考えを認めて欲しい ・ 答えのない自由な問題が必要 ・ 答えがある問題に対して、「答えとちがう」をなくす ・ 学校の問題は1つや2つの答えしかなく、それだけで言葉の格差がついてしまうから、答えのない自由な問題が必要だと思う。それによって多様性が生まれると思う ・ 学校でもっと案を出せるところが欲しい ・ 学校（世界で）もっと個性を出せる空間が欲しい ・ 自分たちの意見で学校を作って欲しい
	先生	・ 先生はどんな生徒に対しても平等に接して欲しい ・ 先生は生徒の意見を受け止めて欲しい ・ 先生と親はいつでも寄りそって応援して欲しい ・ 大人が見本になって欲しい ・ こどもに合った教育の仕方を考えよう！
	その他	・ 十分な学習ができる ・ 大学を無料にして欲しい
差別	差別	・ いろんな所で差別が起きないようにして欲しい ・ いじめ・差別をなくそう！！ ・ 立場や境遇で差別されないようにして欲しい
	こどもの意見	・ 大人の意見よりこどもの意見は説得力が弱い ・ こどもがいい意見を言っても大人の意見が優先される

カテゴリー		詳細内容
家庭	安心できる場所	・先生と親はいつでも寄りそって応援して欲しい ・居心地のいい場所を作る ・家族のみんなが安心できる場所が欲しい
	身体のこと	・心と体の健康第一 ・こどもが休める時間を作って欲しい
健康	施設・設備	・大きな病院を増やして欲しい ・AEDの設置場所を分かりやすくして欲しい
	生きること	・守られないといけないときに守られる ・親がこどもの命をうばわない
権利	意見を言うこと	・意見を言う機会を増やして欲しい
	伝えること	・いつでも気軽に相談できる場所が欲しい ・聞く、話す、コミュニケーションがとれる
	遊び・スポーツ	・自分のしたいスポーツなどをもっとできるように ・ボールが使える公園が減っているので増やして欲しい
	情報へのアクセス	・必要な情報が、必要なときに手に入る ・インターネットで何か調べるときに危険なサイトが出てこないようにして欲しい
名前	自分の名前	・自分で自分の名前を付けられないから親にキラキラネームを付けられる ・自分の名前が嫌かもしれないけれど、自分の名前を自信をもって名乗れる世界がいいと思う
	その他	・戦争をなくし名前がある世界を当たり前にしよう

② こどもの居場所について

「こどもの居場所」をテーマにこどもの考えや想いを聴きました。公園や商業施設のような遊べる場所に対し、自習室や図書館のように勉強できる場所、相談室のような一人になれる場所に対し、グラウンドや体育館のようにみんなといられる場所など、相反する意見などもありました。

こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進する必要があると考えます。

こどもの居場所	理由
みんなで勉強する場所	教えてくれる人が少なかったりしても、みんなで楽しく教え合いながらやりたい
色々な設備が整っている防音壁の個室	一人でやりたい、見たいときに、それができる場所がない
遊べる場所	制限があり、やりたいことが出来ない
みんなで楽しめるところ	みよし市内にはみんなで遊べる場所が少ない
ひとりでいられるところ	誰にもじゃまされない場所が欲しい
心を落ち着かせられる場所	安心できる場所が欲しい
遊べる所	心も体も楽しくなる
勉強できる場所（図書館のみんなが勉強している所）	いつでも勉強は大事だし、受験生では家だけでなく違う場所で勉強したい人もたくさんいます。例えば図書館だと、本を見ながら勉強できたり、他の人も勉強していて、「私もやらなきゃ！」っていう気持ちになれる
相談室	相談したいけど、どこにすればいいのか分からないと、徐々に心が壊れていってしまうかもしれない
楽しくいられる場所	みんなと楽しく遊べる居場所が欲しい
24時間使える自習できる場所	集中しながらいつでも勉強に取り組める場所が欲しい
ひとりで居られる場所	落ちつけて、個人の空間を持てる近場の施設が必要だと考える
ストレス解消できる場所	家ではさけんだり、カラオケをしたりできない
1人になれる場所	誰にもじゃまされたくないときがある
楽しい場所	家ではできないようなことをやりたい

③ 全てのこども達が意見を言える社会の実現について

「意見が言えないこどもも含め全てのこども達から意見を集める方法」をテーマにこどもの考えや想いを聴きました。SNSの活用や意見を聴き出す際の雰囲気づくり、匿名での相談などの意見がありました。

様々な状況にあって声が聴かれにくいこどもや若者、低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高く持てないこどもや若者も、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫が必要であると考えます。

カテゴリー		詳細内容
方法	SNS等	・ SNSで意見を集める ・ 電話、SNSはいつでも匿名でできるようにしたい ・ 病気で人と会えなかったり、コミュニケーションが取りづらい人ともインターネットを介して相談できるようになると思う
	その他	・ ポスターをこども食堂に貼る ・ 目安箱は学校、市役所、図書館、駅に置く ・ 手紙は切手代を無料にしたら良いと思う
環境	個別	・ 相談室を作る ・ まず面談で意見を言う ・ 意見を言いやすい場所で意見を言う ・ 静かな所で意見を言う
	友達・家族	・ 人と人とが顔を合わせられるように相談できる場所 ・ 友達や親に相談して、2人3人に相談することによって2つの意見を得られる場合がある
	匿名	・ 顔を合わせずに匿名で相談できる ・ 電話、SNSはいつでも匿名でできるようにしたい ・ 匿名でグループを作って悩みをお互いに相談し合う
	第三者	・ 専門的な知識を持っている人や、相談されることに慣れている人に相談することによって、現実的な意見、相談の答えが返ってくる ・ カウンセラーの人だと学校の先生や親に伝えられてしまうと不安に思う人もいるので、全然知らない大人に相談する等、安心して悩みを打ち明けられる場所があるといいと思う
	グループ	・ 楽しい雰囲気の場所を作る ・ 知っている人が多いグループを作ると意見を出しやすい ・ 知っている人と知らない人を混ぜて安心できるような空間を作りたい ・ 匿名でグループを作って悩みをお互いに相談し合う

(2) こども（児童館等）インタビュー

令和6（2024）年7月と8月に実施した「こども（児童館）インタビュー」において、「こどもまんなか社会」の実現に向けたこどもの幸せ、「こどもが意見を言う機会や場所」についてヒアリングをしました。

① こどもの幸せについて

「こどもまんなか社会の実現に向けたこどもの幸せ」をテーマにこどもの考えや想いを聴きました。身近な学校や家族について、また、プライバシーや差別、いじめなどについても意見がありました。

全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利が守られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちづくりが求められています。

カテゴリー	詳細内容
家族	・ 家族といわれること、家族と暮らしていること、家族と一緒にいるとき、親の愛 ・ お母さんが元気だと嬉しい ・ 家で遊ぶ（ゲーム）、お父さんとゲームをする ・ 家でご飯を作ってもらっているとき ・ 家族のお手伝いでお礼を言われたとき ・ 家族とテーマパークに行ったとき ・ 夏休みにハワイに行ったとき（お母さんと砂場でお城を作った） ・ 従兄弟が夏休みにくる（たまに会えるのが幸せ） ・ すいかが家に届いた、弟が生まれた ・ おこづかいがもらえたとき ・ 家族（内容による。プレゼントをくれる話とかはいい）
学校	・ 皆と一緒に何かが達成したとき（運動会や合唱フェスティバルなど） ・ 学校の授業中のみんなでの話し合い ・ できない勉強やスポーツ等ができるようになる ・ 学校が好き、すぐに友達と仲良くなれる ・ テストで100点取ったとき ・ 給食を食べているとき ・ 学校が休みのとき ・ 学校は嫌い、面倒くさい、なぜ学校に行かなくてはいけないのか、ネットワークを使えばいい

カテゴリー	詳細内容
友達	・友達と話するとき、友達と一緒にいるとき、友達とゲームをするとき、祭りに友達と行くとき、友達と遊んでいるとき、部活で友達と話するとき ・うれしいとき（友達ができた、褒められた）、自分のために何かしてくれる人がいるのが幸せ ・友達とうまくいかない時は学校に行きたくない、勉強は家でもできる ・友達に悪口を言われないこと
習い事	・ピアノで曲が全部弾けたとき ・体操（習い事）に行っているとき
趣味	・自分のやりたいことをしているとき（趣味、音楽、ギター） ・自由、娯楽（遊び、ゲーム）、YouTubeを見る、カラオケ ・ゲームをやる（1人でもいいし、友達とでもいい） ・旅行に行ける、釣りに行く ・好きなことに夢中になっているとき（好きなアイドルを応援する）
スポーツ	・スポーツをやっているとき（野球、サッカー、スイミング、ラグビー、卓球） ・サッカーしているとき（楽しいこと＝幸せ） ・野球とかスポーツ（好きなこと）をしているとき ・外でいっぱい遊べたとき
その他	・みんなで笑っているとき、生きていることが幸せ ・楽しいことがあったとき、時間を忘れるほど楽しいとき、願いが叶う ・いい所、好きな所に行ったとき、好きなお祭りに行ったとき、レゴランドで乗り物に乗れたとき、自分が楽しいと思うことをやったとき、誕生日 ・ごはんがおいしい、美味しいものを食べる（魚、米） ・物価が安い、お金をもらうこと・使うこと ・寝る時（布団が一番いい、気持ちいい） ・ペットを飼う ・涼しい所にいるとき ・嫌なこと（いじめ）がない⇒身近にある

(3) 意見募集

令和6（2024）年7月から8月、10月から11月に実施した「意見募集」において、「こどもまんなか社会の実現に向けたこどもの幸せ」、「こどもの居場所」、「こどもが意見を言う機会や場所」、「こどもの権利」、「その他（こどもや若者にかかわること全般）」について意見を集めました。

① こどもの居場所について

「こどもの居場所」をテーマに若者の考えや想いを聴きました。こどもの意見からは出てこなかった不登校のこどもの居場所についても意見がありました。

こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進する必要があると考えます。

こどもの居場所	詳細内容
児童館・ 公共施設など	・ 児童館 ・ 放課後友達と集まれる公園や公民館などの公共施設 ・ 楽しいことがたくさんある所 ・ 地域の公民館や集会所。図書館、体育館。映画館。高齢者の施設→将来の就労につながると良い。 ・ 両親が仕事をしている家庭が多いので、そういったときでもこどもが家でひとりにならないよう、集まれる場所を作る。交流館などの解放。今もやっているが閉まるのが早く、もう少し遅くまで開いていると助かる。 ・ 不登校のこどもには、残念ながらこのみよしには居場所がないように思います。心が傷付いた子はエネルギーもなく家に居るしかありません。少しエネルギーが貯まって社会へ出たいと思っても場所がありません。学びの森という場所がありますが、勉強をする場所、学校の教室のような雰囲気とこどもは感じたようです。大人もそう思いました。何でも自由に過ごせる川崎市の「ゆめパーク」のような居場所を望みます。心のケアや支援者ももっと増やして欲しいです。中学校にフリースクールを作っていますが、小学生の不登校のことも考えて頂きたい。まだ幼い元気のない我が子をおいて働きにも行けません。親子で安心できる居場所が必要です。 ・ おかよし交流センターのロビー、Wi-Fiがある所 ・ プレーパーク

こどもの居場所	詳細内容
児童館・ 公共施設など	・放課後児童クラブや児童館は今後、こどもの居場所として、益々大きな役割を担うと思いますが、そこで働く大人が、こどもとの関わりの中で何を大切にするべきかという共通認識を持つことと、関わり方や向き合い方等のエビデンスを元にした知識やスキルがとても大事だと思います。誰も存在を否定されることのない安心安全なこどもの居場所作りの為にも、やはり、大人側の知識やスキルや非認知能力がとても重要だと考えます。 ・児童館はだいたい同じ厚生員さんがいて、声かけてくれたりするのでこどもの居場所になっている。ただ低学年などは自宅から遠いと自分で行けなかったりするのでもっと身近に行ける場所にして欲しい。
習いごと	・その子が好きな習い事(ピアノ教室、英語教室、サッカー教室)の場を、市が無料または安価で提供する。S I B方式でやるのはいかがでしょうか？
その他	・部活動の縮小や夏休み期間中のプール開放の中止はとても残念です。こどもの居場所とは、(金銭面や送迎などで)保護者に頼らなくても、こども自身の意思と希望でいることのできる場所のことだと思います。なので、各学校区内(徒歩・自転車圏内)にあって欲しいです。このままでは、こどもの居場所が、ゲームやスマートフォンに取って変わられるのではないかと危惧しています。 ・こどもが信頼できる、愛されている、守られていると感じる人がいる場所だと思う。 ・少ないからもっと作るべき。近所のおばちゃんの家とかにふらっと立ち寄れるような街が理想です。 ・縛りのなく、大人がダメダメって言わない所。生きる上での土、水、火があるところ。食べること、友達と遊べること、でも寂しがり屋なので、ほどよい距離感の大人が見守っている所。 ・こどもに聞いて下さい。

② こどもや若者に関わること全般について

「こどもや若者にかかわること全般」をテーマに大人の考えや想いを聴きました。児童クラブや放課後教室、スポーツ教室など、身近な居場所に障がいのあるこどもが参加できる共生社会についての意見がありました。

障がいの有無を問わず、全てのこどもに平等でニーズにあった教育（インクルーシブ教育）環境を整備し、障がいの有無により分け隔てられることのない共生社会の実現に向けた取組を推進していく必要があると考えます。

カテゴリー	詳細内容
施設・環境の整備	・外で遊べないこどもたちのために屋内型の遊ぶ施設があるといい。 ・子育て支援センターで、携帯使用禁止なのが他の市と比べて使いにくい点。子育て支援センターでは家ではできない遊びや触れ合いがあって、こどもの初めて見る姿も発見できる。それを記録に残せないのも、自然と行く頻度なども落ち、他の市の支援センターへ行くようになった。こどもから目を離すという理由で携帯使用禁止のようですが、撮影は許して欲しい。 ・児童館が何をしているのかよく分からない。東郷町や豊明市のようにInstagramなどSNSで情報発信して欲しい。 ・こどもが、いろいろな大人と触れ合いながら遊べる場所がもっとあると良い。土日や祝日など、休みの日に、雨や炎天下でも身体を動かして遊べる施設がもっとあると良い。
保育園について	・こどもの一時預かりについて、手続きが煩雑だったり直接申し込みに行かなくてはならず、本当に困った時に使いづかった。申込期間や条件など決まりがしっかり作ってあるのは良いが例外を一切認めないと言われ、助けが必要な時に対応してもらえず体調を崩し入院することになった。必要なタイミングで使える制度がないのはすごく子育てがしにくい。 ・開園時間をもう少し融通がきくと良いと感じます。通勤に時間がかかる＋こどもを送って行くは負担が大きいです。祝日休みについて、地域柄、トヨタさんのカレンダーで動く機会が多いです。祝日休みにされると預ける場所がなくなり、毎回四苦八苦します。今通ってる園で祝日も対応して欲しい。 ・現在、保育園入園をする為には両親の就労証明書が必要となりますが、離婚調停中の場合で、片親からの就労証明書提出が困難なときに弁護士からの書類があれば、片親からの就労証明書の提出は無しでも可となっています。しかし、双方の弁護士間のやり取りがある場合は、「会うことができる＝就労証明書が提出できる」ということになってしまい、弁護士からの書類は無効になってしまうため、結局片親からの就労証明書が必要となると伺いました。離婚調停中の家庭が保育園入園における手続きを行う際に、片親から就労証明書の提出を拒否された場合の救済措置案を検討していただきたいです。

カテゴリー	詳細内容
その他	・みよし市は、学校給食は無料ですし、保育園も保育料無料（一部の子を除いて）、医療費も高校生まで無料と、とても手厚く、大変住みよい街だと思います。今、困っていることと言えば、通学の送迎時の三好ヶ丘駅の混雑、公園の草刈りをもっと頻回に、ということでしょうか。 ・フルタイムで働くことに限界を感じてます。自分自身のキャリアと子育ての両立が難しい。 ・児童クラブや放課後教室、スポーツ教室など、身近な預かりの場はとても良いと思います。そこに、障がいがある子も参加できれば、共生社会に向けての取組として、大事な役割になると思います。その為には、こどものために働きたいと思う大人を、増やす必要があります。 ・こどもが性犯罪に巻き込まれないような安全確保、子と関わる全ての人への性教育の仕方講座？などあると良いと思う。性教育に関しては今大人といわれる人たちは自身がしっかりと教育されず、どう教えてあげたらいいの分からないと感じている人も多いと思う。「どう伝えたらいいのか分からない」と感じるような内容を市が率先して活動してくれるといいと思う。 ・「こどものことを、こども抜きで決めないで欲しい」とこどもたちが言っています。この言葉をしっかりと受け止め大人の都合で勝手に決めずにまずはこどもと信頼関係を築いた上で、時間をかけてこどもとの対話を重ねて進めていただきたいです。「参加する権利」が守られる為にまずは、大人が、こどもの意見を聞くスキルを身につけ権利について、肩の力を抜いて楽しく一緒に学んでいけるような機会を設けていただきたいです。 ・アンケート結果を集計して出してほしい。いつも知らないうちに決まってしまうので、（仮）で出してもらい、言葉のチョイスとか良い案がないか？など公開して住民みんなで修正したいです。 ・こどもの問題（引きこもり、非行、少年犯罪、心身症、自殺、家庭内暴力など）、こどもに心配な症状が出るのは、しつけがなされていないからでも、わがままに育てられたからでもなく、問題の本質は『こどもの自己肯定感の極端な低さ』だと、スクールカウンセラーでもあり医者でもある明橋大二氏が著書『子育てハッピーアドバイス』の中で言っています。こどもの幸せを守るためには、まずは、「自己肯定感を高める子育て」を大人が意識する事が何より大事だと思うのです。では、自己肯定感を高める子育てとは？特に3歳までのお子さんを持つ親御さんや保育園の先生方には知っていて欲しいと思います。 ・おこさんのおられないご家族の方からこども未来課のことを全くご存じないという話でした。おこさんがおられなくてもいここ、おい、めいなどを大切にしておられて、でもこどものことを接点がなく知らないという事実をなんとかならないかと思いました。何かそういう方との接点があるといいですね。

一部抜粋

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

全てのこどもの健やかな成長と
こどもの想いをまんやかに 笑顔輝くまち みよし
～「いま」と「みらい」をつなぐまち～

本計画では、こどもの最善の利益を実現する視点から、こども達が健やかに成長できるまちを実現するとともに、親世代にとって安心して子育てができるまち、育てる喜びを感じられるまちをめざすことを基本理念とします。

2 計画の基本目標

I 安心してこどもを育てられる支援が整ったまち

こども・子育て支援事業の充実を核に、安心してこどもを育てられる支援の充実を目指します。さらに、子育てに関する情報提供の充実、親の多様な子育てニーズに対応できる支援の充実を目指します。

II こどもの元気な成長を支援するまち

質の高い教育・保育の実現を始め、低所得世帯のこどもへの支援、障がい児への支援の充実などを通じて、こども自身が健全に成長・発達できる環境を提供するための施策を充実させます。

III こどもの権利と最善の利益が守られるまち

こどもの権利を最大限に守るため、虐待や学校教育の場などでの不適切な指導、いじめなどに対する未然防止への具体的な取組を加速させるとともに、こどもや若者が権利の主体であることの情報提供や啓発を推進します。

IV こどもから若者まで切れ目のない支援を受けられるまち

こどもから若者に成長する途上で、その保護者を含めて継続的な支援を受けられるように、保健や医療、福祉や教育などの面での連携強化と一体化した支援の提供に努めます。

3 計画の数値目標

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標を以下のとおり設定します。目標値は、国の「こどもまんなか実行計画2024」と本市の現状を踏まえて設定しています。

また、第4章では、以下の数値目標との関係性を示しています。

目標	現状値	目標値
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合 ^{*1}	19.4%	70.0%
「生活に満足している」と思うこども・若者の割合 ^{*2}	こども 92.4% 若者 45.9%	こども 現状維持 若者 70.0%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ） ^{*3}	こども 63.0% 若者 67.4%	70.0%
社会的スキルを身に着けているこどもの割合 ^{*4}	77.9%	80.0%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合 ^{*5}	こども 74.4% 若者 70.2%	90.0%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合 ^{*6}	こども 81.7% 若者 97.7%	こども 97.1% 若者 現状維持
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合 ^{*7}	こども 75.5% 若者 77.5%	現状維持
「こども政策に関して自身の意見を聞いてもらえている」と思うこども・若者の割合 ^{*8}	こども 22.9% 若者 19.9%	70.0%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合 ^{*9}	こども 61.9% 若者 45.0%	80.0%
「みよし市はこどもや若者が希望を持って暮らしていくことができるまちだ」と思う若者の割合 ^{*10}	75.3%	現状維持
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 ^{*11}	22.2%	70.0%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合 ^{*12}	74.6%	90.0%

※上記において、「こども」とは小学生及び中学生、「若者」とは15歳から39歳としています。

- * 1 こども・若者の意識と生活に関する調査の回答結果
- * 2 こどもの生活状況調査及びこども・若者の意識と生活に関する調査の回答結果
- * 3 こどもの生活状況調査及びこども・若者の意識と生活に関する調査の回答結果
- * 4 こどもの生活状況調査の回答結果で、関連する8項目の平均値
- * 5 こどもの生活状況調査及びこども・若者の意識と生活に関する調査の回答結果
- * 6 こどもの生活状況調査及びこども・若者の意識と生活に関する調査の回答結果
こども・若者の意識と生活に関する調査の回答結果においては、身近な関わり（家族や友人・知人など）のなかで困ったときに助けてくれる人がいる（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」）と回答した者の割合
- * 7 こどもの生活状況調査及びこども・若者の意識と生活に関する調査の回答結果
- * 8 こどもの生活状況調査及びこども・若者の意識と生活に関する調査の回答結果
- * 9 こどもの生活状況調査及びこども・若者の意識と生活に関する調査の回答結果
- * 10 こども・若者の意識と生活に関する調査の回答結果で、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合
- * 11 こども・若者の意識と生活に関する調査の回答結果
- * 12 こども・若者の意識と生活に関する調査の回答結果で、高校生までのこどもがいる世帯の者うち「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と回答した者の割合

第4章

こども施策に関する
重要施策

第4章 こども施策に関する重要施策

1 施策の体系

基本理念	重要施策	
全てのこどもの健やかな成長と「こいのこ」の想いをまんなかに「こいのこ」をつなぐまちに笑顔輝くまちみよし	ライフステージを通じた重要施策	(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
		(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
		(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
		(4) こどもの貧困対策
		(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
		(6) 外国にルーツのあるこどもへの支援
		(7) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
		(8) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
	ライフステージ別の取組	(1) こどもの誕生前から幼児期まで
		(2) 学童期・思春期
		(3) 青年期
	子育て当事者への支援に関する取組	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
		(2) 地域子育て支援、家庭教育支援
		(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画への促進・拡大
		(4) ひとり親家庭への支援

重要テーマ
こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
①遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
②こどもまんなかまちづくり
③こども・若者が活躍できる機会づくり
④こども・若者の可能性を拡げていくためのジェンダーギャップの解消
こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
①子育て世帯の生活安定に資するための支援
②教育の支援
障がい児支援・医療的ケア児等への支援
外国にルーツのあるこどもへの支援
①児童虐待防止対策の更なる強化
②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
③ヤングケアラーへの支援
①こども・若者の自殺対策
②こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
③こども・若者の性犯罪・性暴力対策
④犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
⑤非行防止と自立支援
①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
②こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
①居場所づくり
②小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
③誰もが安心して過ごし、学ぶことのできる質の高い公教育の充実
④こどもの人権尊重とこども主体の教育の充実
⑤いじめ防止・いじめ問題への対応
⑥不登校のこどもへの支援
⑦社会人になる前に必要となる知識に関する情報提供や教育
⑧高校中退の予防、高校中退後の支援
①高等教育の修学支援、高等教育の充実
②就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
③結婚を希望する者への支援、結婚に伴う新生活への支援
④悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
子育てや教育に関する経済的負担の軽減
地域子育て支援、家庭教育支援
共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画への促進・拡大
ひとり親家庭への支援

2 ライフステージを通した重要施策

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

- ❖ 全てのこども・若者に対して、こども基本法やこどもの権利条約、本計画の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や普及啓発に取り組むことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く周知します。
- ❖ こどもの教育、養育の場において、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進するとともに、こども、若者や子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとする大人を対象に、人権啓発活動を推進します。

目標	現状値	目標値
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	19.4%	70.0%
「こども政策に関して自身の意見を聞いてもらえている」と思うこども・若者の割合	こども 22.9% 若者 19.9%	70.0%
「みよし市はこどもや若者が希望を持って暮らしていくことができるまちだ」と思う若者の割合	75.3%	現状維持

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

① 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

- ❖ 年齢や発達の程度に応じた遊び・体験の機会や場を創出し、体験学習や読書活動等についての取組を推進するとともに、こども達が規則正しい生活習慣や社会性を身に付け、健やかに成長できるよう、心身の健康と体力向上に向けた取組を推進します。

② こどもまんなかまちづくり

- ❖ こどもや子育て当事者等、誰もが身近な場所で充実した活動ができるよう、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流を生み出す機会の創出などの取組を推進します。
- ❖ こども達が天候にかかわらず多様な体験ができる、雨天時での利用も可能な遊べる施設の整備を推進します。

③ こども・若者が活躍できる機会づくり

- ❖ グローバルな現代社会において、多様な文化、価値観を持つ多種多様な人々との接点が多くなることから、多様な文化、価値観を正しく理解し、相手を尊重するグローバル・シチズンシップに基づいた国際理解教育及び人権教育・道徳教育の推進に取り組みます。

- ❖ 経済のグローバル化、A I や I o T 等の先端技術で経済をけん引できる人材の育成に向けて、小・中学校の個別最適・協働的な学びの一体的な充実を図る中で、新たな技術に対応した情報モラルを含む情報活用能力の向上を推進し、さらに、特定分野に特異な才能のあるこども・若者への支援を推進します。
- ❖ 将来の社会的自立を目指し、こども・若者のキャリア発達に努め、望ましいキャリア発達場を保障する教育を展開します。

④ こども・若者の可能性を拡げていくためのジェンダーギャップの解消

- ❖ 児童生徒の発達段階に応じ、男女平等や男女共同参画社会、人権の尊重、ジェンダー平等に関する理解を促進するための啓発活動を推進します。
- ❖ 性の多様性に関する多様な悩みに対応するための相談体制の整備や固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する啓発や情報発信を推進します。

目標	現状値	目標値
「生活に満足している」と思うこども・若者の割合	こども 92.4% 若者 45.9%	こども 現状維持 若者 70.0%
社会的スキルを身に着けているこどもの割合	77.9%	80.0%
「こども政策に関して自身の意見を聞いてもらっている」と思うこども・若者の割合	こども 22.9% 若者 19.9%	70.0%

（３）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

- ❖ プレコンセプションケア※の取組を推進するとともに、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し切れ目のない成育医療等の提供を推進します。

※若い男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康に向き合うこと

- ❖ 就学前から学齢期の児童生徒に対し、こどもの成長や発達段階に応じた性教育を実施するとともに、妊産婦等への出産、子育てに関する健康教育の取組を推進します。
- ❖ こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進するために医療費助成等の支援を行います。
- ❖ 将来の自立に向け、医療的ケア児が健常児と一緒に学ぶことのできる環境の整備に努めます。

目標	現状値	目標値
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	22.2%	70.0%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	74.6%	90.0%

(4) こどもの貧困対策

① 子育て世帯の生活安定に資するための支援

- ❖ 保護者の就労支援において、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援、仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりを進めます。
- ❖ 子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へサービスの利用を促していきます。
- ❖ 貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めます。

② 教育の支援

- ❖ 全てのこども・若者が、家庭の経済状況に関わらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるようにします。
- ❖ こどもが安心して多様な体験や遊びができる機会や学習する機会を確保し、必要な場合に支援に繋げるための取組を支援します。
- ❖ 学校や園、地域における関係機関及び団体が、要保護児童対策地域協議会、市教育委員会内の学校問題解決支援専門家チーム等の枠組みを活用して連携し、苦しい状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援に繋げる体制を強化します。
- ❖ 幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等や大学生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、高校や大学中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートを強化します。
- ❖ 成人期への移行期に親からのネグレクト等により必要な援助が受けられず困難な状況にある学生等の若者にも目配り、支援を充実させます。

目標	現状値	目標値
「生活に満足している」と思うこども・若者の割合	こども 92.4% 若者 45.9%	こども 現状維持 若者 70.0%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	こども 81.7% 若者 97.7%	こども 97.1% 若者 現状維持
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合	こども 75.5% 若者 77.5%	現状維持
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	こども 61.9% 若者 45.0%	80.0%
「みよし市はこどもや若者が希望を持って暮らしていくことができるまちだ」と思う若者の割合	75.3%	現状維持

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

- ❖ ノーマライゼーション※社会の実現を目指し、障がい児、医療的ケア児が一人一人の教育的ニーズに応じて安心・安全に学ぶことができる特別支援教育の更なる充実に向けた取組を推進します。※障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともに生き生きと活動できる社会を目指すという理念
- ❖ 障がい児、医療的ケア児の社会的自立に向けたキャリア教育の充実を図るとともに、関係機関と連携して就労への移行支援の充実に努めます。
- ❖ 障がい児、医療的ケア児及びその家族が身近な地域で安心して生活ができるよう、関係機関と連携を図り支援体制の構築に向けての取組を推進します。
- ❖ 障がい児、医療的ケア児の保護者やきょうだいへの支援に取り組みます。
- ❖ 障がい児支援を包括的に行うための中核的な施設として、児童発達支援センターの整備を推進します。

目標	現状値	目標値
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	こども 81.7% 若者 97.7%	こども 97.1% 若者 現状維持
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合	こども 75.5% 若者 77.5%	現状維持
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	74.6%	90.0%

(6) 外国にルーツのあるこどもへの支援

- ❖ 日本語の初期指導体制をさらに充実させ、外国にルーツのあるこどもの学校や社会への適応を促します。
- ❖ 外国にルーツのあるこどもの就学前の学びの場や、中学校卒業後のキャリア形成に向けた学びの場を創造する取組を推進します。

目標	現状値	目標値
社会的スキルを身に付けているこどもの割合	77.9%	80.0%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	こども 75.5% 若者 77.5%	現状維持
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	こども 61.9% 若者 45.0%	80.0%

(7) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

① 児童虐待防止対策の更なる強化

- ❖ 子育てに困難を抱える世帯を早期に把握し、支援に繋げていくとともに、子育て中の親の不安、負担、孤独を緩和するために、子育て親子の交流や育児に関する相談、情報提供を行い、支援を必要とする家庭に対して適切なサービスに繋がられるよう取組を推進します。
- ❖ 予期せぬ妊娠等に悩む若年女性に対して、相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化とともに、相談窓口の周知などに取り組みます。
- ❖ 児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、こどもの権利擁護を推進するとともに、虐待等により家庭から孤立した状態のこども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組みます。
- ❖ 性被害の被害者等となったこどもの精神的・身体的な負担軽減等に取り組み、こどもからの聴取を適切に行えるよう、聴取を行う側の知見や技術の向上を図り、こどもが安心して話すことができる環境整備を進めます。

② 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

- ❖ 社会的養護を必要とするこどもの権利保障やこどもの意見表明権を尊重した環境整備を、教育や医療、福祉、警察等の関係機関と連携して行います。
- ❖ 施設や里親等の下で育った社会的養護経験者に対して、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、地域社会とのつながりをもてるよう支援します。虐待経験があっても社会的養護の経験がない若者についても支援の対象とします。

③ ヤングケアラーへの支援

- ❖ ヤングケアラーの問題は、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援に繋げていきます。
- ❖ 家族のケアなどに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

目標	現状値	目標値
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	こども 81.7% 若者 97.7%	こども 97.1% 若者 現状維持
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	こども 75.5% 若者 77.5%	現状維持
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	こども 61.9% 若者 45.0%	80.0%
「みよし市はこどもや若者が希望を持って暮らしていくことができるまちだ」と思う若者の割合	75.3%	現状維持

(8) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

① こども・若者の自殺対策

- ❖ 自殺予防教育、こどもとの対話や学校で配布される一人1台タブレット端末の活用等による自殺リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら、きめ細やかな相談支援等に取り組みます。

② こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

- ❖ こどもが主体的にインターネットを利用できる能力や情報リテラシーを習得するための支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進など、関係機関と協力してこどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備を呼びかけます。

③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策

- ❖ 生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学校・園における生命（いのち）の教育を推進します。
- ❖ 相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実や継続的な啓発活動の実施を推進します。

④ 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

- ❖ こどもの生命と安全を守るため、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進めます。
- ❖ こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進めます。

⑤ 非行防止と自立支援

- ❖ こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進するとともに、社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。
- ❖ 学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図り、また、保護観察の対象となったこども・若者に対する処遇の強化を図るとともに、保護司などとの連携の強化や体制の充実を図ります。

目標	現状値	目標値
「生活に満足している」と思うこども・若者の割合	こども 92.4% 若者 45.9%	こども 現状維持 若者 70.0%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	こども 81.7% 若者 97.7%	こども 97.1% 若者 現状維持
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	こども 61.9% 若者 45.0%	80.0%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合	こども 75.5% 若者 77.5%	現状維持

3 ライフステージ別の取組

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

- ❖ 不妊症や不育症など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化、産前産後の支援の充実と体制強化を行います。
- ❖ 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、児童相談所や関係機関とも連携しながら、取組を進めます。
- ❖ こども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を強化します。

② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

- ❖ 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めます。
- ❖ 幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を実現します。
- ❖ 待機児童対策に取り組むとともに、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実させます。
- ❖ こどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用に繋げていくとともに、病児保育の充実を図ります。
- ❖ 幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもを始め、様々な文化を背景に持つこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていきます。

目標	現状値	目標値
「みよし市はこどもや若者が希望を持って暮らしていくことができるまちだ」と思う若者の割合	75.3%	現状維持
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	22.2%	70.0%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	74.6%	90.0%

(2) 学童期・思春期

① 居場所づくり

- ❖ こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。
- ❖ 全てのこどもが地域で安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、児童館、公民館や図書館などの社会教育施設及び放課後児童クラブ、放課後こども教室など、地域におけるこどもの居場所の充実に努めます。
- ❖ 家庭及びこどものニーズに応じて、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブと多様な体験活動の場である放課後こども教室の一体的な運営を充実させるとともに、クラブや教室の質・量の充実に図ります。

② 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

- ❖ こどもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実に図ります。
- ❖ 小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。
- ❖ こども・若者に対し、学校や保健所等において、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めるとともに、予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を進めます。

③ 誰もが安心して過ごし、学ぶことのできる質の高い公教育の充実

- ❖ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、こどもを地域全体で育む「共育・協育」、学校を核とした地域づくりを推進します。
- ❖ 幼児から高齢者まで、ともにスポーツや文化・芸術等に親しむことができる環境の整備を学校と地域が協力して推進し、学校や地域におけるこどもの体力の向上や豊かなこころの醸成に資する取組を推進します。
- ❖ 「学校における働き方改革、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進」、「GIGAスクール構想の着実な推進と学校DXの加速」、「幼児期及び幼・保・小接続期の教育の質的向上」、「新しい時代の学びの実現に向けた学校施設等の整備」等を通して、質の高い教育を受けられる環境を整備します。
- ❖ 複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒に対し、よりきめ細かな支援を実施するため、養護教諭・栄養教諭の業務支援を推進するとともに、現代的健康課題に関する理解の増進や食に関する個別指導の充実等の取組などを通して、学校における健康教育を一層推進します。

④ こどもの人権尊重とこども主体の教育の充実

- ❖ こどもの人権を最大限に尊重し、教師による体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組を強化します。また、教育活動全般を通して、情報モラル教育を含めたデジタル・シチズンシップ教育、多様性を認め包摂性に富んだグローバル・シチズンシップに基づいた人権教育・道徳教育の充実を図ります。
- ❖ ノーマライゼーション社会の実現を目指し、障がい児、医療的ケア児が一人一人の教育的ニーズに応じて安全・安心に学ぶことができるインクルーシブ教育を含めた特別支援教育や外国にルーツのあるこどもに対する日本語教育・適応支援、異能児童生徒への支援等の充実に向けた取組を推進します。
- ❖ 学校行事、児童・生徒会活動等の特別活動や総合的な学習の時間における探究活動において、自ら責任を持って主体的に集団作りや他者への貢献をする経験を繰り返し体験させる教育を推進します。
- ❖ 校則や学校における慣習の見直しにおいては、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために必要な事柄をこども自身が考え、責任ある判断をすることを重視した指導を展開するよう促していきます。
- ❖ こどもの権利侵害からの救済及び回復を目的に、権利侵害を受けたこどもを適切かつ速やかに救済するためのこどもの権利擁護委員会を設置します。

⑤ いじめ防止・いじめ問題への対応

- ❖ いじめの未然防止のため、教育活動全般を通して、人権感覚やコミュニケーション能力、セルフ・エスティーム※、思いやり、生命の尊重等の道徳性や道徳的実践力の育成に努めます。
※自尊心、自尊感情、自己肯定感等
- ❖ こども主体のいじめ防止に資する取組の実施、市いじめ防止基本方針に基づいたいじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化します。
- ❖ SNSによる誹謗中傷を始めとするいわゆる「ネットいじめ」への対策のため、関係機関との連携を強化するとともに、デジタル・シチズンシップ教育の推進を図ります。
- ❖ 学校や地域だけでは解決できない問題に対応するため、市教育委員会内に学校問題解決支援専門家チームを立ち上げ、関係機関及び当該校のいじめ問題対策委員会と連携して、いじめ問題の解決を目指します。

⑥ 不登校のこどもへの支援

- ❖ 全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図るとともに、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化します。

- ❖ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市内外の専門相談機関、医療・福祉関係者などの専門家に、当該児童生徒や保護者がいつでも相談できる環境を整備します。
- ❖ 不登校のこどもの意見も聞きながら、不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係る要因分析を行い、学校教育及び家庭教育の改善に生かします。

⑦ 社会人になる前に必要となる知識に関する情報提供や教育

- ❖ 職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動の場の提供、高校等における労働関係法令、社会保障制度の教育への出張授業等の取組を推進します。
- ❖ 様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組めます。
- ❖ 主権者教育、消費者教育、金融教育等の推進に寄与するため、高校段階の教育への協力体制を構築します。

⑧ 高校中退の予防、高校中退後の支援

- ❖ 中学校卒業時に、引きこもりや不登校状態の生徒とその保護者に対して、高校入学後の相談窓口や機関について周知します。
- ❖ 高校中退を予防するため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上や進路支援、キャリア教育の充実、課題に応じて適切な支援に繋げるスクールソーシャルワーカーの配置推進など、市内及び近隣の高校が取り組む指導・相談への連携・協力を推進します。
- ❖ 地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援の内容について、中退したこどもに高校が情報提供を行うことができるよう連携・協力していきます。

目標	現状値	目標値
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合 (自己肯定感の高さ)	こども 63.0% 若者 67.4%	70.0%
社会的スキルを身に着けているこどもの割合	77.9%	80.0%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	こども 74.4% 若者 70.2%	90.0%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	こども 81.7% 若者 97.7%	こども 97.1% 若者 現状維持
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	こども 61.9% 若者 45.0%	80.0%
「みよし市はこどもや若者が希望を持って暮らしていくことができるまちだ」と思う若者の割合	75.3%	現状維持

(3) 青年期

① 高等教育の修学支援、高等教育の充実

- ❖ 高等教育修学支援、大学等における教育内容・方法の改善、在学中からの職業意識の形成支援、学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育等に積極的に協力します。
- ❖ 大学等における学生の自殺対策などの取組や、障がいのある学生への支援を推進します。
- ❖ 幅広い学習者の要請に対応するための大学等における生涯学習の取組を促したり、学びの場を提供したりします。

② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

- ❖ 就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行います。
- ❖ 離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援を行うとともに、ハローワーク等による若者への就職支援に取り組めます。

③ 結婚を希望する者への支援、結婚に伴う新生活への支援

- ❖ 出会いの機会・場の創出支援について効果の高い取組、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。

④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

- ❖ ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。
- ❖ こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方を始め、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報、悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートに繋げることができるような情報等について学生を含む若者に周知します。

目標	現状値	目標値
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合 (自己肯定感の高さ)	こども 63.0% 若者 67.4%	70.0%
「みよし市はこどもや若者が希望を持って暮らして いくことができるまちだ」と思う若者の割合	75.3%	現状維持
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現 に向かっている」と思う人の割合	22.2%	70.0%

4 子育て当事者への支援に関する取組

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ❖ 幼児教育・保育の無償化や給食の無償化、一人1台タブレットや副教材の公費購入、高校等の授業料支援、高等教育の修学支援など、幼児期から高等教育期まで切れ目のない負担軽減を実施します。

目標	現状値	目標値
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	19.4%	70.0%
「生活に満足している」と思うこども・若者の割合	こども 92.4% 若者 45.9%	こども 現状維持 若者 70.0%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	22.2%	70.0%

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

- ❖ 地域学校協働本部への支援を通して、行政区や地域の団体と一緒に子育てに関する活動を支えます。
- ❖ オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行うとともに、親としてのこどもとの関わり方の工夫や体罰によらないこどもの人権に配慮した子育てに関する啓発を進めます。
- ❖ 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組を推進するとともに、地域学校協働本部と連携して家庭教育支援チームの立ち上げを図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。
- ❖ 不安や悩みを抱える子育て当事者やその家族に対し、ストレスの軽減やこころの健康を維持するための相談体制の整備を図るとともに、普及啓発や必要な情報発信を行い、相談しやすい環境づくりを促進します。

目標	現状値	目標値
「生活に満足している」と思うこども・若者の割合	こども 92.4% 若者 45.9%	こども 現状維持 若者 70.0%
「みよし市はこどもや若者が希望を持って暮らしていくことができるまちだ」と思う若者の割合	75.3%	現状維持
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	22.2%	70.0%

(3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画への促進・拡大

- ❖ 子育て支援に積極的に関わり、仕事と育児の両立、地域の子育てを応援する事業所を認定する取組を実施します。
- ❖ 女性、男性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていきます。
- ❖ 長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生充実を図ることにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進めます。

目標	現状値	目標値
「みよし市はこどもや若者が希望を持って暮らしていくことができるまちだ」と思う若者の割合	75.3%	現状維持
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	22.2%	70.0%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	74.6%	90.0%

(4) ひとり親家庭への支援

- ❖ 当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行います。
- ❖ こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図ります。
- ❖ 相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援に繋げることができる相談支援体制を強化します。
- ❖ ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等を適切に行いつつ、こどもが不利益を被らない子育ての実現に向けた支援を展開します。

目標	現状値	目標値
「生活に満足している」と思うこども・若者の割合	こども 92.4% 若者 45.9%	こども 現状維持 若者 70.0%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	22.2%	70.0%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	74.6%	90.0%

5 こども・若者の社会参画・意見反映

(1) 市の政策決定過程へのこども・若者の参画促進

- ❖ こども・若者の意見を政策に反映させるための取組（『こども若者★いけんぷらす』）の周知や、国が作成した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に基づく、こども・若者の社会参画の促進と、意見を聴く取組を行います。
- ❖ こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組み、こども・若者の意見を表明する権利について広く周知啓発するとともに、こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行います。
- ❖ 様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者、低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高く持てないこどもや若者も、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をします。
- ❖ こどもの意見表明の機会として、小学生、中学生、高校生による、みよし市こども会議を開催します。

(2) 社会参画や意見反映を支える人材の活用

- ❖ こどもや若者が意見を言いやすい環境を作るため、安全・安心な場を作り、意見を引き出すファシリテーターを積極的に活用するように努めます。

6 こども施策の共通の基盤となる取組

(1) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

- ❖ こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。
- ❖ 地域における身近な大人だけでなく、ボランティアやピアサポートができる人材など、多様な人材の確保と育成に努めます。
- ❖ こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体や行政機関の連携強化を図ります。

(2) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

- ❖ こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を図ります。
- ❖ 「こどもまんなかアクション」の推進のため、取組内容の周知に努めます。
- ❖ 様々な取組を通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

第5章

子ども・子育て
支援事業計画

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域毎に、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を記載することとなっています。

本市では、前計画において、教育・保育等を始めとする主要事業について、「全市域」を提供区域とする方向を定めてきました。現在においても、保育園は市内全域に配置され、私立幼稚園についてもある程度バランスよく配置されている状況にあります。山間集落や大きな河川等の物理的な要因が市民の移動を妨げるという現状もなく、市内全域を30分程度で移動できるという地域特性も勘案し、本計画においても引き続き全市域を提供区域とすることとします。

2 将来人口推計

本計画の「量の見込み」を算出するに当たっては、推計児童数に基づき算出することになるため、計画期間における将来人口推計を実施しました。

推計に当たっては、過去3年間の本市住民記録を基に、コーホート変化率法により行いました。

推計児童数

単位（人）

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
0歳	440	455	455	455	453
1歳	465	456	471	471	471
2歳	499	471	462	477	477
3歳	541	494	466	457	472
4歳	523	544	496	468	459
5歳	521	526	547	498	470
6歳	552	519	524	545	496
7歳	627	558	525	530	551
8歳	592	627	558	525	530
9歳	634	593	628	559	526
10歳	653	630	589	624	556
11歳	609	657	634	593	628
合計	6,656	6,530	6,355	6,202	6,089

※コーホート変化率法とは、ある年次の性別・年齢別人口を基準として、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する方法です。

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 算出の考え方

① 量の見込みの算出方法

「量の見込み」の算定に当たっては、『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（手引き改訂版 ver. 2（令和6（2024）年10月）』を一部活用しています。

② 認定区分

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みとなっています。こどもの年齢と保育の必要性に基づいて、1・2・3号認定に区分します。1号認定は3～5歳児で「保育を必要とせず、教育のみを必要とする」児童、2号認定は3～5歳児で「保育を必要とする」児童、3号認定は0～2歳児で「保育を必要とする」児童に対応しています。

【認定区分】

	保育の必要性あり		保育の必要性なし
0～2歳児	3号認定		
	保育標準時間利用（11時間）	保育短時間利用（8時間）	
3～5歳児	2号認定		1号認定
	保育標準時間利用（11時間）	保育短時間利用（8時間）	教育標準時間利用（4時間）

(2) 量の見込み及び確保の内容について

教育・保育の量の見込みと確保の内容

① 幼稚園

ニーズ調査結果及び人口推計値に基づく「量の見込み」に、他市町村児童の受け入れ、みよし市児童の市外への通園（広域利用）などを加味して、幼稚園の目標数値を以下のように設定します。このうち、2号に区分されるのは、幼児期の学校教育の利用希望が強い共働き家庭が該当します。

【量の見込みと確保の内容（幼稚園）】

単位（人）

区 分			令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の 見込み	1号	3～5歳	630	628	613	581	572
	2号		50	50	48	46	44
	他市町村児童の受入		460	460	460	460	460
	東郷町		180	180	180	180	180
	日進市		280	280	280	280	280
	計		1,140	1,138	1,121	1,087	1,076
②確保の 内容	1号	3～5歳	1,717	1,717	1,717	1,717	1,717
	2号		51	51	51	51	51
	計		1,768	1,768	1,768	1,768	1,768
差 (②－①)			628	630	647	681	692

【確保策】

- ❖ 市内の私立幼稚園との連携を強化し、定員の確保に努めます。
- ❖ 2号認定による利用見込みについては、幼稚園における長時間・通年の預かり保育により対応します。

② 保育園

ニーズ調査結果及び人口推計値に基づく「量の見込み」は、下表のとおりです。保育園を利用するための保護者の労働時間の下限は、令和元（2019）年度以降は月60時間で据え置きとなります。一方、フルタイムで働く母親の割合が増加しており、育休復帰に伴う1～2歳の利用ニーズが増加傾向にあります。

【量の見込みと確保の内容（保育園）】

単位（人）

区 分			令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	2号	3～5歳	885	873	842	794	781
	3号	0歳児	68	79	79	79	77
		1歳児	227	222	231	231	231
		2歳児	256	262	261	261	261
	計		1,436	1,436	1,413	1,365	1,350
②確保の内容	2号	3～5歳	945	946	915	899	899
	3号	0歳児	89	107	107	107	107
		1歳児	259	265	265	265	265
		2歳児	281	287	287	287	287
	計		1,574	1,605	1,574	1,558	1,558
差 (②－①)			138	169	161	193	208

【確保策】

- ❖ 増加傾向にある0～2歳児について、既存の保育園の定員配分を臨時的に見直し、0～2歳児の定員を増やします。
- ❖ 老朽化した城山保育園に関しては、移転して新たな施設を設置することとし、令和8（2026）年度に開所できるよう事業を着実に進めます。
- ❖ 保育ニーズの多様化に対応するとともに、市の財政負担軽減を図るため、公立保育園の民間移管を計画的に進めます。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

① 時間外保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用時間以外の時間に、保育園等において保育を実施する事業です。延長保育事業として実施しています。

【量の見込みと確保の内容（時間外保育）】

単位（人）

区 分	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	446	440	432	421	418
②確保の内容	446	440	432	421	418
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保策】

- ❖ 共働き家庭の増加に伴い、今後利用者が増加する可能性がありますので、利用状況を踏まえて提供体制を確保します。

② 放課後児童健全育成事業

保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない小学生に対し、自主活動や遊びを中心とした活動等を通して、健全な育成を図る事業です。令和6（2024）年4月1日現在、公立8クラブ16教室と私立3クラブ3教室において、753人の児童が利用しています。

共働き家庭が増加しており、児童数が減少しても見込み量はほぼ横ばいです。また、児童数が増加する北部小学校区、天王小学校区で定員を上回る利用が見込まれます。

【量の見込みと確保の内容（放課後児童健全育成事業）】

単位（人）

区 分		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	1年	237	235	232	231	233
	2年	213	213	210	209	211
	3年	161	163	160	161	161
	4年	113	115	108	108	110
	5年	37	37	34	33	33
	6年	14	12	11	11	11
	計	775	775	755	753	759
②確保の内容	1年	237	235	232	231	233
	2年	213	213	210	209	211
	3年	161	163	160	161	161
	4年	113	115	108	108	110
	5年	37	37	34	33	33
	6年	14	12	11	11	11
	計	775	775	755	753	759
差（②－①）		0	0	0	0	0

【確保策】

- ❖ 放課後こども教室等、他事業との連携も含め、総合的に放課後のこどもの居場所が確保できるよう、関係機関とも対応を検討します。また、利用ニーズに対応するため、利用定員を上回る放課後児童クラブから利用人数の少ないクラブへの移送などを進めることにより、定員の確保を図ります。なお、夏休み期間中については定員を別に確保します。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容（子育て短期支援事業）】 単位（人日）

区 分	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	67	67	67	67	67
②確保の内容	67	67	67	67	67
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策】

- ❖ 4施設との委託契約により、提供体制を確保します。

④ 地域子育て支援拠点事業

親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けたりしながら家庭訪問や子育て支援を行う事業です。

令和6（2024）年度現在、市内4か所で実施しています。

【量の見込みと確保の内容（地域子育て支援拠点事業）】 ※年間換算 単位（人回）

区 分	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	6,618	6,513	6,541	6,613	6,600
②確保の内容	親子ルーム	6,960	6,960	6,960	6,960
	相談等	1,200	1,200	1,200	1,200
	計	8,160	8,160	8,160	8,160
差(②-①)	1,542	1,647	1,619	1,547	1,560

【確保策】

- ❖ 子育て総合支援センターを始め、市内4か所の子育て支援センターで、子育てに関する質問や心配事について相談に応じます。
- ❖ 親子で一緒に遊びながら参加者同士の交流や情報交換を行う親子ふれあいルームを毎月開催していきます。
- ❖ 未就園児の保護者の利用ニーズに対応できる提供体制を確保します。

⑤ 一時預かり事業（幼稚園）

幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業を実施しています。

【量の見込みと確保の内容（一時預かり事業：幼稚園）】 単位（人日）

区 分	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	14,124	14,061	13,564	12,926	12,534
②確保の内容	49,000	49,000	49,000	49,000	49,000
差(②-①)	34,876	34,939	35,436	36,074	36,466

【確保策】

- ❖ 2号認定による利用を含め、幼稚園における預かり保育の提供体制を確保します。

⑥ 一時預かり事業（幼稚園以外）

就学前児童全般を対象とした保育園での一時預かり、ファミリー・サポート・センターでの一時預かり等による一時預かり事業を実施しています。

【量の見込みと確保の内容（一時預かり事業：幼稚園以外）】 単位（人日）

区 分	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	7,785	7,519	7,311	7,018	6,906
②確保の内容	8,730	8,730	8,730	8,730	8,730
差(②-①)	945	1,211	1,419	1,712	1,824

【確保策】

- ❖ 見込み量を踏まえて実施体制を確保します。

⑦ 病児・病後児保育事業

病気やけがの回復期の児童又は回復期に至らない児童を家庭で保育ができないとき、一時的に預かり、保護者の子育てと就労との両立を支援する事業です。

【量の見込みと確保の内容（病児・病後児保育事業）】 単位（人日）

区 分	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	81	79	78	76	75
②確保の内容	729	729	729	729	729
差(②-①)	648	650	651	653	654

【確保策】

- ❖ 専用施設において、提供体制を確保します。

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みについては、就学前児童（0～5歳）分は前述の「一時預かり事業」として見込み、ここでは「就学児（6歳～11歳）」分を整理しています。

【量の見込みと確保の内容（子育て援助活動支援事業）】 単位（人日）

区 分	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	1,244	1,226	1,211	1,191	1,183
②確保の内容	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
差（②－①）	196	214	229	249	257

【確保策】

- ❖ 見込み量を踏まえて、引き続き援助会員の確保に取り組み、提供体制を確保していきます。

⑨ 利用者支援事業（こども家庭センター型）

妊娠期から、子育てに関する情報提供や相談等の必要な支援を行っています。要支援妊婦には「支援プラン」を作成し、電話や訪問により継続的にフォローするとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【量の見込みと確保の内容（利用者支援事業）】 単位（か所）

区 分	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保策】

- ❖ 令和6（2024）年度からこども家庭センターで事業を実施しており、今後も関係機関と連携して母子の支援を行います。

⑩ 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本市では母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査の補助券（14回分）を併せて交付し、医療機関（愛知県医師会会員医療機関）での受診を勧奨しています。

【量の見込みと確保の内容（妊婦に対する健康診査）】

単位（人）

区 分	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	480	485	487	495	490
②確保の内容	480	485	487	495	490
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保策】

- ❖ 今後も母子健康手帳交付時の健診補助券交付を継続するとともに、受診勧奨に努めます。

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本市では、「こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)」として実施しています。

【量の見込みと確保の内容（乳児家庭全戸訪問事業）】

単位（人）

区 分	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	480	485	487	495	490
②確保の内容	480	485	487	495	490
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保策】

- ❖ 対象乳児のいる家庭を確実に把握し、訪問できるよう努めます。

⑫ 養育支援訪問事業

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を拡充させるため、養育支援が特に必要である家庭に対し、養育に関する相談・支援を行います。

養育者が身体的・精神的な不調、若年の妊婦や望まない妊娠等で、出産や育児に不安や問題を抱えている家庭に対し、必要な相談支援を行い、自立した生活ができるように支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容（養育支援訪問事業）】

単位（人日）

区 分	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	105	105	105	105	105
②確保の内容	105	105	105	105	105
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保策】

- ❖ 養育支援が必要な家庭を把握し、適切な支援ができるよう提供体制を確保します。
- ❖ 関係機関と連携し、支援家庭が自立した生活ができるよう助言や指導を行います。

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育給付認定保護者に対する日用品や文房具等に要する費用の補助及び施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容（実費徴収に係る補足給付を行う事業）】

単位（人）

区 分	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	85	85	85	85	85
②確保の内容	85	85	85	85	85
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保策】

- ❖ 対象者の利用ニーズに対応できる提供体制を確保します。

⑭ 多様な事業者の参入促進・能力開発事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制を構築するための事業です。

【量の見込みと確保の内容（多様な事業者の参入促進・能力開発事業）】 単位（か所）

区 分	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の内容	3	3	3	3	3
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保策】

- ❖ 対象者の利用ニーズに対応できる提供体制を確保します。

⑮ 子育て世帯訪問支援事業

家事、子育て等に対して不安や悩みを抱える子育て家庭又は妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施する事業です。

支援が必要な家庭へ訪問支援員を派遣し、保護者と一緒に家庭又は養育環境の改善を図ります。

【量の見込みと確保の内容（子育て世帯訪問支援事業）】 単位（人日）

区 分	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保の内容	20	20	20	20	20
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保策】

- ❖ 支援が必要な家庭を把握し、適切な支援ができるよう提供体制を確保します。

⑯ 児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を提供し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【量の見込みと確保の内容（児童育成支援拠点事業）】

単位（人）

区 分	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差（②－①）	0	0	0	0	0

⑰ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者等に対して、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を実施する事業です。

講義やグループワーク、ロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニングを実施し、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

【量の見込みと確保の内容（親子関係形成支援事業）】

単位（人）

区 分	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	12	12	12	12	12
②確保の内容	12	12	12	12	12
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保策】

- ❖ 支援が必要な保護者に適切な支援ができるよう提供体制を確保します。
- ❖ 職員がペアレント・トレーニングに係る研修を受講し、スキルアップを図ります。

⑱ 妊産婦等包括相談支援事業

妊娠期から出産後、子育て期まで切れ目ない支援を実施し、妊娠・出産・子育ての不安を軽減し、孤立感の予防に努めます。

【量の見込みと確保の内容（妊産婦等包括相談支援事業）】

単位（回）

区 分	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	1,440	1,455	1,461	1,485	1,470
②確保の内容	1,440	1,455	1,461	1,485	1,470
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保策】

- ❖ 妊娠届出時面談、妊娠8か月ごろのアンケート、出生後の面談において、妊産婦の心身の状況を把握し、妊娠・出産・育児に対する相談支援を実施します。

⑲ 産後ケア事業

出産後1年未満の心身ともに不安定になりやすい時期に、産科医療機関や助産院、自宅において助産師等の専門的なサポートを受けることができます。

デイサービス（日帰り）型、宿泊型、訪問型の3種類があります。

【量の見込みと確保の内容（産後ケア事業）】

単位（人日）

区 分	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	300	300	300	300	300
②確保の内容	300	300	300	300	300
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保策】

- ❖ 妊娠届出時やパパママ教室、妊婦面談、出生後の面談において産後ケアを周知し、妊婦の心身の状態をアセスメントし、適切な時期に利用できるよう支援していきます。また、事業実施機関と連携し、切れ目のない支援を行います。

⑳ こども誰でも通園制度

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付事業です。

【量の見込みと確保の内容（こども誰でも通園制度）】

単位（人日）

区 分	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	—	8,505	11,421	11,421	11,421
②確保の内容	—	8,505	12,150	14,823	14,823
差（②－①）	—	0	729	3,402	3,402

【確保策】

- ❖ 既存保育園の保育室を活用し、利用ニーズに対応できる提供体制を確保します。

4 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

本市においては、「要保護児童対策地域協議会」を開催し、児童虐待等の要保護児童・要支援児童や特定妊婦に対して、医療、福祉、保健、教育等の関係機関が連携して、早期発見や未然防止等の円滑な推進を図っています。

事案に対する確実な連携を行うため、引き続き各関係機関とケース会議を密に行い、支援の方向性等の共通認識を行います。

5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

（１）認定こども園の普及に係る基本的な考え方

子ども・子育て関連３法に基づく、子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等に関わらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では更なる普及を促進しているところです。

本市では、保護者ニーズを始め、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取組を進める中で、地域の実情に応じた認定こども園への移行も視野に入れ、検討を進めます。

（２）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基本的な考え方と連携、推進

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を持つことを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことです。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進に当たっては、本市がその実施主体となり、こどもの健やかな育ちと「こどもの最善の利益」が実現される社会の実現を目指して、取組を推進するとともに、これらの事業を実施する関係機関は情報の共有と連携を図っていきます。

また、幼児期の教育から小学校教育へと環境が変わっても、こども一人一人が対応できるよう、就学前施設と小学校が相互理解を深め、小学校への円滑な接続に努めていきます。

6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保

令和元（2019）年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、愛知県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となっています。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、遅滞なく施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等、愛知県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

第6章

計画の進行管理

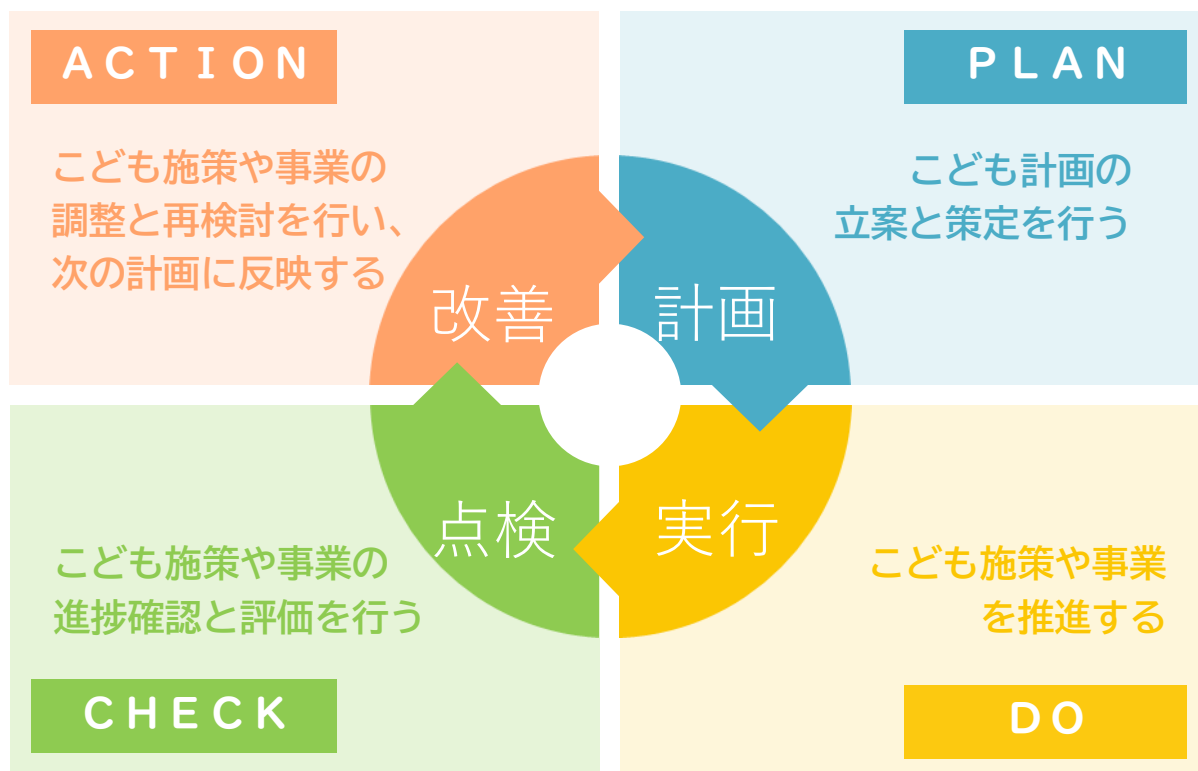
第6章 計画の進行管理

1 計画の推進に向けて

本市では、計画の策定に向けて、学識経験者や、関係機関・関係団体の代表者、教育関係者、子育ての当事者などから構成される「みよし市こども未来会議」を設置し、議論を行ってきました。

みよし市こども未来会議は、こども施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。

そのため、計画策定後も、計画における実施状況の点検・評価について、みよし市こども未来会議に報告するとともに、審議内容をみよし市のホームページ等で公表します。



資料編

資料編

1 みよし市こども未来会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市附属機関の設置に関する条例(平成21年三好町条例第2号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、みよし市こども未来会議(以下「こども未来会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 こども未来会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) こども計画(こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村こども計画をいう。以下同じ。)の策定の審議に関すること。
- (2) こども計画の調査、研究及び推進状況の検証に関すること。
- (3) こども施策を総合的に推進するための条例の審議に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項第1号に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事及び同項第2号に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、こども・子育て支援施策を推進するために必要な事項に関する事。

2 こども未来会議は、市長から諮問があったときは、その都度これを開き速やかに答申しなければならない。

(組織)

第3条 委員は、条例別表に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、4年以内とする。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、市民の委員が欠けた場合には新たな委員の公募は行わない。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 こども未来会議に会長を置き、学識経験を有する者のうちから市長が選任する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 こども未来会議の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 こども未来会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 こども未来会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、委員以外の関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 こども未来会議は、各分野別の調査研究及び計画策定に必要な資料収集のため、必要に応じて、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、各分野別の課長職以下の職員で構成する。

3 作業部会に部会長を置き、部会長はこども政策課長をもって充てる。

4 作業部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

(事務局)

第7条 こども未来会議の事務は、こども政策課において処理する。

2 こども政策課長は、こども未来会議の事務を円滑に実施するため、必要と認める場合は、他課の職員に事務局としてこども未来会議への出席を求めることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、こども未来会議の運営に関し必要な事項は、会長がこども未来会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(市民の委員の任期に関する特例)

2 この要綱の施行後最初に委嘱される市民の委員の任期は、改正後のみよし市児童育成計画審議会設置要綱第3条第2項第2号の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成27年4月1日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月29日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月29日)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和6年6月1日)

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

2 みよし市こども未来会議委員名簿

(任期：令和6(2024)年1月26日～令和8(2026)年3月31日)

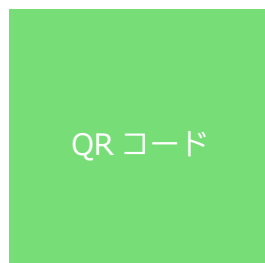
	氏名	役職等
1	渡辺 桜	名古屋学芸大学教授
2	梅川 小夜子	みよし市民生児童委員代表
3	山北 淳	みよし市立小学校代表
4	児玉 文子 伊藤 幸雄	私立幼稚園代表
5	都築 三恵子 三保 雅子	私立幼稚園父母の会代表
6	宮崎 務 山岡 直子	みよし市立保育園父母の会代表
7	高羽 薫 林 丹美	みよし市PTA連絡協議会代表
8	谷澤 智子	みよし市子ども会育成連絡協議会代表
9	小川 ひとみ 安本 順子	みよし市子育てクラブ連絡協議会代表
10	松本 美佐	みよし市子育て支援グループ代表
11	竹村 勉 坂田 浩己	みよし市工業経済会代表
12	菅沼 恵子	公募委員
13	松浦 三智代	公募委員
14	田畑 彰啓	豊田加茂福祉相談センター児童育成課長

※2段書きの委員は、上段が令和5(2023)年度、下段が令和6(2024)年度の委員

3 みよし市こども計画策定経過

時期	内 容
令和6(2024)年1月26日	令和5(2023)年度 第1回みよし市こども未来会議 (1)みよし市こども計画について (2)ニーズ調査の実施について (3)(仮称)こども基本条例について (4)今後のスケジュールについて
令和6(2024)年2月28日 ～ 3月29日	こども・子育て支援ニーズ調査の実施 (令和6(2024)年2月28日～3月17日) (令和6(2024)年5月7日～5月19日) こどもの生活状況調査の実施 (令和6(2024)年2月28日～3月17日) こども・若者の意識と生活に関する調査の実施 (令和6(2024)年3月12日～3月29日)
令和6(2024)年5月7日 ～ 5月19日	こども・子育て支援ニーズ調査の実施 (0歳児保護者対象)
令和6(2024)年6月11日	令和6(2024)年度 第1回みよし市こども未来会議 (1)市長からこども未来会議へ諮問 (2)ニーズ調査の結果報告について (3)こども会議等について (4)今後のスケジュールについて
令和6(2024)年9月20日	令和6(2024)年度 第2回みよし市こども未来会議 (1)こども会議等の報告について (2)(仮称)みよし市こども基本条例(案)について (3)みよし市こども計画の骨子について
令和6(2024)年11月7日	令和6(2024)年度 第3回みよし市こども未来会議 (1)(仮称)みよし市こども基本条例(案)について (2)みよし市こども計画(案)について
令和6(2024)年12月20日	令和6(2024)年度 第4回みよし市こども未来会議 (1)みよし市こども基本条例(案)について (2)みよし市こども計画(案)について (3)答申について
令和7(2025)年1月6日 ～ 2月14日	パブリックコメントの実施
令和7(2025)年2月20日	令和6(2024)年度 第5回みよし市こども未来会議 (1)みよし市こども基本条例(案)について (2)みよし市こども計画(案)について (3)答申について
令和7(2025)年3月7日	こども未来会議から市長へ答申
令和7(2025)年3月31日	みよし市こども計画の公表

みよし市のホームページアドレス及び QR コード
<https://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/>



みよし市 こども計画
編集・発行：みよし市 こども未来部 こども政策課
TEL 0561-32-8034 FAX 0561-76-5103